建　設　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月１日（木）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（８名）

委員長	松　平　　雄一郎
副委員長	品　田　　ひでこ
理　事	依　田　　翼
理　事	浅　川　　のぼる
理　事	豪　　一
理　事	宮　本　　伸　一
理　事	高　山　　泰　三
理　事	板　倉　　美千代

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

な　し

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長

菊　池　日　彦　　用地・施設マネジメント担当課長

猪　岡　君　彦　　財政課長

横　山　尚　人　　広報戦略課長

畑　中　貴　史　　総務課長

前　田　直　哉　　都市計画課長

川　西　宏　幸　　地域整備課長

村　田　博　章　　住環境課長

大　畑　幸　代　　建築指導課長

橋　本　淳　一　　管理課長

有　坂　和　彦　　道路課長

髙　橋　　彬　　みどり公園課長

武　藤　充　輝　　環境政策課長

石　川　浩　司　　リサイクル清掃課長

清　家　　忍　　文京清掃事務所長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一

議事調査担当　　眞　鍋　由起子

議事調査担当　　平　尾　和　香

８　本日の付議事件

(1)　付託議案審査

1)　議案第 39 号　文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

(2)付託請願審査

1)　請願受理第 23 号　学校の教育環境への配慮を求める請願

2)　請願受理第 24 号　文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査および被害防止条例の制定等に関する請願

3)　請願受理第 25 号　大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願

(3)　理事者報告

1)　湯島三丁目地区のまちづくり検討状況について

2)　文京区景観計画等見直し（素案）について

3)　第４次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果について

4)　令和７年度ごみ収集量、資源回収量及びし尿収集量・処分量について

(4)　一般質問

(5)　その他

午前　　９時５５分　開会

○松平委員長　皆様、おはようございます。時間前ではございますが、おそろいでございますので、ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事者は関係理事者に御出席をお願いしております。

なお、区長は文京区地域安全の集いに出席のため、午後１時 30 分から午後３時まで欠席、加藤副区長は病気療養中のため、終日欠席となります。

理事会についてですが、必要に応じで協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長　ありがとうございます。

○松平委員長　本日の委員会運営についてです。付託議案審査１件、付託請願審査３件、理事者報告４件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長　各委員及び理事者の皆様には、質問、答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にＰの通し番号がある場合はそちらを御指定くださるようお願いいたします。

○松平委員長　それでは、付託議案審査１件に移ります。

議案第 39 号、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例です。それでは、提案理由の

説明をお願いいたします。

鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　おはようございます。よろしくお願いします。

ただいま議題とされました、議案第 39 号、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。議案集のデータは 23 ページですが、委員会資料第１号を御覧ください。

本案は、令和８年５月 27 日に公布された都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により景観法の一部が改正されたことから、文京区景観づくり条例の規定を整備するものです。

改正内容については、本区条例第 10 条において引用しております、景観法第 16 条第７項を第 16 条第８項に、第 16 条第７項第 11 号を第 16 条第８項第 12 号に改めるものでございます。

付則は施行期日等を定めるもので、改正法令の施行日又はこの条例の施行日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○松平委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員　おはようございます。よろしくお願いします。

今回の条例改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律があり、それに伴い景観法の一部改正法があると。それによって今回条例の改正をするということでございまして、この法律の改正の趣旨としては、地方の活性化を推進することというふうに思いますけども、特に文京区への影響はあるのかないのか、確認させてください。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　このたび景観法の改正に伴って条例を、規定を整備するということでございますけれども、景観法の改正につきましては、その中身として、景観整備推進法人の指定を受けた民間会社等が、所有者に代わって建物の改修や利活用などを行って、面的に景観再生を図るための協定制度を想定したことですとか、都道府県に市町村間の調整権限を付与して、広域的な景観形成を促進するというような目的で改正がなされたというところになります。これ景観法の改正はそうなんですが、条例の中では特にこの条項を引用しているものではございませんので、この法改正に伴って、何か景観条例が変わるということではございません。

○松平委員長　よろしいですか。

では、板倉委員。

○板倉委員　今の質問とかなり同じような点になってしまうんですけれども。これについては、文京区には今回これによって景観づくり条例の中身、全く影響ないということなんですかね。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　条例の改正につきましては、引用する景観法の条項の番号がずれたことに伴って、その番号をそれに合わせて整備するというところでございますので、特に条例の趣旨と中身が変わるというものではございません。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　分かりました。ただ、この景観法を改正していくその大本っていうのは、都市再生特別措置法というのが軸になって、建築基準法とか景観法もそれに伴って改めていくというふうに言われてて。この都市再生特別措置法っていうのは、地方の再生、それが主になっているんですけども、国土交通省が言っているのは、地域の稼ぐ力の強化とか、地域に民間投資を呼び込むとされるというふうに言っている点では、新たな再開発の促進につながっていくのではないかという懸念を持っておりまして。これからこれがどういう形になっていくかということも注目していかなければならない問題だと思うんですけれども。

この条例そのものには影響ないということですけれども、これからこの都市再生特別措置法が施行になってからは影響っていうのはどういう形になっていくんでしょうか。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　景観法の前提となる都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行された後のことにつきまして、特に現状この法律を使用して何か区で事業を行っているということではございませんので、近々すぐに何か影響があるということではないかというふうに認識してございます。

委員の御指摘のとおり、国の説明の中では、地方の人口減少が進む中で、そういった地域の活性化の課題に対応するための法改正というふうに認識しておりまして、現状、都心部の文京区ですぐに同じ状況になるというふうには考えてございませんが、先々、人口の増加の傾向も変わってくるようなことがあれば、また、そういったときに考えることかなというふうに認識してございます。

○松平委員長　よろしいでしょうか。もう一点。

板倉委員。

○板倉委員　施行の日というのですけれども、この都市再生特別措置法の施行日は原則として公布から６か月以内とされているっていうふうになっているんですけれども、具体的にはいつ頃になるというようなことが分かるんでしょうか。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　現在のところ、その施行日がいつというところを明確に示されているところではなくて、法にもありますように、公布された５月 27 日から６か月以内というところでの表現にとどまっているところでございます。

○松平委員長　よろしいでしょうか。ほか御質疑のある方、よろしいですか。

では、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員　おはようございます。

この議案は、景観法の一部改正に伴う引用条文の整備をするもので、内容的に変わりはありませんということですので、自民党は議案第 39 号に賛成します。

○松平委員長　自民誉さん。

○豪一委員　自由民主党誉、議案第 39 号賛成します。

○松平委員長　公明党さん。

○宮本委員　今回の議案は、法改正による規定の整備であり、文京区への影響はないというふうに理解しております。公明党は議案 39 号に賛成します。

○松平委員長　永久の会さん。

○高山（泰）委員　議案第 39 号、永久の会は賛成いたします。

○松平委員長　区民が主役さん。

○依田委員　今回の条例改正、法改正に伴う引用条文のずれを解消するという技術的なものですので、区民が主役の会、議案第 39 号、賛成いたします。

○松平委員長　日本共産党さん。

○板倉委員　議案第 39 号、賛成いたします。

○松平委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○品田副委員長　良好な景観を形成していくというところにつながっていくというふうに思いますので、39 号、賛成をいたします。

○松平委員長　それでは、議案第 39 号の審査結果を御報告いたします。

賛成７、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

―――

○松平委員長　それでは、付託請願審査３件に移ります。

請願受理第 23 号、学校の教育環境への配慮を求める請願です。

請願文書表のデータ 24 ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第 23 号

・件　　名　　学校の教育環境への配慮を求める請願

・請　願　者　　文京区小日向３－17－11

佐　藤　　眞　郎

・紹 介 議 員　　小　林　　れい子　　金　子　　てるよし

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　建設委員会

・請 願 理 由

文部科学省の「学校施設整備指針」では、学校施設の整備に当たり、「周辺住宅等との間で日影やプライバシー、音等における相互の影響に配慮した配置とすることが重要である」とされています。実際、文京区内で近年改築または改築を計画された、誠之小学校、柳町小学校、小日向台町小学校などの設計を見ると、学校施設については、自校の教育環境だけではなく、周辺環境への影響にも十分配慮した設計とされていることが分かります。

一方、現在の制度では、建築基準関係規定に適合している建築計画であれば、実際に学校に日影やプライバシー等の影響が生じる場合であっても、学校の教育環境を保全するという観点から、建築主に特段の配慮や学校関係者との協議を求める仕組みが設けられているとはいえません。

そこで、文京区において、学校に近接する建築計画について、建築主が「日影、プライバシー、圧迫感その他の教育環境への影響に配慮すること」を明確に位置付ける制度を整備することが必要です。ここでいう制度の整備とは、学校に近接する建築計画を一律に制限するような規制を設けることではなく、学校の教育環境への配慮を求める仕組みを設けることです。こうした制度については、既に他自治体に参考となる先例があります。

①千代田区「建築計画の早期周知に関する条例」

計画敷地の境界から 10m 以内に学校等の施設がある場合、または冬至日に建築物の日影が学校等に及ぶ場合を対象として、通常の標識設置より少なくとも 60 日前に標識を設置し、説明

会を開催することを建築主に求めています。

また、区長は、建築主が地域関係者及び学校等関係者（学校等の管理者及び学校等に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者）に建築計画を分かりやすく説明し、双方が十分な理解を得られるよう努めることとしています。

東京都の「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」が適用される建築計画にも適用されます。

②台東区「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」

高さ 15m を超える中高層建築物で、敷地境界から 15m 以内に学校等がある場合、または冬至日に日影が学校等に及ぶ場合を「特定中高層建築物」とし、建築主に学校等関係者（学校等の管理者及び当該学校等に在籍する乳児、幼児、児童又は生徒の保護者）への説明会による説明を求めています。

③大阪府高槻市「開発事業の手続等に関する条例」

中高層建築物を建築する場合、学校、児童福祉施設、老人福祉施設等に日影となる部分が生じないよう配慮するとともに、日影が生じる場合には、これらの施設の設置者又は管理者と協議することを建築主に求めています。

④中央区「教育環境に関する基本条例」

学校環境の充実、健全育成の推進、教育環境の維持向上を図ることを基本とし、事業者に対して、事業活動を行うに当たり良好な教育環境の維持に配慮することを求めています。さらに、区長及び教育委員会は、良好な教育環境を確保するため必要があると認めるときは、事業者に協力を求めることができる仕組みを設けています。

⑤品川区「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」

近隣関係住民の範囲内に学校・公園等の公共施設がある場合には、施設関係者及び所管課に資料を持参して説明する仕組みが設けられています。

以上のことから、文京区内の学校の立地状況、用途地域、高度地区等を踏まえ、他自治体の先進的な制度も参考にしながら、「文の京」文京区独自の、学校教育環境の保全制度を作ってくださるようお願いいたします。

・請 願 事 項

１　学校に近接する建築計画について、日影、プライバシー、圧迫感等の教育環境への配慮、並びに学校関係者への早期の情報提供・説明・協議等を求める、文京区独自の規定・制度を整備してください。

……

○松平委員長　この請願は、学校に近接する建築計画について、日影、プライバシー、圧迫感等の教育環境への配慮及び学校関係者への早期の情報提供、説明、協議等を求める区独自の規定・制度の整備を区に求めるものです。

それでは、御質疑のある方、お願いいたします。

では、豪一委員。

○豪一委員　おはようございます。こちらの請願、請願者ともお会いして話を聞いて、この内容を見ると、当然ごもっともなことが書いてあるんですけれども、ごもっともだからといって採択できるとは限らなくて。既に文京区はどのような取組をしているかというのを一応確認する必要があると思うので質問したいと思いますが。

先般も、とある水道橋の近くの学校が、近くに総合設計制度を使った建物を建てるときに、いろいろと、確かに学校としては当然な、女子校なので、のぞかれるんじゃないかとか、いろんな心配にかられて、いろんな対策を気にされてましたけれども、そのときの行政の所管のほうの立ち位置と取組がどういうような形にしてきたかというのを御説明いただきたいのが１点と。

それと、今後もいろいろと、文京区、これだけの大学、学校が多いですから、公立も含めて、所管の立ち位置をどのようにして、近隣もしくは学校との間を取り持って今現状いるのか、そしてまた今後どうやって取り組んでいくのかというのをお聞かせください。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　文京区におきましては、いわゆる建築紛争予防条例におきまして、建築計画がある際には、建物の規模に応じて最大 60 日前からのお知らせ標識設置と、その後の計画説明を建築主に求めているところでございます。また、建物の高さに応じて説明範囲を定めて、事前に説明を行ってもらっているところでございます。

特に学校について条文に明記等をしていないんですけれども、窓口で相談があれば、事業者に対して、その説明範囲に学校や公園等あれば、その所管、管理している方にきちんと説明をするようにということを指導している状況でございます。

また、特定の学校に対してということでありませんが、現状、学校や地域からの御意見等をいただいた際には、相手方のほうにその意見を伝えたりとか、間に入って調整するといったことを区のほうでは行っております。

○松平委員長　豪一委員。

○豪一委員　ありがとうございます。普段から所管がそういう取組をされているなというのは承知しているんですけれども、実際に所管の立場だと、例えば建築基準法の法律の中で決められた都市計画の中で建てるものと、あと近隣に対して日陰、日が当たらないだとか、のぞかれるだとか、そういうクレームというのは、なかなか遵法性があることと感情的なものというのが、なかなか処理するのが難しいと思うんですけれども、所管としては、そういった場合、どっちを優先されて間に入られるかというのを教えていただきたいんですけども。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　優先という言葉では表現はできないのかも分かりませんが、特に法律を守るということは大前提であるかと思います。その中で、近隣の方の生活環境をどこまで維持してもらえるのかといったところを、先ほどもお話ありました日影ですとか、プライバシー、そういった圧迫感といったところは定量的な尺度がない話になるので、特に数値で表わせないものですので、お互い話し合って決めていただくというところをお勧めしているところでございます。そういった話合いの場を区のほうとしても設けるなど、そういった体制は整えているところでございます。

○松平委員長　豪一委員。

○豪一委員　最後、この請願者は丁寧にいろんな他自治体の、現在のこの条例の現状だとかを一緒に記載してきて、そういう取組ができるようにと、こんなのをまねしてみたらどうかというふうな感じで記載されているけれども、文京区の今の現状を確認したいんですけれども、わざわざ条例までする必要がないのは、所管の見解だと、どういった事情で今の現状でいいんだというふうに判断しているのかを教えてください。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　先ほど来、御質問にもありましたとおり、現行の紛争予防条例の中での対応が、一定制度があるというところ、それから、教育環境ということにつきましては、そういった数値での基準が定められないといったところを話合いで解決していただくというところがもう一点。

それから、請願の中には早期の情報提供というところを考えたらどうかというところも御記載があるというところですが、文京区の紛争予防条例の中でも、少なくとも 60 日前というところの数字があって、これ話合いを 60 日で打ち切っていいという数字ではなくて、必要に応じて話合いを続けていただくということは、区のほうとしてもお互いを指導するような話になりますので、その制度の中で現状、対応ができているのかなというふうに認識して

おります。

○松平委員長　それでは、板倉委員。

○板倉委員　この教育環境に配慮した建築をということの中身なんですけれども、文京区のまちづくり推進連絡調整会議要綱の施行に係る大型建築物に関する取扱要領というのがあって、第３条のところに、協議対象は５項目ということで、この間、文京区が平成 15 年から大型建築物の協議についてということで一覧表になっているのを見たんですけれども、190 件あるわけで。

その中で、学校に近いところで協議をしたというのが、例えば中央大学の茗荷谷キャンパスが窪町小学校に近いということでの協議の中身、桜蔭学園については、この間私も何回か質問をさせていただいて、区からの要望も出し、相手からの回答も来ているということなんですけども、一つは、回答が来たことに対して、改めてここはこのようにしてほしいとか、そういうような要望というか、そういうやり取りみたいな形でやってきたということがあるのかどうか。先ほど言いました中央大学とか、桜蔭学園とか、それ以外に学校関係でそういう協議というか、したというところはあるんでしょうか。

○松平委員長　前田都市計画課長。

○前田都市計画課長　今、委員が御指摘していただいております大型建築物の協議というのは、一定規模以上、例えば高さ 60 メートルを超えるような建物などについて、区のいろいろな、様々な部署で様々な施策をやっておりますので、事前に事業者の方と区で情報共有して、区からお願いできることがあれば、要請事項という形でその事業者にお願いをするということでございます。

実際、学校ということに限って、いろんな案件が、御指摘いただいたように 190 件ほど今まで過去にもやっているわけですが、その中で学校というのは、今手元にすぐどういったことを協議したかというのはすぐには出てこないんですが、一般的には、学校に限らず、例えばいろいろな部署で、それぞれの部署で、例えば子どもの関係の施設が設置できないかですとか、都市計画に関してはバリアフリー、ユニバーサルデザインなどの検討がお願いできないか、そういった細かいところを事業者にお願いしているというような状況でございます。

これらはどちらかというと法律や条例だけでなくて、区の政策としてこういうことをお願いできないかというようなことをお願い、検討していただいているところでございまして、正直申しまして、全てにおいて実現するっていうのはなかなか難しいと我々も思っております。

ただ、内容によっては事業者の方が、この大型建築物の協議の後も継続して協議をするという事例は幾つかありますので、そういった中でなるべく、よりよい住環境とか周辺環境をつくっていくというようなことに努めているというような形で進めているところでございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　中央大学の場合、すみません、この協議の対象が高さ 60 メートル以上というふうになっているので、学校に近い 60 メートル以上ってなると、すごい範囲は狭まってくるんですが、中央大学の場合は 35 メートルというふうにこれではなっているんですが、35 メートルでしたっけね。もっと高かったような気がするんですけど。それぞれの所管というか、例えば教育のほうでそういうことの話合いみたいなのをしていたというようなことは、つかんでいらっしゃらないということなんですかね。一定影響が出る、校庭に日陰が入るということで、こっちの都市計画ではなくて教育のほうの、そういうやり取りみたいなことっていう要望が出されたとか、そういうことはなかったんでしょうかということなんです。

それに関連しますと、この請願者の中にある湯島小学校、29 ページのところに湯島小学校の南側に 12 階建ての建物が造られていったということでは、区の要綱には 60 メートル以上ではないですから、要綱には関わらないですけれども、かなり配慮した設計になっているかなというふうに思うので、区とその事業者さんと特別な対応みたいなのがされたのかどうか、その辺はつかんでいらっしゃいますか。

○松平委員長　前田都市計画課長。

○前田都市計画課長　まず、１点目の中央大学さんとの協議の件でございますが、確かにこの建物は高さ 35 メートルの計画で相談されていると思います。細かくは先ほど申し上げなかったんですが、高さだけでなくて敷地面積が 3,000 平方メートル以上の建築計画なども大型建築物の協議の対象にしておりましたので、その中でやったものかなと思います。

それから、大型建築物のこの協議は、周辺に学校があるかという視点でお願いしているものではなくて、対象協議の建物、計画されている規模とか、今申し上げたように敷地面積が大きい場合などについてやっているものでございまして、その中で、区からいろいろな要請事項をお願いしているというような状態でございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　今おっしゃっていた敷地面積が 3,000 平米っていうふうになっていて、その 60 メートル以上 3,000 平米、両方当てはまる建物ということなんですか。どっちかが当てはま

ればということなんですかね。

○松平委員長　前田都市計画課長。

○前田都市計画課長　はい。基本的には、どちらかいずれかという形でお願いしているところです。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　そういう学校に影響を与えるところについては、これの要綱以外に教育環境を守るという点で新たな条例をということで求めていらっしゃるんですけれども、今、本郷台中学の近接のところにも 26 メートルの建物の計画のようなんですね。ですから、ちょっと敷地面積が分からないで 26 メートルですから、これの対象にはならないですけれども、そういうのを教育のほうが協議をしているあれがあるんですかね。現状もしあればお聞かせをいただきたいと思いますけど。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　今、本郷台中学校の周りでの建築についてということですが、特に今のところ寄せられている情報、何か書面で協議があったという話は聞いておりません。

○松平委員長　よろしいですか。

ほか御質疑、宮本委員さっき手を。よろしいですか。いきますか。では宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。先ほど豪一委員の質問とかなり重なるんですけども、これまで文京区では建築紛争予防条例などにより、学校だけじゃなくて様々な近隣の住民の皆様に説明するように指導されてきたというふうに理解しました。

今回はその請願者の方は、学校に隣接する建築計画がある場合は特段の配慮ということで、学校というものは特出しにして配慮してほしいということなんですけども。これまで取り組んできたことと、学校ということを特出しして配慮をするということで、ここで何か大きな違いが生まれるのかどうか、確認させください。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　先ほどの答弁と少しかぶりますけれども、紛争予防条例の中では生活環境の維持のために地域と話し合ってほしいということをお願いしているところでございます。それは当然、地域の中には学校も含まれていて、生活環境という点ではございますが、そういった各施設にとって必要な環境については当事者同士で話し合ってもらうという制度になっていますので、特に学校の教育環境、生活環境というところの差はないかというふうに認識しております。

○松平委員長　よろしいでしょうか。

では、各会派の態度表明をお願いいたします。

では、自由民主党さん。

○浅川委員　この請願ですけれども、文科省の学校施設整備指針における学校施設の整備に当たり、周辺環境への影響に十分配慮した設計がなされているかが重要であるという点から、請願者は、学校の近接する建設設計を一律に制限するような規制を求めているのではなく、学校の教育環境への配慮を求める仕組みを設けてほしいということです。また、これまでの誠之小、柳町小、小日向台町小などの学校改築の建築設計や計画において、自校の教育環境だけでなく、周辺環境への影響にも十分配慮した設計であることを御理解されているようです。

一方で、学校や公園あるいは公共施設などの記載がなくても、文京区の建築紛争予防条例においては、建築物を建てる際に事業者側が責任を持って地元住民にしっかりと計画の説明をし、よく話合いをすることで、全ての周辺地域において生活環境を維持できるように配慮することがうたわれております。これは学校にも当てはまるもので、既に文京区では学校への配慮を求める仕組みが運用されておりますので、請願第 23 号、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長　自民誉さん。

○豪一委員　自民党誉、請願 23 号、不採択とします。

子どもの環境を大切にすることは大変重要なんですけれども、学校が偉いとか土地の所有者の権利が偉いとか優越をつくりつけるものではないと考えます。学校の所在を考慮しながら検討することも学校の経営の判断であるし、土地所有者の権利を確保することも重要であります。建築紛争予防条例の活用により、民民の真摯な協議を促進することで、お互いの立ち位置を把握し、よりよい文京区を引き続きつくっていただきたいと考えます。

以上です。

○松平委員長　不採択。

公明党さん。

○宮本委員　今回の請願は、学校に隣接する建築計画について特段の配慮、早期の情報提供、説明・協議等を求める規定制度を整備してほしいというものでございまして、特に規制を設けるとかというような話ではないのかと理解しております。

先ほど答弁で、これまでも建築紛争予防条例などによって、学校も含めて地域住民への説

明をするように指導していると確認いたしました。引き続き、こうした紛争予防条例などに基づいて、地域住民の皆様の安心につながるように調整等も行っていただきたいと思いますし、指導をしていただきたいと思いますので、現状の制度でしっかり、引き続き指導等も行っていただきたいと思います。

よって、今回公明党は請願23号については不採択でございます。

○松平委員長　永久の会さん。

○高山（泰）委員　永久の会は、請願 23 号は不採択にしたいと思うんですけども。今回いろんな議論があって、豪一委員の話もあったりして、文京区はなかなかうまく規制しているし、紛争がならないように、今までの枠組みの中でかなりうまくやっているということで、不採択にするんですが。内容を読むと本当にごもっともだなと思うところも多いし、大変よく勉強なさっていらっしゃる。いわゆるこういうものが出てくると、特定の建築紛争と非常に結びついて、ためにする批判のようなものもあって。

それで、屋上屋を架すような手続をやたら複雑にしてというようなものも多いんですけども、これを言っている人は、内容自体は別にほかでもやっているし、非常にごもっともで大変勉強されているなということで、小日向からあえてこういう声を上げるということが、学校は、文京区の学校づくりが周辺に配慮されているって書いてあって、小日向からこういう声を上げるということが、ある意味義侠心があるなというふうに私は感じているんですよ。

ただ、内容としては、屋上屋を架すような規制は、私はあまり好きじゃないんで、この請願自体は不採択ということになります。

以上です。

○松平委員長　区民が主役さん。

○依田委員　先ほどからもいろいろ御質疑ありまして、大変勉強になったところです。区民が主役の会としては、もちろん建築に関しては、最終的には建築基準法等々に基づいて建築主が建築を進めるわけではありますけれども、先ほど住環境課長からもお話ありましたけれども、周辺の方と当事者同士でなるべく話し合って、いろいろと納得を得るように決めていただければありがたいということもありました。

文京区としては、やはり文の京ということをうたっておりまして、教育環境として住環境に関しては、それを誇っている区であるわけです。特にこの学校の環境に関しては特段の配慮をするようにしてほしいというこの請願の趣旨には賛同いたしますので、区民が主役の会は、請願第23号は採択させていただきます。

○松平委員長　採択。

日本共産党さん。

○板倉委員　この請願者が、請願の方が御心配されている、学校に近接した建設計画に注意が必要としている学校ということで名前が挙がっています、礫川小学校、指ケ谷小学校、湯島小学校、駒本小学校、本郷小学校、そして、先ほども言いました本郷台中学校もここに入っているわけですけれども、説明を受けるだけではなくて、こちら側の要望なども受けられるような、そういう話合いが進められていくということがいいかと思うんですけれども。

ここに挙げてます千代田区の建築計画の早期周知に関する条例、これについては小中学校だけではなくて、幼稚園、認可保育所、東京中華学校、これも対象だということですから、ぜひ文京でもそういう千代田区のような条例が、つくるべきだというふうに思うんですけれども。

以前、当時の教育推進部長さんが私立は区の管轄外であるかのような答弁をしていらっしゃったときがあったんですが、私立も都立も含めて文の京というふうに文京区が標榜しているわけですから、そういう文京区ですから、区内の学校の環境を守るというのは区の責務であって、区独自の規定や制度、そうしたものも整備すべきだというふうに考えますので、この請願第23号については採択をいたします。

○松平委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○品田副委員長　23 号、請願者の方の、失礼しました、学校の環境への配慮をしっかりと考えていただいているところ、その趣旨については十分に理解させていただきました。また、役所側の建築紛争予防条例の運用の中で対応しているということもよく分かりました。こういう請願が出たということは、多かれ少なかれ区のほうにこういったことを考えてもらいたいという請願趣旨も理解をしているのですが、学校の周辺について独自のというようなところは、まだそこまでいっていない、今の条例の中で対応しているというふうに思っておりますので、請願については不採択といたしますが、もう一度、きちっとこの運用の中で解決できないことがあるのかもしれないということで、検討もしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松平委員長　態度表明としては不採択。

○品田副委員長　そうです、はい。お願いします。

○松平委員長　それでは、審査結果を申し上げます。

採択２、不採択５、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

それでは、次に、請願受理第 24 号、文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査及び被害防止条例の制定等に関する請願です。

請願文書表のデータ 31 ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第 24 号

・件　　名　　文京区における鳩・カラスへの給餌による被害の実態調査および被害防止条例の制定等に関する請願

・請　願　者　　・・・・・・・・・・

・・・・・

・紹 介 議 員　　たかはま　　なおき

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　建設委員会

・請 願 理 由

文京区内では、野生の鳩・カラスへの不適切な給餌その他の行為による糞尿、羽毛、騒音、臭気、その他の生活環境への被害（以下「給餌による被害」といいます。）が生じています。

また、鳩・カラスへの給餌が行われる道路周辺の建物、集合住宅においては、鳩・カラスの糞尿等による衛生上の懸念や生活環境への影響への対応として、薬剤の散布や防鳥ネットの設置といった対策が必要となる事例があり、改善を求める声が聞かれています。

文京区では現在、区立公園・児童遊園において鳩等の野生動物への給餌をしないようルールとして周知していますが、区立公園・児童遊園以外を含む区内全域を対象とした給餌による被害防止のためのルールは整備されていません。このため、給餌による被害を継続的かつ実効的に防止することが困難です。

東京都は、ドバトを生活環境等に被害を与える有害鳥獣の対象としており、捕獲については鳥獣保護管理法に基づく許可が必要としています。また、東京都内では、既に複数の区において、給餌による生活環境への被害を防止するための条例等が整備されています。大田区ではハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的に「大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例」が制定され、令和４年４月に施行されています。板橋区においても公共の場所における鳩等への給餌による生活環境への被害を防止するため、「東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例」が制

定され、令和７年４月に施行されています。また、港区では「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」の改正により、公共の場所における給餌による悪影響を防止する規定が追加され、令和５年４月に施行されています。

文京区においても、給餌の抑止、被害発生時の相談・調査・清掃・防除、建物等の所有者・管理者との連携、必要に応じて東京都その他関係行政機関と連携し、関係法令に基づく適切な被害防止措置を講じる明確な区のルールを設けることが重要と考えます。

こうしたもとで、鳩・カラスへの給餌に起因する生活環境への被害を未然に防止し、区民の安全・衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、人と野生鳥獣との適切な関係にも配慮した実効性ある対応を行うことを求めます。

・請 願 事 項

１　区内における鳩・カラスへの給餌に起因する生活環境被害の実態（相談・苦情の件数、地域別の状況、対応状況等）を調査し、個人が特定されない形で結果を公表するよう、区議会から区に求めてください。

２　前項の調査結果を踏まえ、区内全域を対象とした給餌による被害防止のルールについて、新たな条例の制定又は既存条例の改正を含めた検討をするよう、区議会から区に求めてください。

……

○松平委員長　この請願は、鳩・カラスへの給餌に起因する生活環境被害の実態を調査し、結果を公表することおよび給餌による被害を防止する条例制定の検討を区に求めるものです。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員　鳩はあまり聞かなくて、よくカラスは、私も議員生活の中で何度も地域の人から、春先の巣の作るシーズンに駆除してくれとか、いろいろと話があるんですけれども。これ大体建設委員会でやることがちょっと僕もあまりよく分からなかったんだけど。基本的に、この請願事項１の鳩とかカラスの実際餌とかをあげたりしている現状とか、鳩に関する苦情とかっていうのは、件数というのは年間どれぐらいあるのかっていうのは、行政、都市計画部の中の所管のところで把握しているところあるんでしょうか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　鳩に関する苦情につきましては環境政策課のほうで受けてございますけれども、苦情の件数ですが、直近３年ですけれども、６年度は７件、７年度で 13 件、現在

８年度ですが、現在の時点では７件となってございます。

○松平委員長　豪一委員。

○豪一委員　その７件の内容は、例えば私また私事なんだけど、不動産屋だから、よく鳩はバルコニーに巣を作ることが多いのよ。それでネット対策ってするんだけども。その７件というのはどういった苦情が多いのか、教えてください。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　今年度で申し上げますと、この７件のうち３件は、同一の方が特定のところでよく給餌行為に及んでいるという、そういう趣旨の苦情でございました。こちらに関しては、５月ですとかに御相談といいますか御連絡をいただいて、区のほうでも定期的な巡回をして、なかなかお会いすることができなかったところですが、６月にようやくその給餌行為を現場で確認することができましたので、そういう形で個別対応してございます。

そのほか、別な場所でも、御相談いただいた件について直接指導を行っておりますので、現場での直接対応をしているケースがございます。主に給餌行為に関する衛生上の問題という傾向が多いかというふうに認識してございます。

○松平委員長　豪一委員。

○豪一委員　７のうち３が同一で給餌行為じゃなくて、残りの４もほぼ給餌行為ということですか。そうなんだ。私の想像と違っていて質問してよかったです。分かりました。それだけです。

○松平委員長　では、板倉委員。

○板倉委員　今、豪一議員のほうから件数のお聞きをしてお答えをいただいたので、分かりました。対応の状況もお話をいただいたので分かりましたけれども、地域別ということがその要望、請願事項に書いてあるんですけども、ここの周辺が多いとか、そういうあれはあるんですか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　地域に特定した傾向が見られるかにつきましては、特にそのような傾向はございませんで、１人の方が特定のところっていうのはございますが、区域で集中して行為が及んでいるという実態はございません。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　分かりました。体験というかあれなんですけれども、江戸川橋と華水橋の間の神田川沿いの高速道路の下に区の自転車駐輪場があるんですけども、以前そこで餌をやる方が

いらっしゃって、あそこがかなり鳩のふんで大変な時期があったんですけれども。今はそういうことがなくなって、どういう対処の仕方をされたのかなと。ここはポスターが貼られていて、それは東京都のポスターなんですよね。文京区が直接対応したのか。どういう対応をしたことによってあそこから鳩がいなくなったのかっていうか、その辺の経緯っていうか、そういうのが分かれば教えていただきたい。

○松平委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　江戸川橋駅周辺の自転車駐車場の件でございますけども、こちらは日々巡回の中で、清掃であるとか、あとは掲出物等によって給餌を予防、防止するとか、そういったことを日々行っていることもございまして、この２年あまりはそういった、ふんに関するお問合せというものはございません。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　分かりました。それで、請願理由の中に板橋区、大田区で鳩等への給餌による被害防止条例というのがつくられているというふうにあるんですけども、23 区中何区がこのような条例を制定しているんでしょうか。お分かりになったら教えていただきたい。その条例によって大きなというか効果というか、そういう形になったというようなことを確認しているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　私どもで調べた限りでございますけども、23 区の中で４区、具体的には大田区さん、板橋区さん出ておりまして、港区さんも出ておりますが、世田谷区でも同様に条例があるというふうには確認してございます。大田区と板橋区に関しては、罰則の規定があるということでございますが、その罰則の適用実例、実績については、これまでゼロ件であるというところでございます。

また、条例による効果という面でございますけれども、確かに条例があることで、いわゆるそれを根拠に注意・指導はしやすくなったといったところがあるとは聞いておりますが、例えば大田区さんでは、年間で大体、現在 70 件から 80 件程度のいわゆる指導依頼が来ているということでございますので、極端に変わったかというと、事務量的には多く変わらないのかなというふうには認識してございます。

○松平委員長　よろしいですか。ほか御質疑の。

宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。今の質問と、それから答弁でいろいろ分かってきました

が、他区の条例制定の状況も確認できました。大田区では年に 70 件から 80 件って言われましたね。大変に多い数字だなと思いましたが。先ほど答弁の中で、現状の対応としては、苦情があった場合は巡回して指導しているということでございましたが、これ具体的には、実際その給餌をする方にお会いするのもなかなか難しいのではないかなというふうに思うんですけども、実態としては、そうした指導のほうはどのようにしていただいていて、指導することで、ある程度改善しているというふうに思うんですけども、その辺りはどういう状況でしょうか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　実際、苦情の御相談をいただいて、まず、よく見かける時間ですとか、そういったところを聞き取りをするようにしてございます。職員のほうもずっとそこに見張ってるですとか、そういったことは難しいものですから、外にほかの、いわゆる現場確認ですとか、指導に行く際に合わせて立ち寄るというケースで対応しているのが現状でございます。

その中で、直接現場で給餌行為を確認できた場合については、いきなりというわけではないんですが、直接お声がけをいたしまして、野生の鳥に餌を与えるということは、法令上は何も禁止規定ですとかございませんけれども、衛生上の問題があったりですとか、餌をやることで過剰な繁殖につながる当然生態系への影響もございますので、給餌行為はやめてくださいということで、口頭で注意しているという対応が現状でございます。

中には独居の高齢の方が寂しいという思いで餌やりをするということもございましたので、ケースによっては福祉部ですとか社会福祉協議会、場合によっては警察のほうとも連携をしながら対応しているというのが現状の対応でございます。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　分かりました。実際その給餌をする人に巡り会うといいますか、なかなか難しいんだなと思いましたが。最後のほうに高齢者の方で独居の方というお話ありましたが、ぜひ、文京区では重層的支援体制整備事業もスタートしていますので、その方から直接相談があるわけではないんですけども、そういった福祉部のほうにつないでいただいて、必要な支援につないでいっていただけたらなというふうにも思いました。

あと、私この環境政策部が指導していただいているということを知らなかったんですけども、実際私の近所でもちょっと前まで給餌をしている高齢者の方いらっしゃって、それは近所の方が注意をしてやめてくださったんですけども。そういう方もいらっしゃるんだなとも

思いながら、そういった福祉的な対応が必要だなというふうに思っていたので、ちょうどよかったなというふうに思いました。

また、これは給餌をするしないにかかわらず、カラス・鳩のふんによる被害は時々ありますので、特に私、護国寺の近くに住んでいるので、護国寺の森があって、やはりカラスによる、私たち地域住民においては衛生的な影響もよくありまして、そこは東京都が対応してくださっていますので、大分改善してきているなというふうに思っていますが、今後そういった環境政策部による巡回指導があるということなので、こういった話も地域住民の方にお伝えしていこうかと思いました。

以上です。

○松平委員長　それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員　いろいろお聞きをいたしました。そういう苦情があったところには直接いらっしゃって、給餌されている方とお話をされているということもお聞きをしました。地域的には偏在というか、偏っているわけじゃなくて、文京区全体だということも分かりましたけれども。餌をやる方のそうした思いもあるんですけれども、思いも分からなくはないんですけれども、鳩っていうのは、人が餌あげなくても、いろんな雑草だとか、種だとか、芽だとか、そういうのを食べて生きていけるわけですから、餌を与えるということは生態系のバランスも崩していくというような、そういう注意もしていただくことが重要だと思います。

ただ、ふんが乾燥して、それが風で飛散する、そういったときにもぜんそくとかの持病を持っている方にとってはとても脅威だと思うんですね。なので、そこのところも、本当に人体に害も与えるのですよということもきちっと話していただいてると当然思うんですけれども、その注意だけでは対処できないっていうようなことも出てくるかなというふうに思います。

なので、板橋区はじめ４区がつくっているというふうに今お聞きをしたんですけれども、港区さんは、特に取り出して鳩・カラスという形にはしてなくて、環境を守る条例の中の項目として入れてるということですから、港区さんのような形にすることも考えたらどうかなというふうに思いますので、この請願については、これから環境を守るという点では、この条例の制定っていうのも考えていただく、そういう機会になるかなというふうに思いますので、日本共産党はこの第24号賛成をいたします。採択をいたします。

○松平委員長　区民が主役さん。

○依田委員　ありがとうございます。今回この請願者の方からのお話は、私直接ではないんですけど、会派としては聞いております。請願者の方は、実際近所でそうやって鳩に餌やりをしている方がいらっしゃって、その結果、鳩が集まるようになって、御自宅等々、ふんの害なんかを受けられたということだそうでございます。

こういったことは、先ほど環境政策課長からもお話ありましたけども、少なからず起こっているんじゃないかというふうには思われます。この請願者の方、最初はこういうことを禁止する強い罰則付きの条例のようなものも要望しておられたんですけれども、さすがにそれはちょっと一足飛びにいき過ぎだろうというふうに私たち考えておりました。ただ、この最終的な請願の文章によりますと、調査をしてほしいということと、被害防止のルールを検討してほしいということで、先ほどこれも環境政策課長おっしゃっていましたけれども、何らかそういうことはして、餌やりしてはいけませんよという根拠があれば指導はしやすいんじゃないかというお話もありました。

そういったことも加味しまして、区民が主役の会としては、この請願第 24 号１項２項とも採択したいと思います。

○松平委員長　永久の会さん。

○高山（泰）委員　永久の会の意見ですが、この質疑を通じて、この餌やりの問題というのが実際に世の中にあって、お困りの方がいてということは分かったし、その問題の解決方法としては、今、区役所は一件一件ちゃんと注意をして、別に違法じゃないことなんで、しっかり納得していただいていて、この今の課長さんのようなソフトな感じでやっていただいて、一件一件解決しているということで、私は大変、文京区らしいやり方でいいなと思いました。

物事、いろんな建築紛争でも、全部さっきのもそうですけど、何か問題があったときに、ルールをつくって、ルールがあるんだからこれ守んなさいよって言って解決するという方法が一つと、さっきの課長さんのようにソフトに、いや、お困りの方もいますから、何とかちょっと一つというようなことで解決すると２通りあると思うんですけど、私は後者のほうが割と好きで、何でもかんでもルールにしろというのは好ましいことじゃないと思っているんで、この請願については、１項２項ともに不採択にしたいと思いますし。

でも、振り返ると、昔って結構いましたよね。鳩に餌あげまくってるおじさんって。私も実家があって、隣のおじいさんがもう引っ越しちゃった、もう死んじゃったんですけど、いつも餌まいてて、物すごく鳩がいて嫌だったんですよ。子どものとき小児ぜんそくで、結構ゲホゲホ来ちゃって、もうそのじいさんといつも戦って、僕は鳩を追っかけ回したりして、

やってたんですけど。

そんなようなこともう、何か今は昔というか、懐かしいなという、その陰に、この文京区の皆さんの、お役人の皆さんが一件一件やって、いろんな問題解決しているんだなということで大変感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○松平委員長　公明党さん。

○宮本委員　先ほどの答弁など、状況についてはよく分かりました。ありがとうございました。引き続き、丁寧な、適切な対応を続けていただきたいというふうに思います。私も地域住民の方からいろんな御相談いただく中で、こうした鳩・カラスの給餌、そのふんによる問題というよりも、ごみの集積所のいろんな課題についての御相談をよくいただいて、それについて地域住民の皆様、本当に感情もありますので、気持ちが高ぶって、私にいろんなお話いただくんですけども、そういった意味では、お気持ちは、この当事者の請願者の方の、そういった意味では分かります。

ただ、現状の対応もしっかりしていただいているようですので、引き続き、そうした対応を継続していただくことが重要かと思いますし、今回新たな条例制定をすぐにしていくことが必要というふうには思いませんので、今回は、請願 24 号は不採択で、１項２項不採択でお願いいたします。

○松平委員長　自民誉さん。

○豪一委員　自民誉、請願 24 号１項２項ともに不採択。既に鳥獣保護管理法という法律がございますし、先ほどもクレームの内容を聞きました。対応がなかなか難しいところもあるので、今回の請願者のように、かなりの問題意識を持って行政に請願を提案したという気持ちには大変同情するんですけれども、引き続き、数からいうと、所管が丁寧な対応で、請願書のようなお困りの方の対応をお願いしていきたいというふうに考えます。

○松平委員長　ＡＧＯＲＡさん、失礼しました。自由民主党さん。

○浅川委員　この請願ですけれども、野生の鳩やカラスへの給餌によって引き起こされる周辺住民への衛生上の懸念や生活環境への影響などについて、被害の実態調査や給餌による被害防止のルールづくりを求めるものかと思います。

鳩やカラスに給餌しているのを見かねた住民から注意してほしいという区への相談は時々あるということで、今年度も７件ということで、所管課としてのこれまでの対応は、給餌をしている方々に対して定期的に係員が巡回し、直接給餌をしないように指導していると今の

説明の中でも伺いました。

以前にもこのような相談があったときに、所管課のほうですけど、なぜこのような行為をする方に厳しく注意しないのか一度お尋ねしたんですけれども、鳩やカラスに給餌する人たちの心境として、先ほども御説明ありましたけども、餌を食べていない鳩やカラスがかわいそうだとか、餌を食べに近づいてくることでかわいいと感じた、あるいは自分自身の寂しさを紛らわすこともできる、そういうことである意味、生きがいを感じて行動していると考えられるために、やめさせることがなかなかできないというお話も伺いました。

このような行動で餌やりをする方々のいろいろな心境を察しながらも、周辺への環境を踏まえて野生の鳥への給餌行為をしないよう指導しているとのことです。このように対処していることを踏まえまして、請願第 24 号１項２項とも自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○品田副委員長　事前にどういった対策をしているのかということは、さっき御報告があったように伺いました。現場に行って職員の皆さんが上手にお声をおかけして、餌をやるのをやめていただく。大きいところいくと２件ぐらい最近ではあったというふうに聞いています。

それで、ですので、今解決できているということですから、結果を公表するとかいうことではなく、またルールをつくるというのも、ちょっと今の段階では難しいというふうに考えますので、１項２項とも不採択いたします。

実は、私のうちも玄関先に鳩が来て、いっとき大変な思いをしたのは、そうか、あの人があげたんですね。近いから。でも、あなたが子どもっていうことは、うちの子どもも同じぐらいだから 30 年ぐらい前からありましたよね。春日の通り沿いに住んでるんですよ。それで、どこかが対応すると引っ越ししていくんですね。大変な思いをしたことがあって。環境に行って、どうしたらいいでしょうかとお願いしたら、ちゃんと非常に詳しい方が、今もいらっしゃるのかな、いて、こうしたほうがいいですよということで御教授いただいて、今は大丈夫になりました。

それで、ほかの区の状況を見たら、もう少しホームページ等で、野生の鳥獣へのむやみに餌をやるのはやめましょうというような呼び掛けを結構広報しているんですね。餌をやるとトラブルや、様々な影響や、生態系のバランスも壊しますよという、きちっと詳しく説明をしてあって、やってらっしゃるかもしれないんですが、区報とか、ホームページとか、高齢者の方はあまりホームページ見ないかもしれないです。たまに区報等に載せていただいて、注意喚起をしていただければ、またちょっと違うかなというふうに思っていますが。

以上です。

○松平委員長　それでは、請願受理第 24 号の審査結果について申し上げます。

請願事項１、採択２、不採択５、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項２、採択２、不採択５、よって原案を不採択すべきものと決定をいたします。

続けて、請願受理第 25 号、大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願です。

請願文書表データ 33 ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第 25 号

・件　　名　　大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを求める請願

・請　願　者　　文京区千石４－35－16
政治団体　みんなでみんなのまちづくり
代　表　　屋和田　　珠　里

・紹 介 議 員　　金　子　　てるよし

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　建設委員会

・請 願 理 由

文京区では、大型建築物（高さが 60 メートル以上の建築物等）の建築計画を検討している事業主に、「文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱」に基づく「事前協議」を要請していますが、このプロセスに区民は加わることができないようになっています。

事業者と行政の事前協議において、まだ公表できない“企業秘密”のようなものも含まれるためと思料し、区民としてもその点は理解するものの、真の「区民参画」を実現するための工夫も必要と考えます。

「事前協議」が終わってからでは、区民からの意見・要望等を反映させる余地が極めて限られたものとなり、結果として区民の不満が募り、建築紛争へと発展しかねないリスクが付いて回ります。

そこで、事前協議の直前と、途中の段階において、区と区民が「対話」する機会を設け、区が区民からの意見・要望等をしっかり受け止めつつ事業者との「事前協議」に臨むことが有効と考えます。

そこで大規模建築物を建設する事業者と区の「事前協議」のプロセスにおいて、区と区民が「対話」する機会を設けることを検討していただきたく、下記を請願いたします。

・請 願 事 項

１　大型建築物（高さが 60 メートル以上の建築物等）の建築計画を検討している事業主と区の「事前協議」のプロセスにおいて、「事前協議」に入る前と、事業者からの回答が区にあった段階で、区と区民が「対話」する機会を設けるよう「文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱」を改正してください。

※この２段階の区と区民の「対話」機会を組み込むことで、事業者の“企業秘密”が守られるとともに、区民もタイムリーに情報を得て、タイムリーに区及び事業者（区を通じて）、区民側の意見・要望等を伝えることができるようになります。

……

○松平委員長　この請願は、大型建築物の建築計画を検討している事業主と区の事前協議において、区と区民が対話する機会を設けるよう、文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱の改正を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員　先ほども、文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱の施行に係る大型建築物等に関する取扱要領というのでお聞きをしているんですけれども、これの第５条の８のところに、関係各課は回答内容等について事業者と引き続き協議等の必要がある場合においては、個別に対応するものとするというふうに書かれているんですが、先ほど桜蔭学園さんとのこともお聞きをしたんですけれども、回答をいただいて、それに対して、また改めて、区はこう考えているんですけれども、みたいな形で回答を、新たな回答を求めたというようなのも含めて、言ったりやったりというか、質問をし、回答いただいてっていうような、そういうのを何回かやったっていう事例はあるんでしょうか。この 190 件の中で。

○松平委員長　前田都市計画課長。

○前田都市計画課長　原則は１度回答いただいたという形で、この協議自体は終わることにはなっておりますが、例えば建築計画がまた後で変更になるようなケースもございますので、追加でまた要請をするというようなケース、それからこういうやり取りを続けるというケースもあると聞いております。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　変更がなれば、また改めて協議をするっていうことでよろしいですか。それがどのぐらいの件数あったんですかっていうのをお聞きをしたんですけど。

○松平委員長　前田都市計画課長。

○前田都市計画課長　平成 15 年からずっと続いている事業でございまして、全ての件数というのは、件数は、申し訳ございせん、はっきりは把握してないんですが。近年、計画の一部変更があって御相談いただいた中で変更の協議みたいな形をしていただいた案件はございます。

ただ、実際には、その後、建築確認とか、その前には建築紛争予防条例に基づく説明会なども事業者の方にはやっていただいておりますので、いろんな形で区とその事業者の協議というのは、それぞれの部署等で継続していくものかなというふうには考えています。

○松平委員長　いいですか。板倉委員。

○板倉委員　どのぐらいあったんですかっていうのをお聞きをしたいんですよ。その頻度がどう、やり取りの頻度とかというよりも、そういう、いわゆる区から要望をしたことに応えていただいたりとか、そういうことも含めて、あったんですかということなんです。

○松平委員長　前田都市計画課長。

○前田都市計画課長　申し訳ありません。先ほど御紹介いただいたとおり、この要綱の第８条の、第５条ですね、ごめんなさい、８号に書いてあるとおり、協議等が必要ある場合には個別に対応するというのが原則となっているので、都市計画課のほうで全てその後どういう協議があったかってまでは把握しておりません。

○松平委員長　よろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員　大規模建築物の建築計画を検討している事業者に区は事前協議を要請しております。確かに計画中の早い段階で事前協議をすることは、建築に関わるいろいろな情報交換の下、事業者にも行政にもメリットがあるものと考えます。事前協議を経た後ですけれども、事業者が建築紛争予防条例に基づいて、責任を持って、近隣住民の皆様に説明会等を行うのが、いわゆる適切なプロセスであると考えております。

この住民説明において、事業者と近隣住民との間の意見の隔たりが大きい場合には、条例に基づく紛争調整制度等により、区は丁寧に取り組んでいると認識しております。したがいまして、請願第 25 号、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長　自民誉さん。

○豪一委員　自民誉、請願 25 号１項不採択。理由は、今、湯島を見ても、後楽の開発にしても、十分近隣等の対応はしているし、説明会もやっていると。もう湯島に関しては、もう長年、地域にこういう冊子のような、湯島のまちづくりのこんな計画だとか、要は進捗を話していると。この請願の理由の中に建築計画を検討している事業者に、建築している最中で、例えば 100 件の戸建てだとかビルだとかがあるようなところで、その８割とか７割が合意してても残りの３割がまだ合意してない状況で建築計画をしてても、それをあまり、その段階で企業として計画を表に出すリスクというのもかなりあるんですよね。

その表にさらすことによって、建築がうまくいかなくなる、開発がうまくいかなくなるということもありますし。そこには建築の会社だけじゃなくて、その７割の一緒にやろう、８割の一緒にやりたいという思いを込めている地域住民の気持ちというのも、建築事業者というのは背負っているので、そういった中での責任ある説明会なんかを計画的に問題がないところでやっているというのが実情であると思うんですよ。

行政は、そういったものに対して、現状、そういう建築、高い建築とかを気にする方々に対して、間に仲人として入っていくという大事な役割として、そこは、それこそ繊細なところで、お互いに大丈夫な範囲でやっていくという、周りの行政も、文京区の所管に関しても、役割をしっかりやっているというのを確認しているところです。

よって、そのあんばいについてというのは、地域住民、開発を一緒にやりたい地域住民、事業者、間を取っている行政、全部三拍子そろって表に出せるかどうかというのを確認していくので、そういった、何でもかんでも表に出せばいいっていうことは、私は基本的にないと考えるので反対します。不採択。

○松平委員長　公明党さん。

○宮本委員　今回請願者の言われている、この大型建築物などの建築を計画されている皆様への事前調整、また事前協議に新たな取組を入れてほしいというものですけども、事前にこの事前協議について確認させていただきましたが、趣旨としては区の現在実施している施策や方向性をお伝えして、事業者の協力、また地域貢献を促そうというものでございました。

なので、地域住民に対しましては、紛争予防条例などにより説明が必要となりますし、それにより対応していただくということになるかと思いますので、公明党としては、請願 25 号については不採択でございます。

○松平委員長　永久の会さん。

○高山（泰）委員　永久の会、請願 25 号は不採択にしたいと思いますが、さっきも言ったとおり、いろんな問題があるときに、何でもかんでもルールをつくって、このルールがあるんだというようなことで解決する方法と、普通に穏便に話し合って解決する方法と、私は後者のほうがいろんな意味で望ましいと思っています。

それで、この政治団体、みんなでみんなのまちづくりさん、すごいですよね。毎回大変よく勉強して、これだけの内容のものを、課題を洗い出して、これだけの文章に落とし込んでいって、私なんかの能力だと、よほど生成ＡＩでも書いてもらわない限りこれできないんですけども、これやっていらっしゃるというんで、これすごいことだなと思っています。何人ぐらいでやっていらっしゃる団体なのか、毎回私思っているんですけど、どっかの機会でどういう勉強会やっているのか、教えていただければなと思っています。

以上です。

○松平委員長　区民が主役さん。

○依田委員　大型建築物等の計画を事業者が持っているときに、区と事業者が当然協議するわけなんですけど、区民がそれに早い段階で申入れできるということが、仮にそれができるんであれば、要望も受け入れられやすいかもしれないし、トラブルも防ぎやすいかもしれないというふうには思っております。

他方で、協議に入る前の段階で、別に区がどれだけの事業に対する情報を持っているかということも明らかではありませんし、また、そもそもその事業者が協議に入るっていうこと自体、それ自体が企業秘密というふうに取り扱われる場合もあると思うんですよね。したがって、なかなかよしあしがあると思っておりまして。その点でこの請願 25 号に関しては、区民が主役の会は継続審査を主張したいと思います。

○松平委員長　日本共産党さん。

○板倉委員　請願者の方がおっしゃっているのは、建築紛争へ発展させていかないために、どうやったらそれができるだろうかということで、様々御提案をいただいて、今回の請願は、事前協議がもう終わってからだと、区民からの意見、要望等を反映させる余地が極めて限られたものとなりっていうふうに書かれておりまして。そういう点では、区と事業者の間では、そういう形で事前協議という形であるんですけれども、影響を受けるのは周辺の住民の方々ですから、そこできちっと話合いが進められていけるように、住民の皆さんの意見が反映されるような、そういう話合いの場をつくっていただきたいということですから、話合いが非常に大事だというふうに思いますので、この請願事項にあるように、まちづくり推進連絡調

整会議要綱の改正をしていただいて、区民の意見が事前に入れるようにということですから、請願事項については採択をいたします。

○松平委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○品田副委員長　25 号については不採択とさせていただきます。建物を建てるときに用途地域とかいろいろ建築制限とか、また大型建築物についてもいろいろ床面積や階数、高さなどいろんな規制がありまして、その中で土地活用を十分にしていただくというのも一つの大きな目的だというふうに思います。区民との対話というのはなかなか現実的には難しいというふうに思っています。

以上です。

○松平委員長　それでは、請願受理第 25 号の審査結果について申し上げます。

採択１、不採択５、継続１、よって原案を不採択すべきものと決定をいたします。

○松平委員長　それでは、理事者報告４件に入ります。

まず、都市計画部２件です。

報告事項１、湯島三丁目地区のまちづくり検討状況についての説明をお願いいたします。

川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　資料第２号、湯島三丁目地区のまちづくりの検討状況について御説明、報告申し上げます。

まず、当該地区内の再開発によるまちづくりの検討状況についてでございますが、再開発を予定している湯島三丁目の範囲でございますが、１ページの記載の計画地と赤色着色された範囲になっているというところでございます。当該地区は、記載しています防災上の課題等があることから、平成 29 年度より、地域、地権者等が中心となり、再開発により、まちづくりの検討が進められてきたところでございます。現在、再開発準備組合によって関係機関との必要な協議を進めている状況でございます。

３ページにお進みください。地区の概要についてでございますが、(3)権利者の状況でございます。この地域の土地・建物の権利者は、所有者 93 名、借地権者 18 名、合計 111 名となっております。(4)の②でございます。まちづくりの基本方針では、新たな魅力・個性を創出し、人々を惹きつける文京区の東の玄関口となるエリアに位置づけられているというところでございます。

４ページにお進みください。(2)地区の課題でございます。まず、土地利用につきまして

は、現在、風俗営業を含む商業施設が区域の８割と偏在しているというところでございます。また、地下鉄湯島駅の当該地区側の出入口にエレベーターがないということや、地区内の道路には、細街路、細い道路が数多くあるというところが状況としてございます。

住環境についてでございますが、地区内には住宅が少なく、また風俗営業の店舗がございまして、子育てしにくい課題があるという意見がございます。

最後に防災面でございますが、旧耐震の木造建築物の割合が多く、耐震性や耐火性能が高くないということや、オープンスペースが少ない等の課題があるというような認識をしているというところでございます。

５ページにお進みください。当該湯島三丁目地区につきましては、伝統・賑わい・学びが交錯する、文京区の東の玄関口として、記載の３つの方針を位置づけているというところでございます。

右側の(2)計画概要につきましては、組合施行の第一種市街地再開発事業により、約8,815 平米の敷地に、低層階に商業施設、中層階と高層階に宿泊施設と住宅を整備する計画としているというところでございます。容積率につきましては、1,000％を計画容積率としており、延べ床面積は、現在の計画ではございますが、約 11 万平米で、地下２階、地上４階、高さ 170 メートルの商業・宿泊・住宅を令和 17 年度竣工予定で整備するという計画でございます。

６ページにお進みください。(1)の都市基盤の取組でございますが、南側に通る春日通りにございますが、５メートル地区側に拡幅整備されるというところでございます。また、地下鉄湯島駅からバリアフリー路線への整備を行うというところでございます。そのほか春日通りから北側の仲町通りに通り抜けができる、幅６メートルの室内の貫通通路を整備するというところや、敷地の周囲に広場等を整備し、歩行者の滞留空間と地域交流、憩いの場の創出を計画しているというところでございます。

７ページにお進みください。(2)都市機能の取組でございますが、まず、ホテルなどの宿泊・滞在機能、商業施設等の商業機能、マンションによる住居機能に加えて、地域の大学等の連携によるエリアマネジメントを推進することとしております。

(3)の環境・防災の取組でございますが、一時避難場所や防災倉庫の確保をするとともに、耐火・耐震性能が高く、脱炭素に配慮した建物を建設することにより、地域の防災力の強化に取り組む計画としているというところでございます。

最後に８ページにお進みください。左下のところでございますが、今後４つの都市計画の

決定・変更を予定しているというところでございます。

最後にスケジュールでございますが、11 月頃に地区内の地権者に向けた説明会を行います。その後、１月頃に高さの２倍の 340 メートルの範囲の近隣住民等に説明会を行うというところでございます。その後、今年度中に再度、都市計画審議会、都市計画決定についての諮問答申を受けた後、都市計画決定告示を行うというところでございます。その後のスケジュールにつきましては、組合設立の認可から権利変換の認可後、本体工事を着手し、現在の想定では、令和 17 年度の竣工を目指していくことというふうにしている計画でございます。

説明のほうは以上です。

○松平委員長　ありがとうございました。

次に、報告事項２、文京景観計画等見直し（素案）についての説明をお願いいたします。

村田住環境課長。

○村田住環境課長　それでは、資料第３号を御覧ください。

１、概要でございます。区では、平成 25 年に文京区景観計画を策定し、良好な景観形成に向けた取組を進めてまいりました。計画の策定から 10 年以上が経過する中、令和６年には都市マスタープランの見直しが行われたほか、社会状況の変化やまちづくりの進展など、景観を取り巻く環境も変化してまいりました。また、平成 21 年に策定した屋外広告物景観ガイドラインについても、策定から 15 年以上が経過し、デジタルサイネージなど新たな広告媒体が普及するなど、広告物を取り巻く環境も変化しています。

こうした状況を踏まえ、昨年度から景観づくり審議会等での検討を行い、計画の見直しを進めてまいりました。このたび素案を取りまとめましたので、その主な内容について御説明いたします。

２、検討経緯は記載のとおりでございます。

３、景観計画見直し（素案）及び４、屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案）につきまして、主な見直し箇所を順に御説明いたします。

７ページを御覧ください。序章におきまして、現行計画策定後の取組や成果を追記しています。本計画に基づき、昨年度までに累計 2,095 件の景観協議を実施するなどにより、建物等の意匠、色彩、緑化などについて、地域特性やまち並みと調和を図る景観づくりを進めてまいりました。

９ページを御覧ください。(2)のところですが、今回の見直しのポイントを記載しております。令和６年に見直した文京区都市マスタープランに示される景観形成方針や拠点の位置

づけ等との整合を図るとともに、デジタルサイネージ、太陽光発電パネルなど、現行計画策定後の社会状況の変化などを踏まえ、景観形成の考え方や基準等を見直しております。

56 ページにお進みください。景観形成基準の一般基準でございます。こちらは区内のどの場所においても適用される基本的な基準となります。形態・意匠・色彩の項目の６番、７番、10 番でございますが、太陽光発電パネルに関する基準を設けました。建築物や周辺景観との調和に配慮し、パネルの配置や高さ、色彩などを工夫することなどを定めております。

57 ページをお開きください。公開空地・外構等の項目、２番、４番、５番におきまして、緑化においての基準を追記しております。接道部への配置、樹種、既存樹木等について充実させています。また、10 番におきまして、夜間景観に関する配慮事項として屋外照明の基準を設けました。そして、この一般基準のほか、これ以降のページの各景観特性に応じた基準に夜間景観に関する配慮事項を新たに追加しております。

79 ページをお開きください。拠点基準でございます。令和６年の都市マスタープランの見直しにおいて、新たに駅周辺が都市拠点として位置づけられました。これを踏まえて、対象区域に、飯田橋駅周辺、御茶ノ水駅周辺、本郷三丁目駅周辺、湯島駅周辺を新たに追加するなどの見直しを行っています。また、各拠点の具体的な基準は 80 ページから 85 ページに記載しております。

現行計画の拠点基準におきましては、全ての拠点に共通する基準を１種類定めているところでございますが、駅周辺の特性は多様であり、それぞれの特性に応じた基準が必要ではないかという景観づくり審議会における議論を踏まえまして、今回の見直しでは８つの拠点それぞれに景観特性に応じて新たな個別の基準を設けました。

105 ページをお開きください。色彩基準についてです。こちらは別表１の一般基準でございますが、これは区内全域に係る基準でございます。こちらは外壁の基準、続いて 106 ページでございますが、屋根の基準を掲載しております。現行計画では、同一基準で屋根と外壁の協議を行っているところでございますが、屋根に明るい色を使用するとまぶしいという意見があることなどから、新たに個別の基準を示しました。

107 ページをお開きいただきますと、カラーチャートで具体例をお示ししております。外壁の使用範囲を緑色、屋根の範囲をピンクの枠で示しております。屋根はより明るさを抑えた設定としているところでございます。より分かりやすく、適切な色彩の計画を誘導してまいります。

114 ページをお開きください。こちら別表５といたしまして、新たに根津景観形成重点地

区に独自の基準を設けました。本計画では、独自の魅力を持つ根津地区の一部を根津景観形成重点地区にしておりますが、色彩については一般基準を適用しているところでございます。今回、景観づくり審議会におきまして、根津のまち並みに調和するよう、より明るさを押さえた基準がよいのではないかという議論を踏まえて見直しております。

具体例を 116 ページにお示ししております。こちらも先ほどのカラーチャートと同じで、外壁と屋根の基準は枠で示しております。緑色の外壁の使用可能範囲の枠でございますが、縦軸で示しております色の明るさを示す明度につきまして、先ほど御覧いただいた一般基準では、９以上の部分も使用可能として囲っているところでございましたが、根津地区では、それよりも少し低く抑えた基準となっております。

121 ページをお開きください。公共施設における先導的な景観づくりについてでございます。今回の見直しでは、景観づくり審議会や区民アンケート等においても、行政における先導的な景観づくりに期待する声が多く寄せられたこともあり、都市マスタープランの景観形成方針を踏まえ、内容の充実を図っております。

具体的には、表の４－１におきまして、公共建築物のデザインや道路上の無電柱化、樹木によるまち並みの魅力づくりなど、公共施設の整備に当たって配慮すべき景観形成の考え方を幾つか追加いたしまして、公共施設が一層地域に親しまれる居心地のよい空間となるように誘導してまいります。

139 ページをお開きください。続きまして、別紙に屋外広告物景観ガイドガイドラインの主な見直し箇所を御説明いたします。

140 ページを御覧ください。ページ下部、オレンジ色の背景の、ビルオーナーの皆様への記載を追記いたしました。こちらは、広告物の申請者だけではなく、建物の所有者であるオーナーにも本ガイドラインを確認していただき、建物と広告物が一体となった良好な景観づくりを促すためのものです。その一環として、国土交通省が作成した、屋外広告物の普及啓発のためのガイドブックなどへのリンク先を掲載いたしました。

142 ページをお開きください。ガイドラインの構成についてでございますが、現行２つであったものを３つにいたしております。ページ中段の図の３つの円のうち、これまで左から、種類別、共通の２種類の構成としていたところ、新たに特に、配慮すべき地区として追加し、広告物を設置する地域に応じた配慮事項を定めました。具体的には、その円の中にあります(1)から(3)の拠点、根津景観形成重点地区、文化財庭園等景観形成特別地区の３つの区域を対象として配慮事項を定めております。

最後に、146 ページをお開きください。新たにデジタルサイネージ等に対する配慮事項を追加しております。光の強さ、音、時間帯等、周囲に配慮する目安を示しました。

以上が屋外広告物景観ガイドラインの主な見直し内容でございます。

恐れ入りますが、１ページにお戻りください。

５、今後のスケジュールについてでございます。今後、パブリックコメントやパネル展示型説明会を実施する予定でございます。いただいた意見等を踏まえ、最終案を作成し、来年１月より景観づくり審議会での審議、都市計画審議会及び議会への報告を行い、３月に見直しを予定しております。

説明は以上となります。

○松平委員長　ありがとうございました。それでは、まず報告事項１、湯島三丁目地区のまちづくり検討状況についての御質疑をお願いいたします。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

では浅川委員。

○浅川委員　今回の湯島三丁目の再開発事業に関して、先ほどの御説明で 11 月に地権者に対する説明会、そして１月に近隣住民に対する説明会を行うとの御説明を受けましたが、ここの地権者、111 名いる地権者の再開発事業に対する合意形成については、今後どのように進めていくのか、伺います。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　地権者約 111 名のうち、73%超えの方が準備組合、再開発準備組合に加入していると聞いている状況でございます。再開発準備組合では、組合員に対して丁寧な説明をするとともに、組合員以外に対しても個別訪問等を行って、事業計画や権利変換計画について理解や同意を得られるように、引き続き必要な対応をしていくというふうなことを聞いているという状況でございます。

○松平委員長　浅川委員。

○浅川委員　先ほども、いろいろ皆さんの御意見が、その前の段階の請願のときにもあったんですけれども、これ地権者をまとめるっていうのはすごい大変だと思うんですけれども、丁寧に説明をしながら、この地権者の方々の御意見をよく聞いて、前に進んでいただければなというふうには考えております。

ちょっと気になることがあったのが、湯島三丁目のこの再開発で、９月１日の専門誌、これに８月 18 日の都計審の開催を受けた記事が記載されていました。その中で当地区が特別

用途地区の文教地区であるかのような記載がありました。文教地区の場合は、ホテル等の用途について制限がかかるとの認識ですが、当地区は特別用途地区の文教地区ではないと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　９月１日の専門誌に記載された内容については、我々も目にしたところでございます。この内容につきましてでございますが、湯島三丁目地区につきましては、特別用途地区の文教地区ではないというところでございます。かつ、用途地域が商業地域であるということから、ホテルの用途については建設に関して制限がないというところでございます。

○松平委員長　浅川委員。

○浅川委員　そうしますと、この専門誌に書いてある内容が、少し内容が違っているのではないかなということを感じるんですけれども、この誌面に対して今後、区として専門誌にどういう対応を考えているのかを伺いたいと思います。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　９月１日に掲載されました専門誌の記事の内容につきましては、当該記事の記者と連絡を取りまして、文教地区に関する記載等について誤記があると、認識の違いがあるということを伝えさせていただいたところでございます。先方からは、後日、記事の訂正文を掲載するという回答を得ておりまして、今その調整をしているという状況でございます。

○松平委員長　浅川委員。

○浅川委員　そうですね。この記事の訂正、これしっかりとチェックをしていただきたいなというふうに思っておりますので、お願いします。あと、この都市計画決定と告示ということで３月をめどに頑張っていらっしゃると思うんですけども、ぜひスムーズに進められるように頑張っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○松平委員長　では、依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。この件、私都市計画審議会の委員でもあるので、２回目になりまして、本当、普段でしたらあまりかぶるようなことは言いたくないんですけど、今回ちょっとだけ触れさせていただきたいと思います。

今回、出来上がる再開発の建物がこの際、明らかになったわけなんですけど、私建物に関

しては何か申し上げるつもりは一切なくて、周辺のインフラ整備のことだけちょっと述べさせていただければと思います。

Ｐ６の左側の図を見ていただけると分かるんですけれども、今回再開発に伴って道路の拡幅の計画は、そもそも春日通りが北側に拡幅するという都市計画が存在するわけですよね。今回再開発をすることによって、期せずしてこの場所から建物がどくことができるので、本来であれば道路が拡幅できると、条件が整ったということであるかと思うんですが、実際には、車道の拡幅はなされず、歩道空間のみ拡幅するという今のところの計画になっているかと思います。

なぜかといいますと、この図を見ていただければ分かるとおり、この天神下の交差点から上野広小路の交差点のところまでのざっくり道路で区切られている部分でいくと、７ブロックあるうちの６ブロックのみ今回の再開発に、そもそも区境もありますので、再開発の対象となっておりまして、一番東側にある１ブロックは再開発ではないので、今回そこは対象になってないと。つまり、天神下から上野広小路まで道路の拡幅というか、建物がどくということが貫通できないので、したがってその車道を広げるわけにはいかないということだと思います。

ですので、今回再開発の完了の見通しも含めてスケジュール出てまいりましたので、文京区としては、文京区としてはって言うのか、よく分かんないですけど、関係各機関、この道路の拡幅の事業主体である国や、それを受け取っている東京都ですかね、に対して、この再開発の完了時期に合わせて、この最後の残った東側のワンブロックもしっかり道路の拡幅事業に着手するようにということを強く働きかけていただきたいというのが１点目でございますが、いかがでしょうか。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　委員の御指摘のように、上野広小路までのワンブロックのところに関して道路拡幅されないという現状というところでございます。これに関しては、道路を所管している東京都と、それと台東区のマターでもありますので、そこのところは連携して、必要な要望をしていきたいというところは事業者とも打合せしているところでございます。

○松平委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。そうしていただけると大変助かります。再開発の完了のときに、この東側のワンブロックの拡幅も完了しているととてもいいと。その場合は車道も含めて拡幅ができることになると思うので、ちょっと再開発のところのインフラ整備の計画

も変わってくるかもしれないんですけど、そうできたら理想だなというふうに思っております。

この天神下までのところから上野広小路までのところは、夜間、タクシーとかの、タクシー待ちも多かったりして、その車道が非常に混雑しているというのもあります。当然、歩道空間の狭さというのもあって、このインフラ整備は急務だというふうに思いますので、この機会を捉えて、何とかうまいタイミングでやれたらいいなというふうに思っております。

もう一点は、これもこの間ちらっと述べたんですけど、今回この再開発において、文京区は、土地の所有者という点では最大の地権者というふうになっております。この間パーセンテージ聞いたんですけど、すっかり忘れてしまったんで申し訳ないんですが。最大の地権者であるという強みを生かして、しっかり再開発の組合の一員として、しっかり権利を取っていっていただきたいというふうに思っておるわけです。

なので、これは都市計画部局に聞くんではなくて、権利者として権利を主張するのはどこなのか、企画なのかと思うんですけども、企画の方に、しっかりちゃんと再開発において我々は文京区としての権利、地権者としての権利を主張していきますよという意気込みを伺いたいんですが。

○松平委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　地権者ということでの話ではございますけれども、まだ計画も決まってない段階でございますので、企画課からどういった検討ができるかといったような状況にはないかなと思ってございます。これから入居する面積とか、それがどれくらいかというのが決まってから、どう使うかの検討に入る段階かなというふうに認識してございます。

○松平委員長　依田委員。

○依田委員　それはおかしいじゃないですかね。そもそも再開発の組合員の一員になって権利を主張していくんじゃないんですか。というか、最終的に権利変換は手続的には最後のほうですけれども、そもそも地権者なんだから、ちゃんと再開発の話合いに入っていかないといけないんじゃないの。

○松平委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　繰返しになりますけれども、まだ計画が決まってない状況というところもございますし、再開発事業自体は地域をどう整備していくかといったような視点もございますので、まずは所管課での検討というところもございます。入居する

床面積等がどれぐらいかというのが決まってから、どう使うかの検討という段階に入るものと認識してございます。

○松平委員長　依田委員。

○依田委員　申し訳ないですが、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今計画が決まってない段階なのでっておっしゃったんですけど、計画を決めていく立場の一員なんじゃないんですか。私の認識が間違っている。

○松平委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　現時点でということですので、竣工まで、令和で言うと 37 年まで長い時間がかかりますので、その中で行政需要などを見据えて、区として主張するべきものは主張し、事業者の、ごめんごめん、ごめんなさい、令和 17 年、令和 17 年時点での行政需要というのは今の時点で明確に決めるということが難しいということから、引き続き再開発組合の一員として必要な政策に寄与するようなものになるように取り組んでいきたいと考えてございます。

○松平委員長　豪一委員。

○豪一委員　依田さんの質問、すごい言いたいことは分かるんですけど、こういうふうに言うと分かるんじゃないかと思うんですよ。段階があって、マンション等価交換事業でも基本合意というような段階があるんですよ、多分。本契約というのとまた違って、本契約というのはある程度、床が決まって、どれぐらいの交換ができるかとか、決まった後は金額調整するかというのが本契約になっていくんだけど、その前に、百十何人いる地権者さんが基本的に合意しますよと、その方向性については合意しますからやっていきましょうというような段階だと、具体的な、要は地権者、管理組合の人間として交渉というのはまだ難しい段階なんじゃないかと思いますけど。今の段階というのを正式に教えてもらいたいんだけど、まだ皆さんが、地権者が全員合意になってなくて、合意する人が８割ぐらいで、基本合意になってきているのかなという状況なのか、そこまでまだいってないのか、方向性だけ固まっているのか、そういう状況であるのかというところだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　現在の状況についてのお尋ねでございますが、まず８ページに関してお伝えしたいと思いますが、こちら都市計画の決定が 11 月１月というところで、それに対しての説明を準備組合のほうで行っているというところでございます。その具体的な権利変換等につきましては、この再開発組合設立認可というところの 2028 年から 29 年の令和 10 年

から 11 年ぐらいの設立のときにフィックスさせるというところで、そこのところで同意を求めていくというものでございます。ですから、そこの具体的内容については、まだ地権者等ともすり合わせ等はこれからという状況なのかなというところで考えているというところでございます。

○松平委員長　では、依田委員。

○依田委員　もちろん正式には事業認可が下りておりませんので、再開発組合自体まだ存在しないということではあるんですけれども、組合員になるであろう一員というか、そもそも最大の地権者として、しっかり文京区は権利を主張していってほしいという私の主張は別にそんな変じゃないと思うし、別に私は必ずしも何か施設を造れと言っているわけじゃなくて、別に最終的には金銭で受け取ってもいいとは思うんですけど。どのような行政需要があるかは別にいいんですよ、そのときに考えれば。そうじゃなくて、その前の段階で、あまりにも譲り過ぎるのではなく、しっかりと区としての権利を主張していくべきだということを申し上げているわけなんですが、いかがですかね。

私が言いたいのは別に、だから都市計画部長はもっと公益的な範囲で、公益的な観点から、この計画を見るべきであって、今、フォローしていただいたのは大変助かるんですけど、多分その一地権者として権利を、うちはこれだけの地権者なんだからこういうのでこれだけの床が取れますとか、そういうことをやっていくのは多分企画なんですよね。あくまで都市計画部の方々は、この別に何か、文京区の権利がどうのこうのって別に主張する立場ではなくて、あくまで公益のために都市計画を変更したり、インフラを整備したりとかということをやる立場じゃないですか。別に誰かの肩を持つ立場じゃないですよね。地権者としての立場としての文京区というのは多分こっちのほうにいらっしゃる方が主張して、時には対立することもあるかもしれないしということがあるのかなと思ったんですけど、だから、ちゃんと、しっかり文京区は権利を持っているわけだから、権利はしっかり確保していきましょうねという決意を伺いたいっていうことです。

○松平委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　今お話があったように、事業認可が下りてからの話なのかなというふうには思っております。企画課としては、区の行政需要というのは確認をしておりますし、今後も調査というものは取り組んでまいります。最終的には都市計画部と連携して取り組んでいこうかなということで認識しております。

○松平委員長　もう一言。じゃ依田委員。

○依田委員　どうしてもちょっと違和感があるのは、確かに最終的に権利変換を受けるところでの話はあると思うんですけど、今、じゃ再開発は誰が話し合っているのって話になるわけじゃないですか。今、111 の地権者の方、もちろん全員じゃないですけど、地域の方が集まって話をして、もちろん具体的なプランをつくるのはデベロッパーですよ。それはでも、地権者の方々はデベロッパーに依頼して、つくっているという、そういう建前なわけじゃないですか。

その話合いの中に、別に一切入る気ありませんよ、別に全部お任せですよというふうに今、聞こえちゃったんですけど、それはそれで何かちょっとおかしいような気がするんですよね。あくまで一員として、ちゃんとこの計画をつくっていく仲間だっていう一つの、仲間でいいのかな、そういう立場なんじゃないのかな。違いますかね。私そんな変なこと言っています。だから、事業認可を得たらその後考えますよ、みたいなのって何かあまりにも他人任せっていうか、一員であるという自覚がないんじゃないかと思ったんだけど、いかがですかね。そんなに変です。

○松平委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　ありがとうございます。現在、都市計画部が主導というわけではないんですけど、メインで再開発組合、もしくは準備組合と協議していますし、その過程でどんな権利があるかだとか、面積だとか、そういったことも逐一、企画部と連携してやり取りしていますし、ここっていうところには、区を代表して決めていただくというときには、当然私たちも企画部と確認して、きちっと伝えていくということは、もうマストだと思っていますので、現在は一緒に連携していると。そこで、しかるべきときにしかるべき権利を主張していくと、そういった体制で取り組んでいるところでございます。

○松平委員長　よろしいですね。

では、宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。まず、これまでの協議会、また準備組合の皆様のこれまでの推進に敬意を表したいと思います。

地元のうちの公明党の議員の岡崎議員からも、ちょっと心配事があるということで以前から言われていましたが、先ほど浅川委員も言われていましたが、合意形成については、３ページのところに、現在 111 人の権利者のうち、先ほど答弁で 73％が準備組合に入っているということで、この方々は大丈夫だろうという、言い方があれなんですが、その後、まだ合意されてない方には戸別訪問をして理解を求めていくということでございましたので、ぜひ

頑張って進めていただければと思いますが。

この合意を得ていくために、準備組合の皆様が中心になっていくんですけども、区としては、この応援といいますか、何か支援といいますか、そういったところができるのであればぜひお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうかということと、あと、８ページのところに今後のスケジュールがお示しいただいていまして、2030 年度からは明渡しということも書かれていまして、この明渡しについても大丈夫だろうかというような心配のお声がありましたけれども、どのような見解か、お伺いしたいと思います。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　まず、合意形成についてのお尋ねでございますが、まず区といたしましては、再開発事業を円滑に進めるためには、権利者の理解と協力が必要で有用であるというふうに認識しているところでございます。今後とも、準備組合、組合に対して権利者の意向を十分に確認し、把握した上で、丁寧な合意形成を図りながら事業を進めていくことが重要ということを考えて、それを求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、スケジュールでございますが、８ページに示しているスケジュールにつきましては、現時点の予定というところでございまして、今後の事業の進捗や社会状況の変化によって、時期が多少ずれる可能性がございます。それに関しましては、丁寧な説明を地権者もしくは外部等にすることを準備組合、組合に伝えてお願いしていきたいというふうに考えているというところでございます。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後の質問ですけども、都市計画審議会の中で、公募の委員の中から、今回このお示しいただいた図面の中には住宅ということも含まれていることから、ぜひアフォーダブル住宅を入れてもらいたいというお声があったということでございました。現在、東京都がこのアフォーダブル住宅事業を進めておりまして、特に子育て世帯などの若い方々が、今、不動産価格がかなり高騰していまして、文京区も高騰してなかなか購入しづらい、賃貸もなかなか難しくなっているというお声を多くいただいていまして、そういったことに対応して東京都がアフォータブル住宅事業をスタートしております。

その効果はまだこれから分かるのかなと思いますが、なかなか都心にアフォーダブル住宅というのは難しいのかなとも思いますけども、区としてはどのようにお考えなのか、見解を教えてください。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　８月 18 日に行われました都市計画審議会について、委員の方からアフォーダブル住宅の導入についての御意見があったことは我々も認識しており、事業者のほうにもそのことは伝えている状況でございます。当該再開発の計画におきまして、本地区において多様な世代が住みやすい居住機能の導入をまちづくりの方針として、様々な確認、計画はしているというところでございます。

一方で、当該地区におきましては、アフォーダブル住宅の導入については計画してないという状況でございます。ですが、いただいた御意見につきましては、事業者と今後共有してまいりたいというふうに考えているというところでございます。

○松平委員長　よろしいですか。

では、板倉委員。

○板倉委員　スケジュールの確認をさせていただきたいんですけれども、８ページのところで、先ほどのところで 11 月頃に地権者向けに説明会というふうにお聞きしたんですけど、そういうことで。11 月は近隣の皆さんにということで、もう一回確認なんですけど。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　この８ページに記載されています、都市計画の原案の縦覧説明会につきましては、地権者の方、111 名の方を対象にしているというところでございます。その後の来年１月につきまして、都市計画案の縦覧説明会につきましては、敷地から高さの２倍、340 メートルの近隣住民の方に対しての説明会等を行うというところで分けて説明会をするというところでございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　私も都市計画審議会のメンバーなので、いろいろそこでもお聞きをしたんですけれども、この間、後楽二丁目南地区は、東京都の環境影響評価条例に基づいて調査を行って、その結果について縦覧説明会を行いました。ですので、湯島三丁目地域についても高さが 170 メートルですから、調査をやるものだと、調査の対象だというふうに思っていたんですけれども、都条例を見ましたら、ここが特定の地域ということで東京都から指定をされて、その環境影響評価をやらなくてもいいという地域にされたというか、なっているということなんですけれども。

この条例に指定をされたのは、いつですかということと、これに関しては、東京都がここをそういう形に決めていくので、都からの意見照会みたいな形で特にあったのか、なかった

のか、その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○松平委員長　どなたが御答弁されますか。川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　こちらのアセスメントのほうは、東京都環境影響評価条例の対象というところの項目でございます。続きは。

○松平委員長　では、武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　こちらのほうで確認したところではございますが、平成 14 年に、この東京都の環境影響評価の条例が改正されておりまして、また、それに関連する規則も同時に改正されたというふうには認識してございます。東京都のまちづくりの制度ですので、区のほうに事前の照会といいますか、というものがあったかについては、一応内部で文書等の存在を確認したところ、特に意見照会があったというところの記録はございませんでした。

以上です。

○松平委員長　よろしいですか。板倉委員。

○板倉委員　東京都がそういうふうに指定をしたということで、東京都が決めたんで、それに対して区は分かりましたという受け止めをされたということなんですね。それに対して特段何か御意見を申し上げたとかっていうことはなかったということなんですね。分かりました。それで、分かりました。

ただ、この東京都の条例の施行規則の中に、指定されたとしても、高さが 180 メートル以上、延べ床面積が 15 万平米以上ならば環境影響評価をやらなきゃいけないというふうに義務づけられているんですけれども、高さも延べ床もそこには当てはまれませんから、この地域は環境評価、環境アセスですよね、それもやらなくてもいいというふうになっているというふうに思いますけれども、ただ、この規模の建築物が周囲に及ぼす影響というのは非常に大きいものがあるというふうに私は思います。

建築中だけではなくて、この建物が出来上がってからも、景観とか、日照障害とか、風害とか、ＣＯ２の問題もそうですけれども、長期にわたって生じていくということですから、そこでは早期の段階で可能な限りその影響を回避、低減する、そういうような様々な検討を行う必要があるというふうに思いますけれども。説明会をこれからやるというときに、そのことも丁寧に説明することが必要だというふうに思うんですが、その辺の指導というか、区はこの環境アセスの問題については、どのように事業者さんとお話をされているんでしょうか、というか要望というか、その辺もお聞かせをください。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　環境アセスのところについてのお尋ねでございますが、まず 11 月、1 月の説明会のほうでも、周囲の環境に対しての影響等は説明をさせていただいて、地権者、近隣住民の方からの質問や意見に対してのお答えもさせていただくというところで、十分丁寧な手続を行って説明を行うというところでございます。

また、建物の形状につきましては、周辺の日影や圧迫感、風環境、景観眺望、交通負荷等を考慮した上で、必要な床面積と地域貢献を両立できるというところを設定して、こういう計画をしているというところで、高さを求めてこの計画にしたというところではないというところだけ付け加えさせていただきたいと思います。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　条例の適用のところでございますが、この地域が環境アセスの対象ではないというわけではなく、少し対象が上に引き上がっているというところで、この地域について 180 メートルを超えて、かつ、延べ床が 15 万平米になると、環境アセスの対象になるということでございます。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　すいません。環境アセスに代わる同様の検討は既にしておりますので、手続的にはその対応にならないというところありますけども、十分な検討をして説明をするということで、環境アセスと同様の対応はしているということの認識でいただければというふうに考えております。

○松平委員長　板倉委員、まだ質問続きますか。続きますでしょうか。

○板倉委員　それは。

○松平委員長　板倉委員。まだ質問この後、続きますでしょうか。

○板倉委員　あります。まだ続きます。

○松平委員長　では、午後の御審議からよろしいですか。いいですかね。

それでは、間もなく 12 時となりますので、午前中の審議を終了したいと思います。

午後は１時からよろしくお願いします。

午前　１１時５８分　休憩

午後　　０時５６分　再開

○松平委員長　それでは、おそろいでございますので、時間前でありますが、委員会を再開したいと思います。

では、板倉委員の質問からお願いいたします。

○板倉委員　先ほど景観だとか、日照だとか、風害とか、そういうものについては、説明会のときに説明をするというふうにお聞きをしたんですけれども、それは地域の方々から求められてということではなくて、自主的にこの事業をされる方々からそういうことをやるということなんですか。お願いします。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　説明会の中では、どちらの 11 月、１月の説明も同様でございますが、必要な説明を行うというところで、環境に対する説明も一とおり説明させていただいて、それに対する質問に対しての答えをさせていただくというような丁寧なところにしたいというふうに考えているというところでございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　11 月は近隣の方じゃなくて地権者に対する説明会ですよね。だから、そこもそうなんですけど、やっぱり近隣の方々が一番その影響を受けるわけですから、そのときにきちっとやるというふうに、もちろんなるのは当然だと思うんですけども、それでよろしいんですね。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　当然、１月に行われる地域住民の方への説明会も同様に説明を行うということは 11 月と同様でございます。内容に関しては変わらないというところです。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　それで、もう一回、こういう建物ができましたら、その後からも、後からさっき言っていたような様々な環境の影響を受けるわけですから、そういう点では、出来上がった後についても周辺の方々にきちっと、今どうなのかというモニタリング等も行いながら説明することも重要ですから、それも準備組合のほうにきちっと伝えて、要するに何か起きたときに誰が責任を負うのか、みたいなことにも発展しかねない。

　組合が解散した後も当然その建物は残るわけですから、そういう点では、その後のこともしっかりと皆さんで考えて、住民の方々にお伝えしなければならないんだというふうに思いますけれども、その辺も準備組合の方々にきちっとお話をしていただきたいというふうに思いますけれども。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　当然、この建物竣工後も、建物管理者等が、その建物に起因する障害等がありましたら必要な対応をすると、必要な意見を聞いて確認するということの丁寧な手続

は、対応はしていくというところを聞いておりますので、そちらのほうは改めて伝えておきたいというふうに思っております。

○松平委員長　よろしいですか。まだございますか。板倉委員。

○板倉委員　それで、先ほど区も地権者だという話の中で、この事業地域の中に区道が何本かあって、区道を広げたりだとか、そういうことも含めてあるということなんですけれども、この区道は何平方メートルあるんですか。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　およそ 1,200 平米でございます。

○松平委員長　1,200 平米。板倉委員。

○板倉委員　そうすると、先ほど準備組合の中に区は入っていないっていうふうに受け止めたんですけれども、準備組合とこの問題については、区道の問題については協議している、していますよね。うんじゃなくて。やっているんですね。それで、その協議の、何回ぐらい協議をして、その内容っていうのについては明らかにできるものなんですか。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　準備組合とは打合せ等でさせていただいて、この 11 月、１月の資料の作成も含めて、丁寧な対応をしているというところでございます。どういう形にするかというのは今後になると思うんですけども、必要な対応を今後していくというところで、道路に関しても、それ以外に対しても、手続を踏まえて対応していくというところでございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　協議の内容もぜひ知らせて、明らかにするべきだというふうに思いますので、そこは要求しておきたいと思います。よろしいですか。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　道路の協議については、またこれからというところでございますので、また決まりましたら、議会等でもお伝えしたいというふうに考えているというところでございます。

○松平委員長　では、まだございますか。

○板倉委員　はい、まだあります。

○松平委員長　板倉委員、質問少しまとめていただけますでしょうか。御協力お願いします。

○板倉委員　高さ 170 メートルということですから、この地域では突出した、そういう高い建物がこれから計画されているわけですけれども、この間、次の景観のところでもそうですけ

れども、マスタープランのところ、都市マスのところでもそうですけれども、この高さにスカイラインのことが言われておりまして、私たちが危惧するのは、スカイラインといったときに、この建物がその高さの先鞭をつけていく、これからそういう高さに合わせていくんではないかという、そういう危惧を物すごく持っているわけで。

その点については、否定をするような、そうした答弁もいただいているんですけども、そこはこの間、神田川の西側の新宿区のところでも新たな再開発が進められてて、あそこについても 180 メートルが２棟で 50 メートルっていう。そういう３棟の計画があって。後楽二丁目南の地域は 170 ですけど、スカイラインをあの地域、千代田区、新宿区、文京区、そういう中でスカイラインを合わせていく、そういうことを言っているわけですから、そういう点では、この湯島三丁目のこの建物がそういう先鞭をつけるということに問題あって、高さについては、もっと低くするべきだというふうに私たちは考えます。

そして、今回宿泊施設ができるということで、延べ床面積に占める割合が 35％あるというふうに回答いただいておりますけれども、大体、幾つの部屋を計画しているのかということと、あと、広場を何か所かつくるんですが、広場については、そこから利益を生み出すものではありませんし、いざというときの防災広場になったりもするわけです。しかしながら、宿泊室というのは営利施設ですよね。ですから、そういうのと広場というのは位置づけが違うというふうに思います。公益施設というふうになぜ言えるのかという、その根拠についても改めてお聞きをしたいなというふうに思います。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　高さの件につきましては、この地区で、ここの地域に対しては 170 メートルというところでございますが、その周りに対しても全部 170 メートル、180 メートルの建物を認めるということではございません。というのは、前回の答弁でもお示ししたとおりでございますが、また、それぞれの地域に合わせた、地域の状況に合わせた形で検討するというところになっておりますので、そちらの心配はないのかなというふうに考えているというところでございます。

ホテルにつきましては、先ほど委員がおっしゃったような平米の割合というところでございます。ホテルのタイプによって室数が変わるかと思いますが、おおよそ 600 から 800 室ぐらいの室になるのではないかというふうな検討を確認しているというところでございます。

また、このホテルにつきましては、単なる宿泊施設ではなくて、上野・御徒町エリアと連携した、交通流通の拡大や地域経済の活性化に寄与する資源であるというふうに考えており、

交通利便性や市場性を考えてというところであって、地域に貢献していくものというふうなところで、一定の公共性のあるものというふうに宿泊施設については認識しているというところでございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　地域貢献ということであれば、いろんなものが入ってくるという、入れられるというふうに受け止めざるを得ないんですけれども。

スケジュールのことでお聞きしたいんですけれども、２月の建設委員会に初めてこの計画が報告をされて、その後３月に都市計画審議会があって、それは案として報告されて、正式に基本方針とされたのは６月です。その６月の基本方針のところには、建物のボリュームとかっていうのは報告をされてなくて、８月 18 日の都市計画審議会で初めてその高さとか、容積率とか、計画の概要というのが示されたわけです。

先ほどのスケジュールで言いますと、住民の方々への説明は来年の１月というふうになっているわけですけれども、それですと住民から御意見や御要望が出されて、それに対して検討する期間というのを見込むのであれば、３月末までに都市計画決定するというのはあまりにも拙速ではないかというふうに思いますけれども。

例えば説明会を１月にやって、住民の方々から出た意見を準備組合が持ち帰って様々検討したり、そういうことをやっていくために、１月の説明会から３月末まで本当に短いと思うんですけど、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　令和８年６月には、まちづくりの基本方針というところで、基本的な考え方をつくったというところでございます。今回、都市計画決定するというところは３月末を目途にしておるところでございますが、この都市計画の仕組みを決定するというところでございます。どういう制限をかけていくかというところでございまして、パースとか、建築計画とか、概要とかを示しておるところでございますが、それは設計の中で変更される可能性もあるというところで、この都市計画の内容ではこういう計画があるというところを一定度示しているというところでございます。

その 11 月、１月の意見を踏まえて、設計の内容も一部修正等もされる可能性もございますというところがありますので、３月につきましては、この設計をフィックスさせるというところではなくて、都市計画の制限をこういうふうに考えているというところをフィックスさせるというところでございますので、そこら辺のところは丁寧に説明しながら設計してい

くというところは３月以降の流れになるかというふうに考えているというところです。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　一度都市計画決定されると、後へ戻るというかということは非常に難しいということだと思うんですね。ですから、都市計画決定というのは非常に重要な決定であって、それ以降について、もうなかなか意見を申し上げても、なかなかそこは受け付けというか、受け止めていただけないということになっていくわけですから。ですから、住民説明会がもっと早い段階で行われていくのと、その住民からいただいた意見をどう受け止めて、解決が必要なら、していかなければならないという点では、早過ぎ、拙速だというふうに改めて言いますけれども。

ここには国土交通省の事務連絡がそこには大きく関わっているのではないかということで、この間何回も質問させていただきましたけれども、それはないということで返事をいただいているんですが、あちこちの再開発のあれを見てみますと、今年度中に都市計画決定というところがいっぱいあるんですよ。後楽二丁目の南地区もそうですし、昨日見たんですけれども、新宿区の下宮比町のところの再開発計画も、来年の３月 31 日までに都市計画決定をしていきたい、そのように言っているんですね。

ですので、この事務連絡と関わりがないというふうには言えないのではないかなと私は思っております。そういう受け止めをしております。ですので、何が何でも年度末までにという、そういう考えではなくて、住民の皆さんが本当に納得できるような、そういう形で進めていきたい。この間も代表質問で言いましたように、区民全体の合意形成がなされるまで事業は進められることのないようにというふうに要求をしましたので、そこのところは改めて要求していきたいと思います。

そして、これはもう最後になりますけど、この地域というのは、旧岩崎庭園とか、湯島天満宮とか、上野公園など、歴史や文化資源がたくさんある地域で、今まで進められてきた再開発の地域とは異なっている地域でこういう形の開発を進めるという点では、170 メートルという高さを含めて、景観に配慮した、そうした計画になるようにということを改めて要求しておきたいと思います。

以上です。

○松平委員長　よろしいですか。

豪一委員。

○豪一委員　先ほど高さの話になっていますけど、８月 18 日に行われた都計審から、パース、

要は写真みたいな、どんな見た目ですよという写真が、これ７ページかな、何ページかな、５ページか、違う、５ページ、５ページの右上に出ますよね。私多分この中で一番湯島でお金を落としている人間なのかなと思っているんだけど、子どもの頃から不忍池でザリガニ取ったりして、この辺でまさにずっと遊んできた人間として、ここの写真の部分の今の雰囲気、皆さん分かります。この再開発がこういうふうになったらいかにすばらしいかって、地元の人間はみんな分かりますよ。

だって今は風俗あります。最近事故とか事件を起こすような、外国人がやっているような営業もあります。細かいところもあります。テナント最近埋まらないぐらい。大変なところですよ。毎週のように地元の方が警備に回ってますよね。集団で。そういった地区で、本富士警察も上野警察も一緒になってこの治安をよくしているというところで。そこが一掃されてこういうきれいになる。地域の人がみんなでやりたいって言っているもの。

日影の規制と言ったけれども、日影、南側は何ですかって。これ仲町通り挟んで繁華街ですよ。その向こうは不忍池ですよ。不忍池にかかる日陰は冬時だけですよ。夏はかかんないですよ。東も西も商業地域です。岩崎邸は確かに朝日は少し入んない、特に冬場は。それぐらいは想像できるけれども、実際そのうち日影図なんかも出てくると思うけど、そういったところですよ。

湯島天満宮は南西にありますから、これちょうど南西から見た写真ですから、湯島天満宮の北口のちょっと下ぐらいから見たような感じ、交差点のほうから見たようなこの写真だと思いますけど、全く日陰、天満宮にはかからない。まさに法定再開発にうってつけの土地なんですよ、ここは。迷惑をかけない。そういったところで、どんどんどんどんいい開発だったらやっていただきたいと。

600 から 800 入るようなマンションが、マンションじゃないや、ホテルができるっていうことは、しかも高級ホテルが入るでしょうから、それだけインバウンドの目玉となるから、そこを起点として、ちょっと散歩に行く感じで、今までよりも、もっともっと岩崎邸や湯島天満宮に来るような観光客というのも期待できるはずですよ。

いろんな観光とか経済の流れが変わる中で、１つ私が質問したいのは、１つじゃないね、２つ質問していきたいのは、東京都を、全体を見ると、例えば繁華街といえば大手町だとか東京駅のほうを思いますけど、今、ヤエチカ、八重洲の私駐車場にはよくとめるんですけど、大丸行くときに。あそこが８月の７日だったかな、確か弾道ミサイルに備えてヤエチカのほう、シェルターをつくると。そうやっていざというときに備える。

そういった流れの中で、今、まさにこの湯島から上野二丁目、これから、これを起爆剤に、今はまだ湯島、上野二丁目、湯島のこの中で、再開発されるまず第１号、起爆剤となる第１号の場所なんで、地下で松阪屋のほうまでつなげるとか、上野駅までつなげるなんていうことは、まだまだ何十年も、僕の目の黒いうちにできない先の話かもしんないけれども、行政の人間とか我々区議会というのは、将来の文京区民だとか、将来の東京都民のために発言する必要があると思うのね。

これを起爆剤として上野の、要は中央通りのほうに開発が広がっていく可能性だってあるわけよ。もしかしたら、一度かなわなかった大江戸線が下で地下道をつくるという時は、地元の商店街の方々たちが当時は反対したわけで、今は後悔してるってみんな言いますよね。地下街でつなげて、上野御徒町や上野駅、大江戸線だとか銀座線につなげる構想っていうのは、公的資金、国の金３分の１だとか、これから出していくわけだから、そういうのを考えて再開発するべきじゃないかというところです。

去年かおととし、建設委員会で博多の天神の再開発、見に行きましたね。あれは地下で物すごいつながっているんですよね。あれは面白いのは、この５ページの写真を見ると、上は今の上野みたいなごちゃごちゃした焼き鳥屋さんとか、そういう３焼きって言われている状態が入れないかもしれない。ビルがきれいだから。だけど、こういう街のよさを、ごちゃごちゃした街のよさを残すために、地下街でそういう店を残すとかっていろんなことが考えられるわけよ。

だから、いろいろな意見を、もっと言うと、今、昔、地下といったらクラブ、キャバクラだとか、フィリピンクラブとか、そういうのは地下でやって音も漏れないし。これは議事録に残ってもいいよ、これ上野の事実だから。ただ、今はもっと高い家賃を払うというのは、今、地下アイドルのライブハウス、これはキャバクラのお金の 1.2 倍払うから入れてくれよとか、場所がないのよね。それは秋葉原から生じた新しい文化が、今、上野のほうに広がってきている。今テナントがないから、そういうのも募集しているんだよね。私もすごい聞かれますよ。商売のほうで。そんな可能性が経済としてたくさんあるんです。

そろそろ質問にいきますけど、そういった中で、８月 18 日の都計審では、キャビネットの教授もやっぱり地下をしっかりつなげるというのは大事なんじゃないかと。私は上野公園にはブリッジ、上でつなぐのもいいって言ったんだけど、何で言ったかというと、千代田線を昔、昭和 30 年から 40 年、つくっているときに、池の湧き水が地下鉄のほうに流れて作業員が死ぬという事故があったんで、地下はなかなか結べないのかななんて私の勝手な固定概

念があったんだけど、今の建設技術だったら当然地下もつなげるのかなと思って、地下でもいいなと思ったんですよ。

そうやって、日本の中の観光の名所がたくさんある中のものをつなげていくためにも、公的資金を使うんだから、そういう計画をぜひ、今回の単体の再開発のエリアの場所だけではできないから、今回単体でやれとは言わないけれども、将来に残す、隣が再開発した場合につなげられるとか、そういった余力を残すように、ぜひ開発業者や管理組合の中で共有してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　委員の指摘のように、湯島のまちをよくしようというふうな形で、地権者の方が中心となって 10 年来の検討を行っているというところでございます。その中で、地下鉄との接続というところで、湯島駅もそうですが、御徒町駅も、上野御徒町駅ともというところで検討はしてきたという状況でございますが。湯島駅のところは接続できるというところでございますが、御徒町駅に関しては、上野御徒町駅に関しては、今回の計画に関しては事業計画の中に取り入れることができなかったという状況でございます。

また、委員のおっしゃった意見とか、都計審でいただいた意見等は、事業者のほうに伝えることにして、今後対応をお願いしていきたいと、考えていきたいというふうにお願いをするというところは伝えていくというところでございます。

○松平委員長　豪一委員。

○豪一委員　ぜひ、将来の可能性は潰さないようにつなげていただけるようなことを言っていただけるとありがたいなと。また、湯島とか上野のよさである、ちょっと言った、さっき言った、要は３焼き業態だとか、そういったようなものも再開発されるビルに嫌われるかもしれないですよね。例えば、上野が有名なのは焼き肉屋さんも、焼き肉屋さんは煙も出るし、排気関係も汚れるかもしれない。

ただ、宮下パークもそうですけど、渋谷の、ハイカラな新しいブランドなんかを入れたビルなんだけれども、一部郷土料理なんかを入れた全国の居酒屋さんが並んでたりするような場所、懐かしい場所も用意していると。だから上野も、地下の利用もさっき言いましたけれど、ぜひ、らしさみたいのもうまく残せるような再開発をしていただければいいなと思いますので、ぜひお含みおきいただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長　では、高山委員。

○高山（泰）委員　質問に入りますけど、私言いたかったようなこと、結構豪一先生がかなりしてくれて、さすが地元の商売やってきた方だなというような、迫力のある意見だったとは思いますが。都計審なんかの議論を聞いていると、高さが 170 メートルで困ったみたいな話が結構多くて、そういう方もいるんだなって思いますけど、議論としては悪いけど課題設定が古いなってはっきり言って思うんですよ。もうその高さがどうのこうのというのは、もう、僕も 20 年以上議員やっていますけど、20 年以上前にもう議論終わって、その問題だって言われたといったものがさんざん建って、ビル風が怖い、それから室外機の何か音が出てみんな発狂しちゃうとか、それから風が来て、風が強過ぎて、おじいちゃんおばあちゃんが風そのもので吹っ飛んじゃうとか、ベビーカーが飛んじゃうとか、あと交通渋滞がとんでもないのが起こるとか、そういういろんな、こういうお化けが来るんだ、怖いぞというような話が、さんざん再開発のたびにあるんですよ。

だけど、隣の春日・後楽園駅前も建ってみて、そんなこと起きてないよねと。少なくとも僕はベビーカーが風で飛んじゃったって話は一件も聞いていません。それで、茗荷谷のときも、もうあんな高い建物建てたら、小日向のお屋敷が風で吹っ飛ぶみたいな話もありましたけど、それもなかった。それで、それから、全部そうなんですよ、結局。だから課題設定として、170 メートルとかって言われると驚いちゃう人がいるというの、事実なんでしょうけど、そもそもちょっと議論が古いなっていう感じは、私は率直に思ってますんで、そこに引っ張られずに、もうちょっと前向きな、それこそ地下鉄をつなぐために、何か将棋でいうと一手を打っておいてほしいとか、それからにぎわいをどうするんだとかという話を、発展的な話をやってほしいなと思いました。

それで、あと、さっきから議論聞いてて、依田先生が結構頑張っていた、文京区も地権者じゃないかっていう問題ですけど、あれも依田さんの言い方がちょっとつっけんどんだったから、行ったり来たりなっちゃいましたけど、もう住民として期待している、いい再開発になるから、それだけ期待が高いということなんで、ぜひいろんな声にめげずにやっていただきたいなと思います。

それから、僕が言いたかったのは、そのにぎわいのところで、このイラストみたいに平和な感じになればいいんですけど、この広場とかが割とにぎわいというか、風俗街みたいなところの人も夜は来るんで、結構、建ってすぐは、かなりコントラストのあるまち並みになるだろうと思うんですよ。新しいビルと、いろんな昔ながらの繁華街と。そこを、多分、僕は文京区がいいものをびしっと建てれば、台東区側も、隣の庭が青く見えてきて、うちもやろ

うよという話になる可能性が極めて高いと思うんですけれども、見るまでは話が始まらない可能性があるんで、そのタイムラグの、例えば 10 年なり 15 年なりというのが発生して、その間、まちは生きていますので、どういうふうに整合をつけてやっていくかという、そういうソフト面というか、そういうようなところも大事だと思うんですよね。

隣の地下鉄との連携も含めて、台東区さんと連携ってどうなるんだろうかというところは、今どういう感じになっているのか、足元何かあれば教えてください。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　湯島の再開発につきましては、地権者、周辺の住民を含めて非常に期待、希望がある建物であるというところの認識ではいるというようなに評価を受けているというところでございます。また、広場につきましても、どのように活用していくかというところは、今後のエリアマネジメントの中で具体的に決めてというところで、活気、にぎわいあるというところを、建物全体を含めてやっていくというところになっていこうかと思います。

また、この湯島の再開発が、南側の湯島のエリア、もしくは台東区側のエリアにも、委員のおっしゃったように、いい影響を与えるような建物になるようにということは、準備組合のほうに伝えておきたいというところでございます。

また、台東区の担当者につきましては、随時、連絡をしながら、進捗状況の確認とか情報交換とかを含めて、今後に対しても引き続き継続して対応していきたいというところで協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○松平委員長　高山委員。

○高山（泰）委員　実際どうなんですかね。台東区で、連絡は取ってるということなんですけど、こういう絵とか出てくると、こんなの建つのやということで、実際盛り上がりも出てくるし、機運も出てきてもおかしくないなと思うんですが、実際にそういう機運があるかどうかということをまず質問したいし。

あと、いろいろ長く話して言い忘れたんですけど、日影とかの、あと高さの問題の課題設定が古いっていう話も言いましたけど、あとスカイラインという概念も課題設定古いね。町なか見てて、例えばここの再開発でもいいですよ。それから、こっちの西側見て、道路のほう見てもそうですけど、ビルの高さってそろっている必要あります、そもそも。めちゃめちゃそもそも論ですけど、ビルの高さが全部そろっているから美しいとか美しくないというのはそれ、人間がせいぜい４階建てとか５階建てとかで、街が全部そろっているパリとかそう

いう話であって、東京のような街とはまるっきり違うんですよ。それでスカイラインが何でそろえなきゃいけないのか、私は全く意味不明な議論だと思っていますから、そこはこういう意見もあるということで理解してください。

それから、あと、台東区の件はそれ、ちょっと後で教えてください。私聞きたかったのは、スケジュールなんですよ。これ都市計画決定急ぎ過ぎじゃないかという議論がさっきあって、そういう意見もあるんだなあと思いましたけど。今までこの湯島の人たちとかが相当議論をして、今、実際に御商売をやってたり、お店を貸してたりとかする中で、さんざん議論した末にようやくこの細工のように、ガラス細工のように集めてつくってきた、この計画なので、今までの議論もまず相当あったということが一つ。

それから、さっき言ったとおり、高い賃料で貸せるエリアですから、だらだら議論している暇がないというか、かなりスピーディーに私は物事を進めていかないと、せっかくつくったものも壊れかねないので、文京区民の期待がかかっている建物としてはスピーディーにやってほしいというのが私の願いでもあるんですよ。

懸念するのは、仮に今年の、26 年度の３月に都市計画決定できたとして、これ見ていくと、着工が 31 年とか、明渡し 30 年ってなってて、本当にその２年半とかでできんのかなというのが大変不安なところで。そこはかなりマンパワーとか、みんなの熱意とかいうものが必要なんじゃないかなと思うんですが、その点の認識を教えてください。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　台東区側の受け止めについてでございますが、この地域、台東区側にせり出しているところということもありまして、地域住民、高さの２倍の 340 メートルの地域のところの住民に関しては、ほとんどは台東区民の方というところで、実際、事業者のほうで、その地域住民の方に対しての説明会は実施しているというところでございますが、その中でも期待感というのが大きくて、特に大きな反対の意見等はなかったというふうに聞いているというところでございます。それを踏まえて、今後この建物が出来上がった段階には、台東区側にもいい影響を与えることができるんじゃないかというような期待を我々としては持っている状況でございます。

また、ビルの高さについてでございますが、先ほど言いましたように、170 メートルって周りが全てそうではないというところであるとともに、文京区もめり張りをつけた高さ設定というところで、住宅地であり、商業地であるという役割に限って高さを、設定を変えているというところがありますので、そういう御懸念はないのかなというところがございます。

また、その説明会の中でも、特に湯島に関しては 10 年来の議論を重ねてきたという地権者とか、地域住民の方の御意見があるということで、スピード感を持ってやってもらいたいというところがありますというところで、先ほども言いました要綱の件もありますが、それは単に一つのきっかけというところでございますが、なるべくスピード感を持って一日も早く建物を建設したいと、建設してもらいたいと、よい街にしたい、地域の課題を解決したいという思いが非常に強いのかなというところでございます。

また、2028 年度の事業認可、その後の権利変換についてのスケジュールについてでございますが、こちらのほうは、まさに事業者マターというところでございます。組合のほうは、今、先ほど言いましたように準備組合率が 74%というところで、一定度高い水準になっていますので、そこを中心になるべく多くの合意形成を取りながら、なるべく早く進めて計画どおりの竣工、引渡しを迎えるようにということは、事業者のほうで考えて計画しているというところでございます。引き続き、我々のほうも適切な支援と助言をしていきたいなというふうに考えているというところでございます。

○松平委員長　高山委員。

○高山（泰）委員　ありがとうございます。ぜひ一体感を持って進めていただきたいなと思いますし、さっき言い忘れましたけど、課題設定古いという中には、よく言われる、あんないいビルに補助金を突っ込んで建てるんだったら、福祉に使えみたいな話あるんですけど、それ財源違いますからというのもちゃんと言ってあげたほうがいいんだなと思います。分かっていると思いますけど。

私としても、文京区の東の玄関口ということで大変期待しています。ずっと私も春日通り大好き人間で、というかそれ沿いに住んでるんで、春日通りをざっと行くと、上野というか浅草のほうからずっと来て、高速道路が見えて、その後、線路が見えて、その後、湯島ハイタウンが見えて、湯島ハイタウンの大量のあの室外機が見えると、家帰ってきたなというような感じがいつもするんですけども。それより前に、文京区のぴかぴかな玄関ができるということで、いいものをつくっていただきたいなと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○松平委員長　ありがとうございました。

以上で報告事項１の質疑を終了いたします。

次に、報告事項２、文京区景観計画等見直し（素案）についての御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員　私も景観審議会のメンバーなんで、景観のこともこの間、取り組んでまいりました。それで、ずっとこの間言ってきたことなんですけれども、元町公園が何で入っていないんですかということなんですよ。何回もお聞きしたんですけれども、はっきりした返事いただいてないんですけれども。改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　景観計画に元町公園の記載がないというところの御指摘かと思いますけれども、現状、特に特定の公園をピックアップして記載をするという計画ではございませんので、元町公園については記載がないところでございます。仮に景観の要素として公園、緑といったところは重要な要素であるとして、そういった全体の話として公園を紹介している部分があるというところでの御答弁をさせていただいているところでございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　全体のところでということなんですが、この景観計画の中を見ても、様々神田川に沿った公園とか、いろんな、小さいという言い方変ですけれども、公園が書いてあるわけですから、全く入れ込まないっていうのは、何か本当に理由があるんですかって言いたくなっちゃうんですよ。

それで、この元町公園については、夏の、ごめんなさい、景観審議会のときに申し上げたんですけれども、８月の中旬に東京都の教育委員会に、あの元町公園の調査結果がまとまって、提出をして、その後、文化庁へ行く手続になってて、今年度中の指定を目指しているというふうに区がお答えをしているんですけれども、それはそれで、こういう受け止めでよろしいんでしょうか。教育のところはいらっしゃらない。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　元町公園の名勝指定についてでございますけれども、教育委員会のほうで、今、文化庁に意見具申のほうを行っているというふうに聞いておりますので、具体的なスケジュール等については明確に出てはおりません。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　今年度中に都市計画決定、ごめんなさい、文化財として指定して、文化財登録ができるという、そういう見通しの下で区が進めていると思うんで、今年度中っていうと３月31 日まであるわけで、ぎりぎりのところで文化財登録がされても、なかなかこの計画の中

に入れ込むというのは難しいことなのかなというふうには思います。

ただ、あの公園そのものを、この間も私言いましたけれども、去年の 12 月にリニューアルオープンしているんですよね。記念式典も行われて、公園をきれいに再整備というか、それぞれのシンボルであるカスケードとか、壁泉だとか、パーゴラだとか、そういうものが左官業の方々の手によって修復されて、あのような意匠というか持っている公園っていうのは、元町公園だけだと思うんですよ。

景観といったときに、あの公園もそこに含まれる、もちろん文化財になることを私たちは望んでるんですけれども、文化財とされる前でも、この計画の中にきちっと、写真も入れながら入れ込むというのは当然のことだというふうに思うんですけれども。改めてお聞きをしたいと思います。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　歴史性や文化財としての評価といったところにつきましては、教育委員会のほうで、そちらのほうで評価をするものと考えております。景観計画の中でも、一定歴史性とか、そういう文化についても景観の重要な要素であるというふうには述べているところではございますが、そこで文化的な評価をここで行うということよりは、教育委員会のほうの判断、あるいは文化庁や都のほうの文化財行政を行っているところの判断を、評価を踏まえて、それを受けてどう考えるかというところを景観としては行動していくところかと思っております。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　どうしても入れたくないみたいな、そういうふうに受け止めざるを得ないんですけれども。さっきも言いましたけれども、あれだけというか、関東大震災の復興公園の中の、復興小公園の 52 か所のうちの１か所で、唯一現存する公園ですよね。そこは皆さん当たり前ですけど御承知されていると思うんですけども。そういうのが区の景観の中に何も入らないっていうのはちょっと考えられないというふうに私は思うんですけれども、そこはこの景観計画の中に改めて入れ込んでいただきたい。

例えばページ、15 ページとか、36 ページだとか、49 ページの④とか、そういうことも入れて、ところに入るべき公園ではないかという。写真も入れればもっといいと思いますよ。皆さんに分かると思いますから。そこはぜひお願いをしたいと思います。ここはもう強調しておきたいと思います。

あとは、都市マスタープランの改定が、この計画、景観計画の上にあって、その都市マス

タープランの改定の中で、９か所が拠点基準というふうにされてて、そこについては再開発を誘導し、高いビルをつくっていく、そういう方向性が出されてて。この景観っていったときに、高い建物があることがあって景観っていう、そういう意味合いにするっていうのも、私はちょっとどうかなっていうふうに思います。

この計画を策定するに当たって、区民の方々から声を聞いている、それを見てみますと、区民の声の中では、良好な景観形成をしていくための進め方としてどのようなことが重要と考えますかっていう声が、そういう問いがある中で、道路や公園、水辺などの公共空間の質の向上、それが一番多くて746人という方がお答えしてて。次が、建築物の色や周辺のまち並みとの調和など民間の開発事業などへの制限、こういうふうにお答えしている方が613人いらっしゃって。こうした区民の皆さんの声というのが非常に大事だと思います。

良好な景観形成を進めていく方法として、大型の開発というのは、区民は望んではいないんではないかっていうふうに、このアンケートから見るとそういう受け止めになりますけれども、あえて、これからもう開発をしていく、そういう拠点だとかを、計画中のものも含めて、この景観計画の中に入れていくのはどういうというか、それも当てはまらないのではないかというふうに思いますけれども、その辺についてのお答えをいただきたい。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　拠点基準についての御質問ということですけれども、まず、この建物の高さにつきましては、この景観計画で高さ幾つがという指定があるわけではありません。あくまで、街の中でどういうふうに見えるか、色彩ですとか、形ですとか、そういったものを適切に配慮していただくような基準を各拠点に設けているという趣旨だというふうに認識しております。

○松平委員長　よろしいですか、板倉委員。よろしいですかね。

では、宮本委員。

○宮本委員　今回、素案を策定してお示しをいただきまして、ありがとうございました。読ませていただきましたが、全体的には文京区の特徴をしっかりと捉えていただいて、また、社会状況の変化もしっかり見て、都市マスの見直しも反映していただいているというふうに思いました。意欲的な内容かと思いました。ありがとうございます。

３つあるんですけども、具体的に。まず、これ146ページのところになるかと思うんですが、景観ガイドラインの一つですけども、これまでも何回かお伺いしたんですが、今回の景観計画、いろんな場所において様々景観変わってきまして、にぎわいのあるまち並みの拠点

であるとか、また、商業地域もありますし、また、住居の地域もあります。最近は街灯や保安灯がＬＥＤに替わることで、非常に住居も明るくなって、安全対策につながっていると思います。こちらは道路課の土木部の皆様のおかげでございますが、ありがとうございます。

一方で、住宅街にあるコインパークが、屋外広告がまぶし過ぎると、光が、いうお声もあり、実際私も見に行ったが、確かに目の前のおうちは非常に大きな影響を受けているなという、思いました。こうしたことについても、今回の計画の中に盛り込んでいただいていると期待いたしますが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

まとめてお伺いします。２つ目ですね。57 ページのところに、初めの説明にもございましたが、町なかの緑化について詳しく追記をしていただいておりました。これまでも、文京区内の新しい住宅建築物ができる際に、道路面に対して緑化を推奨、緑化を整備することを推奨してきていただいたと思いますけども、今回のこの計画への追記でさらに促進されるのではないかと期待いたしますが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

最後に３つ目ですが、Ｐ28 のところに神田川の景観についての記載がございました。これまでも様々神田川の景観については推進をしてきていただきましたが、課題も明記されておりました。引き続き推進していただきたいと思いますが、どのように取り組むのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　まず、146 ページのデジタルサイネージについてでございますが、今回、屋外広告物のガイドラインにこちらのページを追加させていただいております。委員御指摘のとおり、光る広告物に対する基準というのを、一定程度数値で明るさの目安を今回お示しをさせていただいておりまして、この、例えばの話で、住宅地では 400 カンデラ／平米以下というような数値での基準を設けているところでございます。

これがすぐさま現在設置されている広告に関して適用されるというものではございませんで、あくまで景観協議を行う中、今後新たに広告物を設置する、あるいは案内表示板を改修するといったときに、協議をする際にそういった指導を行っていくというところになりますので、今すぐ全ての広告が変わるということではございませんけれども、今後こういった基準を示したことを周知に努めて、自主的に協力いただけるように広報に努めていきたいというふうに認識しております。

それから、２点目の緑化についてでございますけれども、57 ページのところで基準を２番、４番、５番というところで追加したというところで御説明を申し上げたところでござい

ます。これまでも景観協議の中では、接道部に緑化をしてほしいとか、少しでも植えるところがあれば植えてほしいといった、そういった指導といいますか、アドバイスをしてきたところではございます。

そこで行われたことを明文化したというところで、すぐに基準が追加されたことで緑化の推進が劇的に速くなるということではないかと思うんですけれども、これまでも緑化計画の指導と、こちらの景観計画の緑化の指導というところで、両輪で行ってきたところでございますので、今後もその２つの手段で緑化の推進に努めていきたいというふうに認識しております。

それから、神田川についてでございますが、現状、景観計画の中で神田川に関する基準を設けているところは２つありまして、神田川景観基本軸基準というのと、公共施設の整備に関する景観配慮事項という２つの基準がございます。１点目の基本軸の基準については、川の両岸、一定の範囲で、建物を建て替える際に川の面が裏にならないように、川から見て、より調和した建物になるようにというような、どちらかというと民間向けの基準として設けているところ。

それから 123 ページには、公共施設の整備に関する配慮事項として河川の基準も設けておりまして、今回こちらのほうも、従前は１項目記載していたところでございますが、今回、合わせて６項目に充実させて記載をしたというところです。内容としましては、各管理者が何か事業を行う際に、川、水辺の景観について配慮していただくように、そういった協議の中で指導していくというところを明記したところでございます。なかなか一夕には河川の事業も進まないところはございますけれども、そういった機会を捉えて、適切な協議をしていきたいというふうに認識しております。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございました。まず、住宅地域にある屋外広告の明るさについては、今回追記をしていただいたということで、ありがとうございました。今後の設置するものについて協議をするということでございましたが、期待しております。現存するものについては、その規制は及ばないかもしれませんが、その後については、また別の所管課とも御相談したいと思います。

それから、町なかの緑化について今回、追記をしていただいたということで、さらに促進されるということを期待しております。

最後、神田川については、28 ページとともに 123 ページのほうには、公共施設における

先導的な景観づくりの中で新たに６つ追記していただいたということでございました。ありがとうございます。期待しております。これ神田川の管理者というのは、ここの文京区内の部分については文京区になるんですか、それとも東京都なんですか。すみません。大丈夫ですか。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　神田川の河川区域の表面の部分の許可に関しては今文京区のほうで行っているところでございまして、そのほか大きな河川の改修ですとか、水の部分の許可に関する部分については東京都が実施しているというような事務分担で行っております。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　分かりました。ということは神田川の川に入ると東京都で、そっちの、こっちの敷地のほうは、例えば関口のエリアの椿山荘の歩道があったりしますが、あの辺は文京区の、そういうことなんですか。すみません。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　神田川に関しては毎年様々点検等を行って、河川管理者である東京都のほうとも協議を行いまして、どちらで工事を実施するですとか、そうしたことを協議して決めているところでございますので、その内容によってどちらが実施するかというのは決まってくるところとなってございます。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。東京都と連携してということでございましたが、また引き続き、神田川の魅力を生かすような、そうした整備を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○松平委員長　ほか御質疑よろしいですかね。

では、品田副委員長。

○品田副委員長　幾つかあるので順番に行きます。

初めに、私個人的には、もう大分景観が進んで、見苦しいようなサインとか、そういうのもなくて、文京区落ち着いた感じに区内全体になったなというふうには思ってはいるんですが。この素案の中を読ませていただいて、まず７ページのこれまでの景観づくりによる成果と展開というのがあって、この 13 年間で 2,095 件の協議を行ってきたということで、大変すばらしいというふうに思うんですが。

次のページ、８ページに、景観についていい、またはどちらかというといいというのは７

割で、これだけ読むとすばらしいなというふうに思うんですが、10 ページのアンケートのところで、景観いいと言っているのが 19%、どちらかというといいって言っているのが55%で半分ということで、ちょっと残念だなって。足すと７割なんですけども、どちらかというとのほうが多いのが残念だなというふうにちょっと思いました。

それから、景観をどこで感じるかというようなことだというふうに思うんで、その下に10 ページの下に、景観を守り育んでいく上でということで、重要な点は何かと一般の方に聞いているわけですけど、庭園や寺社など歴史・文化の景観、それから公園や庭園などの緑の景観が断トツ１位、２位になっているんですが、景観を感じるところが、区の努力というよりも、神社仏閣とか緑というのは、ちょっと残念かなって、努力が報われてないのかなっていうように思ったんですけど、まず、この点はどうでしょうか。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　委員の御指摘のとおり、どちらかというと身近な景観に対して好印象を持たれているという方が４分の３いらっしゃるということで捉えていた部分もありますが、御指摘のとおり、よいと答えているところは２割だというところ、ここは確かに増やしていく必要があるなというふうに認識してございます。

景観のいいと思っているところは、身近にある、どちらかというと誇りに思っている、あるいは近くにあってすばらしいと思っているものというところを挙げてくれているかなと思っているんですが、景観というのは、それに限らず、人の活動ですとか、落ち着いた住宅地といったところも景観の一つとして、日常生活の中で目にするもの全てが景観というところ、そこはちょっとまだ浸透してないというところがあるのかなという御指摘かというふうに認識してございます。

こちらには記載はないんですけれども、景観計画を知っているかどうかというところの調査もしていまして、３割の方が知っていると答えられて、逆に言うと知らないという方のほうが多いというところ、ここは大変な課題と思っておりまして。今後、今回見直しを含めて今後パブリックコメントなんかも行っていくに当たって、周知をしながら、また改定後、基準の追加等もありますので、一定その周知期間を行いながら、また啓発事業にも取り組みながら、皆さんに知っていただくという努力をしていかなければというふうに認識してございます。

○松平委員長　品田副委員長。

○品田副委員長　そうですね。普通の生活をしていて、あまり景観というのを意識しないで生

活しているというふうに思いますし、看板等ちょっと見苦しいとか、ちょっと派手だなとか、嫌だなって感じるときは感じるんだけど、いいときはそんなにいいって感じない、逆にそれが当たり前になっていて、それは逆にいいことだというふうには思っているので、その辺は難しいなというふうに感想を持ちました。

次行きます。28 ページの神田川のところなんですが、私もずっと神田川沿いで育ったり、暮らしていたんで。江戸川公園の辺りまでは、桜の時期もきれいですし、神田川を感じながら季節を感じているわけなんですが、やはり江戸川橋から石切橋、大曲にかけての高速道路の下については、もうちょっときれいに。

前に、植栽をやっても雨がかからないのでもうほこりだらけで、逆に取ったほうがいいんじゃないかということで石切橋のところ取っていただいたりもしたんですが、もう少し何とか、美化までいかなくても、歩いたり、自転車で通ったりもしているというふうに思いますけども、もう少し手を加えていただいて、景観とまでは言わないけれども、美化をしていただければなというふうに思っています。

それと、ほかの地域を見てみると、神田川沿い、例えば高田馬場では、神田川親水、親しむ水ですね、テラスとか、井の頭公園では親水護岸とか、御茶ノ水の近くでは、千代田区だと思うんですけども、自然石の材質感をもたらした、この修景を今や工事したりなんかしていて。それぞれ地域的に景観を創出しているというか、区民の皆さんにその神田川の親水効果を楽しんでもらうような、積極的な努力をしているというふうに思うので、その辺も、神田川と触れられるようなことも考えたらどうかなというふうに思っています。１回そこで。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　神田川の上空にある首都高速の下の部分の現状について、あまりよくないという御意見は様々聞くところはございます。こちらについては、管理者は東京都ということで、先ほども少し公共施設の整備に関する配慮事項として御紹介したところではございますが、各事業者が事業を行う際に、こういったこと配慮してほしいといったところを、さらに各管理者のほうにお伝えして、一層、より景観的に向上していくようには努めていきたいというふうに認識してございます。

また、同様に神田川の親水という点では、道路の部分も、高速の下もそうですけれども、河川の事業として行う際には、沿道の部分には休憩スペースや眺望点づくりに配慮してもらうですとか、そういったことは 123 ページに追記して、そういった川を身近に感じられるような誘導というところを、景観行政としても対応していくということで追記してございます。

なかなか簡単には進んでいかないところはございますが、各管理者のほうにはしっかり伝えていきたいというふうに認識してございます。

○松平委員長　品田副委員長。

○品田副委員長　管理者じゃなくて、景観計画ですから、区が主体的に、特に神田川の下流側、江戸川橋から飯田橋のほうにかけて、文京区のエリアのところは、もう少し、先ほど申し上げたように美化をしていただいたり、そこの遊歩道的な形であそこの、高速道路の下ではありますけれども、通る楽しみとか、時々川を見る楽しみとかとか、いうようなことは創出してっていただきたいというふうに思っております。

次、この計画全体的な、いろんな写真がたくさん入っているんですが、きれいに映っている写真とそうでもない写真があって、もうちょっと整理したほうがいいのかなというふうに思ったりもしてます。審議会のときもちょっとお話しした、79 ページの茗荷谷のところの駅の拠点については、これ駅の 79 ページの下の右側、駅ビルが写真に撮ってあるんですが、せっかくですから、中央大学のところできれいに植栽もあって広がったので、そういうところの、もう少し写真については厳選をしたほうがいいのかなというふうに思っています。

それから、さっきの景観をどこで感じるかという話なんですけども、57 ページの緑化、再開発をしたりして緑化とかは、緑を感じると、住んでいてよかったなってというか、いい街だなっていうふうに感じますので、公園だけではなくて、いろんなところの緑化についても、また進めていっていただきたいと思います。

次に、104 から５ですかね、色彩の基準のところ、これはずっと前回、前回の計画のときも申し上げて、明るさの基準とか、色の基準とか、随分、これができたことによって、区内も派手な看板もほとんどなくなったのかなというふうには思っていますけれども、107 ページの、今まではなかった黒や白を今度明確にしたということなんですが、この辺のまず説明をお願いします。

それから、あと、先ほど御説明があった 140 から 141、ビルのオーナーにも看板の安全確認のガイドブックをつけて、景観の配慮への協力をしてもらうという、この辺もう少し説明していただけますか。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　まず、計画の中に差し込んでいます写真につきましては、様々審議会で説明する中でも、そういう御指摘をいただいていまして、そういう、もうちょっと見た目に、ビジュアル的にいいものがいいんじゃないかとか御意見いただいているところで、現状、最

終案を作成するまでの間に、もう少し、もうちょっと心に響くようなものを選べるように努力したいというふうには認識しております。

それから、106 ページのところで、外壁の基準の一番下の欄にN（無彩色）という欄を追加しているところでございます。こちら現行の基準では明記をしていなかったところですが、基準がなかったということではないんですけれども、明記していなかったことで基準がないのではないかというところ、誤解を受けるという指摘もありまして、今回明記をさせていただきました。N（無彩色）ということで、白から黒に至る段階的な色合いの部分、ここについては３以上ということで、真っ黒いものはやめてほしいというような基準になっておりますけれども、そういったところを明確にして、より適切に色彩の計画を誘導していきたいというふうに認識してございます。

それから、140 ページの一番下の欄、ビルオーナーへの皆様へという記載につきましては、これまで屋外広告の景観協議というのは、どちらかというと広告を設置する方が協議書を作成して提出に来るといったところでございました。そこに設置する広告そのものは事業者さんなんですけれども、どこに設置するかといったときに、ビルの屋上ですとか、壁面ですとか、そういったところが主に設置場所となります。それを設置することでオーナーさんとしてどうか、建物との調和はどうかというところを御理解いただきながら、事業者さんとオーナーさんにも理解していただきながら、よりまち並みに調和した広告物の誘導をしていきたいということで、記載をしているところでございます。

○松平委員長　品田副委員長。

○品田副委員長　大分デジタルサイネージについても、動画とかＬＥＤで少しちょっと明るめになったりして、マンセル値をしっかりと制限させて抑制していくということもあるでしょうし、逆に、動画とかので、かえって目に優しくなかったりとかする看板もあったりするので、あともうちょっとだというふうに。大分よくなったというふうに思いますが、区民の皆さんからいろいろ御指摘を受けたところについては、現場に行っていただいて、ぜひ、ひどいようであればまた指導していただきたいと思いますし、また新しくビルができたり、今度看板もいろいろと制限がされるというふうに書いてありますけれども、看板の置く場所とか、そういうのもしっかりと業者の皆さんに理解していただきながら、協力していただけるように、その辺はよろしくお願いいます。

以上です。

○松平委員長　以上で、報告事項２の質疑を終了いたします。

次に、資源環境部２件の報告事項に移ります。

報告事項３、第４次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果についての説明をお願いいたします。

武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　それでは、報告事項の３、第４次文京区役所ゼロカーボンオフィス、地球温暖化対策の実行計画、その実施結果について、資料第４号により御説明をいたします。

１ページを御覧ください。昨年３月に文京区役所地球温暖化対策実行計画につきましては、2030 年度を目標にゼロカーボンオフィスを目指すということで計画を改正してございます。今回、第４次の計画として初めての実績報告となります。

初めに、７年度の二酸化炭素の排出量の結果から申し上げますと、基準となる平成 25 年度と比べ、58％の削減を達成してございます。項番の１を御覧ください。こちらは二酸化炭素排出量実績において、７年度は原単位が 1.58、調整後の排出量は、前年度 8,289 トンＣＯ２から、6,678 トンＣＯ２となりまして、約２割の減となりました。減となりました主な要因でございますが、こちら引き続きの電力・ガスを再エネ由来のものに順次切り替えているというところが主な要因でございます。

続きまして、２ページを御覧ください。(1)は電気の使用料となります。７年度は暖冬の影響もございまして、エアコンの使用が少なかったことですとか、省エネタイプのエアコンに更新してきたことで、一定の使用量の抑制面がございました。その一方で、元町ウェルネスパークですとか児童相談所といった新規の施設開設に伴いまして電気需要も上がり、相殺しますと、最終的には 0.6％の増となりました。

なお、再生可能エネルギーの電気につきましては、97 施設が切替えを済ませてございます。

続きまして、(2)都市ガスの使用量でございますが、都市ガスにつきましても前年度と比べ、0.2％の微増となってございます。施設の工事期間の休館に伴う減もございましたが、夏が非常に暑く、猛暑ということで、学校の体育館の利用が増えたことで、空調設備が一定使用増となりました。こういったものが主な増要因となってございます。

続きまして、３ページを御覧ください。項番の３、二酸化炭素の排出抑制に間接的に資する取組の実績でございます。まず(1)水道使用料につきましては、昨年度に比べ、約 2.3％増えました。これは昨年、猛暑、そして降雨量が少なく、シビックセンターなどはトイレの雨水を、トイレにつきまして雨水を利用した施設となってございますため、この雨水の貯水

がなくなった分、上水を使ったものと考えております。このほか、新規施設の開設に伴う増が主な増要因となってございます。

続きまして、(2)廃棄物排出量のまずシビックセンター分でございますが、前年度と比べて可燃物・不燃物ともに前年よりも大幅な増となってございます。これは職員食堂の終了に伴いまして、弁当容器の排出量の増、施設管理部の移転に伴う廃棄物の増のほか、国勢調査事務など、７年度固有で発生した事務の実施に伴う増によるものと考えております。

また、シビックセンターを除く施設の廃棄物排出量でございますが、前年度と比べて約3.2%の増でございます。リサイクルの徹底等による減もございましたが、新規施設の開設、新施設への移転等に伴いまして増となりました。

次に、(3)紙類の購入量でございますが、前年度と比べて約 1.3%の減となります。国勢調査事務ですとか新規事業の実施に伴うもの、また、戸籍の振り仮名法制化事務ですとか、こども未来部等の８年度組織改正に伴う印刷物の再作成、こういったものにより増になった一方で、庁内職員によりペーパーレス化を進めたことで全体としては減となりました。

最後に(4)公用車の電動化でございますが、こちら今回から新たに項目を追加してございます。全庁では４台の電気自動車、20 台のハイブリッド車を使用してございます。まだ化石燃料を使用している庁用車もございますが、リースの切替えのタイミングを見て、環境性能の高い車への切替えを勧奨してまいります。

続きまして、４ページを御覧ください。項番４のその他の主な取組でございます。初めに(1)カーボン・オフセットについてでございますが、御案内のとおり、昨年５月に五木村、熊本県、そして文京区との間で森林由来のＪ－クレジット購入に関する協定を締結し、毎年度 500 トンＣＯ２のクレジットを五木村から購入するということで進めてございます。

７年度につきましては、二酸化炭素排出量から購入したクレジットを活用いたしまして、今回オフセット後の排出量につきましては、記載のとおり、6,132 トンＣＯ２となりました。

続きまして、(2)の脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドライン、そして(3)文京区公共建築物等における木材利用推進方針につきましては、こちらも既に議会報告済みとなってございますので、説明は割愛をさせていただきます。

(4)の旧岩井学園グラウンド跡地におけます太陽光発電所設置についてでございますが、昨年 11 月から本格的に運用が開始をされまして、日中発電した電気についてスポーツセンターに送っているというものでございます。

実行計画の報告は以上でございます。

○松平委員長　ありがとうございました。

次に、報告事項４、令和７年度ごみ収集量、資源回収量及びし尿回収量・処分量についての説明をお願いいたします。

石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　報告事項４、令和７年度ごみ収集量、資源回収量及びし尿収集量・処分量についての御報告となります。

資料第５号を御覧ください。本資料は２ページから４ページが 23 区全体の実績値、５ページから８ページが文京区の実績値となっております。

まず、23 区全体のごみ量等について御報告いたします。２ページを御覧ください。上段の表は、23 区のごみ収集量及び持込ごみ量の実績値となります。区収集によるごみ量は約 158 万 5,000 トン、前年度比 1.7％減少しています。ごみの内訳は記載のとおりとなります。また、民間事業者が直接清掃工場に持ち込む事業系持込ごみ量は約 83 万 4,000 トン、前年度比 0.8％減少しています。全体のごみ量は約 241 万 9,000 トン、前年度比 1.4％の減少となります。

下段のグラフを御覧ください。ごみ量の推移を示しております。23 区が収集している家庭系のごみ量は順調に減少しています。これに対し、持込ごみは、コロナ禍以降の経済活動の再開を受け、増加傾向にありましたが、令和７年度は減少しました。事業系ごみの量は経済状況に左右されるので、今後も動向を注視しながら、事業系ごみの減量についても推進してまいります。

３ページを御覧ください。資源回収量についてです。上段の回収形態別回収量の表を御覧ください。回収形態３種の合計は約 51 万 1,000 トンでした。前年度比 0.7％減少しています。中段のグラフを見ると、３年度から年々減少しています。グラフには記載しておりませんが、平成 30 年度は資源回収量が約 52 万 5,000 トンでしたので、令和５年度以降、コロナ禍以前の数値を下回っている状況となっております。

品目別回収量を御覧ください。行政による資源回収では、古紙類やびん、缶のリデュースが進み、減少する一方、プラスチックの分別回収実施区が増えたことにより、プラスチック類の回収量が増え、全体として約 2,500 トン増加しています。これに対し、集団回収では、古紙類のリデュースの影響で約 5,900 トン減少しており、資源回収量全体では減少の傾向が続いています。

４ページを御覧ください。し尿等の処理状況です。23 区の状況は記載のとおりです。本

区におきましては下水道の普及率が 100％のため、し尿収集量及び処理量はゼロとなります。

５ページを御覧ください。ここから本区の実績となります。上段１、ごみ量の表における区収集ごみの計の欄を御覧ください。７年度の収集量は約３万 7,500 トン、前年度比 7.6％減少しています。また、持込ごみは約１万 7,300 トン、前年度比 4.4％減少しています。区収集については、昨年４月からプラスチックの分別回収を開始したことにより、可燃ごみが大幅に減少しています。資源として回収したプラスチックの量以上に可燃ごみが減少しており、分別の種別が増えたことで、区民の方々の意識が高まったことにより、可燃ごみが減少したのではないかと推測しています。持込ごみについては、23 区と同様の傾向を示しています。

２、資源回収量を御覧ください。単位をキログラムで記載をしておりますが、トン換算しますと、７年度回収量は約１万 4,000 トン、前年度比 11.3％増加しています。増加の要因としては、先ほどもお話ししましたけれども、令和７年４月からプラスチックの分別回収を始めたものになります。なお、プラスチックを除いた資源については減少しており、プラスチックを除いたその他品目で比較をすると、前年度比 2.4％の減少となっています。主な要因としては、古紙及びびん、缶の減少が大きく影響しています。品目別の実績は１の表に記載のとおりとなります。

続きまして、６ページを御覧ください。回収方法別の実績を(2)の表に記載しています。下段の表３には、その他事業系リサイクルについて記載しています。産業別リサイクルによる古紙回収は、前年度比 36.6％減少しました。当該事業者に確認したところ、回収量が大きく減少した理由には、ペーパーレス化による受注量の減少や、全体の 60％程度を排出している印刷事業者の排出量が大きく減ったためということでありました。そのほかＲサークルオフィス文京による古紙回収、事業用大規模建築物の再利用量については、記載のとおりです。

７ページを御覧ください。区収集ごみ量と資源回収量の推移です。中段の(1)のグラフは、区収集ごみ量の推移を示しています。可燃ごみを見ると、コロナ禍の影響を強く受けた２年度は増加をしていますが、その後は減少し、５年度以降はコロナ禍以前の 30 年度より減少傾向にあり、７年度は約 3,100 トン減少しました。

下段の(2)のグラフは、資源回収量の推移を示しています。こちらも２年度以降は減少傾向にありましたが、７年度はプラスチックの分別回収を開始したことにより、前年から約 1,400 トン増加しています。また、集団回収量については、平成 26 年度以降、減少傾向が

続いている状況です。

８ページを御覧ください。区民１人１日当たりのごみ量です。表の７年度の列の上から２段目の 434.178 グラムが区民１人１日当たりのごみ量となり、前年度比 8.3％減少しています。また、ごみ・資源ともに多くの項目において減少しています。なお、昨年度、中間見直しを行った一般廃棄物処理基本計画に示す基本指標１、区民１人１日当たりの総排出量については、設定をした目標を達成しており、基本指標２、区民１人１日当たりの家庭ごみ排出量については、僅かに目標に達しませんでしたが、令和５年度までの目標との差は減少している状況です。

下段の表６、リサイクル率です。実績値は表に記載のとおりで、令和７年４月から開始したプラスチックの分別回収の影響により、これまで低減傾向であったリサイクル率が増加をしています。参考までに、一般廃棄物のリサイクル率については、環境省が公表しており、最新のデータが令和６年度となりますけれども、リサイクル率の全国平均は 19.3％となっておりますので、本区のリサイクル率は全国平均を上回っている状況となります。

以上で報告を終わります。

○松平委員長　ありがとうございました。それでは、まず報告事項３、第４次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果についての御質疑をお願いいたします。

では、浅川委員。

○浅川委員　１ページのところなんですけども、最初のところ、１番の二酸化炭素の排出量実績というところで、毎年、二酸化炭素減少傾向にあるということで非常に努力なさっているなと思いますけれども、12 年度の目標の排出量ゼロに向けて、この記載されているのがエネルギー使用量の増加や今後の省エネ対策と効果的な資源利用の課題について、こういう課題があるということが書いてありましたので、どのような対策をお考えなのか教えてください。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　まず、2030 年度までにゼロカーボンオフィスを目指すということになってございますので、引き続き、区有施設のほうでは電気、ガスの契約について再エネ化を進めていくという方針は変わりございません。今後、施設の所管課と調整いたしまして、契約切替えのほうを促してまいりたいと考えております。

ただ、それを進めていく中でもどうしても最後残るのが、街路灯や電灯の部分ですとか、庁有車の燃料使用などになってございます。ここは、いわゆる契約の切替えという手法が使

えませんので、ここについてはＪ－クレジットの活用ということで法制的には考えてございます。

省エネのさらなる対策というところは、これまでもかなり省エネについては取り組んできたところでございますが、いわゆるソフト面といいますか、庁内職員のほうで、引き続きの無駄な電気を使わないといいますか、トイレや給湯器についている照明、つけっ放しにしないですとか、そういう必要な部分もございますし、冷蔵庫の温度設定ですとか、空調消し忘れがないようにとか、そういうかなり細かい部分でできる取組、行動変容は伴っていく必要があるかと思います。

また、設備面では、今現在ＬＥＤ照明の切替え工事が進んでございますので、そちらについて、８年度以降に効果が表れてくるというふうに考えてございます。

また、効率的な資源の利用というところでは、紙について、これまでも印刷物作成の際に、その必要性、必要枚数の再確認を求めているところもございますし、また、今回、廃棄物で弁当の容器がちょっと多くなってございますが、今後部内でも協議しながら、施設管理部のほうとも相談して、再資源化に向けた取組を検討していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長　浅川委員。

○浅川委員　今、ここの１のところの部分で、その手前のところに課題ですって書いてあったので、よっぽど重たい課題かなとは思って受け止めてはいるんですけれども、何かお話を伺っていると、予定どおり順調にいっている部分が多いのかなというところで、非常に評価できるのではないかなというふうに思っております。

最後のほうで、懸念材料があるというところですけども、その辺りの目標に向かって、どんな感じで、今、目標のゼロに向けているのかなという、その最後に残ってしまう部分の解決方法というのは大体できているんでしょうか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　Ｊ－クレジットの活用という点では、現在、熊本県、五木村との協定で進めておりますが、この部分の購入枠というもの、対象をほかの自治体に拡大、具体的に言うと、津和野町と現在調整してございますので、そちらのほうとの購入契約を現在予定してございます。

そのほか、カーボン・オフセット都市ガスについては、どうしても契約上大口のところだけしか使えないというところでございますが、ガス事業者と相談して、できればもうちょっ

と使い勝手のいいといいますか、契約がもうちょっと広がるようなことでできないかということで相談をしてございますので、引き続き、計画が順調に進むように、課内一体で取組ながら、2030 年度にはゼロを目指していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長　では、宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。第４次文京区役所地球温暖化対策ゼロカーボンオフィスを目指した取組、昨年、第４次を策定して、この１年間の取組状況について御報告いただきまして、ありがとうございます。前年度に比較して電気、また都市ガスの使用量は少し増えているにもかかわらず、ＣＯ２を、排出量を大きく削減できているということだと思います。大変すばらしいと思いました。

２ページのところに電気の、電気・ガスの使用量について書かれておりまして、区有施設では 97 施設が再エネを導入できたということで、よかったなと思いますが、これ大変大きな効果が出ているというふうに思います。結果としては１万 899 トンが削減できたということで、大変に大きな効果だというふうに思います。

この区有施設については、全体では幾つの施設があって 97 だと。どれぐらいの状況なのかをお伺いしたいと思います。現状はだから何％ぐらいが導入できているのかということをお伺いしたいと思います。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　まだ施設、こちら省エネ管太郎というソフトといいますか、を使っておりまして、その対象施設としては、分母が 143 施設となってございます。施設ベースで申し上げますと、63％が切替えが済んでございます。電気の全体の使用量ベースで考えますと、８割以上が既に再エネ電気に切り替わっているという状況でございます。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　分かりました。ありがとうございます。施設でいうと 63％、使用量でいうと 83％、大きな効果が出てますので、引き続き再エネ導入を進めていただきたいと思うんですけども。第４次計画を策定する際に、2030 年ゼロカーボンシティ実現に向けてのロードマップが示されて、計画の最後のほうに図として表されていたのを覚えているんですが、そのロードマップの予定から見て、今回の結果はどうなのか、進捗としてはよかったのか、お伺いしたいのと。

また、その議論の際に、再エネを活用することで、それなりの費用が発生すると。いわゆる一般的な電気代よりもちょっとお金がかかってしまうということで、それは区民の皆様に

御理解をいただく必要もあるというふうに議論をしたことを覚えています。その際に、何とかその費用を抑えるためには、様々な調達先を探すというふうに言われていたのを覚えていますし、リバースオークションの活用も考えるというふうにおっしゃっていたと思います。その当時違う課長さんでしたが。今回、令和７年度の再エネ調達においては、費用面でどうだったのか、確認させてください。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　まず、ロードマップの進捗というところでございますけれども、当初の予定では、2025 年、令和７年度、オフセット後で 6,178 で見込んでいたところでございます。今回の資料の一番最後のページにございますとおり、前年度 6,178 ということになってございますので、かなり順調に進んでいるといったところでございます。

続きまして、再エネ電気のいわゆる金額的な負担、費用的な面ということでございますけれども、一般的には、確かに再エネ 100％の電気につきましては、非化石証書、環境価値の部分が経費の中に上乗せになりますので、基本的には割高になるといったところですが、現在は化石燃料由来の電気代のほうがかなり上ぶれをしてきてございますので、相対的には、価格差がそもそも少なくなってきているという認識でございます。

また、シビックセンターにつきましては、今年度の電気契約をするに当たって、このリバースオークション制度を活用いたしました。そこで再エネ 100％の電気を調達して、今現在もここ使っておりますけれども、予定していた価格より２割ほど安く調達ができたということでございます。また、調達先としても、リバースオークション制度以外に、東京エコサービスさんですとかを使いながら、複数の調達先で、できるだけ費用をある程度抑えるような形も取りながら、再エネ電気のほうの調達を進めているという状況でございます。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございました。まず、ロードマップの予定では、2025 年、この時点では 6,178 でしたかね。今回の結果で 6,178、ぴったり。6,192 が予定であったと。それをしっかり下回ってということで。ありがとうございます。進捗、順調であるということで、ありがとうございます。よかったと思います。

その上で、再エネの価格については割高になるけれども、現状、世界的な様々な状況が、中東情勢等もあったりして化石燃料が、電気代が上がっているということで、再エネの価格も、それほど差が出てないというようなことで。シビックもリバースオークション 100％使ってということで予定よりも２割下げられたということでした。大変すばらしいなと思いま

す。また、契約先も様々獲得しているということでございました。

この再エネの価格なんですが、今、化石燃料が上がって、電気代が上がっているということが続いているんですけども、再エネについては比較的全国で広まってきていて、それなりに充実してきているのではないかなというふうに思って。今回のリバースオークションの結果を見てもそうなんですけども、その再エネマーケットといいますか、そういった市場においても積極的に参加をするような業者さんが増えていて、ある意味、１年前よりも大きく変わってきたのかなと思うんですが、その辺りどのような見解ですか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　そうですね。再エネを取り扱う小売事業者というのは一定数存在しておりまして、供給量も以前よりは充実、安定しているのかなというふうに認識してございます。だからこそ複数の調達先から今、調達ができているところでございます。

ただ一方で、国全体として、いわゆる排出量取引制度というものが今年の４月から始まってきておりますので、かなり大規模で排出している事業者さんについては、そういう再エネ電気の調達にやっぱり目を向けたりですとか、最終的にはＪ－クレジットの調達も多分視野に入れたりですとか、そういう形で需要が増えてくることもございますので、そういった動向についても引き続きは注視をしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　分かりました。潮目は変わってはないですね。今年からですかね、民間企業さんが排出量、ＣＯ２の排出量について削減していく義務が課されるということだと思いますが、それによってマーケットも需要が高まるということで、供給が増えても需要も高まるということで、引き続き注視していかなければならないということでしたが、しっかり区民の皆様に理解をしていただけるような調達を継続していただければと思いますので、引き続き頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○松平委員長　ほか御質疑。では、板倉委員。

○板倉委員　１番のところの二酸化炭素排出量の実績のところなんですけれども、二酸化炭素排出係数の低い電力会社への切替えっていうふうになってるんですが、どこの事業者からどこの事業者に替えたのかというのを教えていただきたいのと、７年度のときに替えたということでよろしいですかっていうことと、替えて、毎年じゃなくて契約は何年とかっていうふうにされているんですか。その辺はいかがでしょうか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　まず、排出係数のところですが、排出係数の低い電力会社というのが、具体的には東京エコサービスさんにつきましては、同じ複数年といいますか、２年間ですとかで契約してございますけれども、年々排出係数がこちらは下がってきている状況でございますので、基本的には単年度で、年間で契約をしてございますけれども、排出係数につきましては、低い電力会社に切り替えられるところは切り替えているという状況でございます。ただ大部分が再生可能エネルギー100％の電力を使っているというのが現状でございます。

　また、基本的には契約につきましては、複数年契約というのは基本的にはやっておりませんで、年度単位での契約となってございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　単年度契約ということで、排出係数も毎年変わって、会社ごとに係数が変わっていく中で、係数の低いここにしましょうというか、そういう形で毎年毎年そういう形で契約をしていくということでいいんですかね。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　基本的にほとんどが排出係数がゼロなんですけれども、東京エコサービスさんだけが、確か排出係数若干あったところでございます。それが毎年度毎年度下がってきて、かなり東京エコサービスさんだけがゼロに近い僅かな係数が残っているという、そういう現状でございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　東京エコサービスというのは、ごみの焼却をあれしながらつくる電力ですよね。これで言うと、かなり年度的には、基準年からしていくと大分数字が下がってきて、目標年にはゼロというふうになってるんですけれども、今のままの状況でいけば、ゼロに達する、そういう見通しがあるというふうにお考えなんですか。先ほどおっしゃっていたように、クレジットを活用していけば、さらに進められるという、そういう受け止めでいいんでしょうか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　我々としては、この令和 12 年度にゼロに向けた取組を進めていくという考えでございます。引き続きの電力・ガスの再エネ由来のものへの切替えと、カーボン・オフセットの取組を踏まえた形ではまず進めてまいります。それ以外にできることといたしましては、まず、全体的な使用量の抑制も踏まえて削減を図っていくところで、基本的には

ゼロにしていこうという考えで進めているところでございます。

○松平委員長　よろしいですか。まだ。板倉委員。

○板倉委員　それでここのところで、都市ガスについてもこの７年度に導入をしたということで、よろしいんですか。それで、都市ガスについても排出係数を比較しながら、単年度で契約をしていくということでよろしいのかどうか、その辺と。まとめて聞きます。

次、先ほど宮本委員が質問をされてましたけれども、再生可能エネルギーの電気導入施設が 97 あって、143 施設中ですから 63％ですかね、数字出していただきましたけれども、残りの 69 か、66 か、残りについても、これからどういうふうに進めていくのかをお聞きしたいのと、学校については東京エコサービスの電気ですけれども、ほかの施設は、岩井学園のところからつくられた電力はスポーツセンターに行っているということですけれども、それ以外に何社を使っているのか、数字が出ますか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　まず、都市ガスでございますが、カーボンニュートラル都市ガスというのがシビックセンターでは導入してございます。名称が昨年度までカーボンニュートラル都市ガスということでございますが、性質的には基本的には同じものを入れているところでございます。契約は基本的には年度単位、単年度での契約でございます。

また、再エネ電気の切替えを今後していく施設でございますが、今後は主に指定管理者の施設、具体的に申し上げますと、鴎外記念館ですとかスポーツ施設、複数ございますが、六義公園運動場ですとか、また、竹早テニスコートの辺り、そしてそのほかに、民間施設に入っている区の施設のところで切替えができてないところもございますので、そういったところを今後は対象に切替えを順次進めていく予定で考えてございます。

再エネ電気のいわゆる調達先の数ということですね。そちらにはこれから確認した上で答弁させていただきたいと思います。

○松平委員長　板倉委員。まとめて御質疑をお願いします。

○板倉委員　指定管理者のところがなかなか導入しにくいということなんですか。それは指定管理者の判断があるからということなんですかね。その辺、指定管理施設が今 40 幾つ、たしか、50 までは行ってないかなと思うんですけど、施設があるかと思うんですけれども、その辺がなかなか難しいということという受け止めでよろしいんでしょうか。お願いします。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　指定管理者につきましては、基本的に５年間指定している中で、指定管

理者さんのほうで電気契約を行っていただくことになります。そうしますと、区である程度業務要求水準とかに盛り込んでいないと、そういった部分がお願い事項としても達成できないところもございますので、現在、契約管財課のほうと調整しながら、新たな期間に入る際には、基本的には再エネ調達していただけるような仕様にしていきたいということで、現在調整しているところでございます。

○松平委員長　よろしいでしょうか。

○板倉委員　何社ですかという。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　具体的な電気会社、電力会社のほうで申し上げますと、エコサービス以外ということで、中部電力ミライズさんですとか、あと九電ネクスト株式会社さん、あと、リエネさんですとか、ＵＰＤＡＴＥＲさんとか、ゼロワットパワーというような形で契約をしているところでございます。

○松平委員長　よろしいですか。御質疑、ほかございましたらまとめて御協力をお願いいたします。板倉委員。

○板倉委員　こういう形でどんどん再生可能エネルギーの電気が区の施設に取り入れられるということでは進めていってくださいということですけども、指定管理者の場合は５年契約ですから、最初のときに業務水準、要求水準ですか、その中に入れ込まないと５年間はなかなか難しいということで。新しく５年終わった段階では、そういう形で要求していくということでよろしいんですね。

それで、家庭での再生可能エネルギー導入促進につなげるためにも、文京区の施設でどこが導入しているのか、みたいなものも区民に知らせたほうが、区民の意識としては上がっていける、そういうふうに思うんですけれども、そういう検討はなさっているんでしょうか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　まず、もう一度確認、再エネ電気の契約先としては５社ございまして、先ほど中部ミライズさんはちょっと違う事業者さんでした。もう一度申し上げれば、さすてな電気、ＵＰＤＡＴＥＲ、リエネ、九電ネクスト、そして東京エコサービスになります。

あとは、区民へのいわゆる再エネ電気活用の周知でございますけれども、確かに今、区のホームページで具体的にお知らせしているわけでなく、庁内のことで進めてございますが、今後は区としても、区民の皆様ですとか、事業者の皆様に再エネ連携の切替えを促していきたいという考えもございますので、その際に併せて区の取組も紹介していければというふう

に考えてございます。

○松平委員長　よろしいでしょうか。

では、豪一委員。

○豪一委員　大分皆さんの質問とかぶったので、１件だけちょっと違う角度から。最後のページの４番の旧岩井学園のグラウンドにソーラーパネルを建てたのが、ずっと公売物件として売っていた、売りに出していたものがなかなか売れず、こういう発想になって、結局、昨年から稼働した、今期からだっけ、令和７年 11、そう、昨年から稼働したこのソーラーの電気代から、コーポレートＰＰＡにてスポーツセンターに行っているというのはすごいいい取組だと思うんで、それは評価しているんですけど。時代というのはどんどんどんどん動きが変わって、ソーラーパネルが、例えば大げさな話だけど、釧路湿原の問題みたいに、ああいう環境を破壊するような見た目であったりするような、メガソーラーはよくないみたいにはなってきている。

文京区なんかっていうのは属性柄、屋根の上につけたり、そういうソーラーパネル利用っていうのはとても有効だと思うんですけども、今後文京区の取組として、こういう地方で持っている土地幾つか文京区にもあると思うので、そういうときに活用するときにソーラーパネルを活用するときっていうのは気をつけてもらいたいなっていうお願いと、今、岩井学園で近隣からこのソーラーパネルについて、そういうクレームだとか、そういった話が来てないかとか、その辺がもしあったら教えてください。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　岩井学園に発電所を設置する前に、一度この周辺の皆様のところに御説明に上がったりとかしてございますし、完成後も、この写真でいう右下のほうにちょっと白い、ちっちゃなところがあるんですが、ここは非常の電源を取れるところになってございまして、もし千葉のこの岩井の地域の周辺で電気が滞った際に、周辺住民の活用できる電源も用意しているところでございます。基本的には現時点で周辺の方からのクレームは一つも発生したことがございません。

○松平委員長　豪一委員。

○豪一委員　ありがとうございます。皆さん所管の皆さんは、常に先見の明を持って事業に取り組んでいただいているのに問題ないと思いますけれど、刻一刻と時の流れが変わって、ソーラーもいろいろな角度で見る見方があるので、気をつけながら事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長　では、品田副委員長。

○品田副委員長　３時までに終わらせます。

頑張ったじゃないですか。すごいじゃないですか。だって最初の１ページなんて、平成25年から半分ですもんね。半分以下になってますもんね、ＣＯ２の。13年、12年ぐらいですかね。いっときあまり減らない時期もあったんだけれども、削減をしているので、私は増えるところもあろうとは思いますけれども、よく頑張って、職員の皆さんの数も増え、職員数も増えている中で、頑張ってんじゃないかなっていうふうには思ってはいますが。ちょっと残念なのが、３ページの廃棄物量のところですよね。食堂がなくなって弁当が増えたので排出量が増えたって、もうちょっと理由になるのかなっていう感じなんですけども。しばらくはこの状況続くわけですから、策を講じましょう。

大体、お弁当ってコンビニとか地域のところなんで、区内のコンビニやお弁当業者さんに、担当課のほうもいろいろ包装紙については努力をしているということなので、ごみにならないように、なるべくごみの量を減らせるようなお弁当の工夫をしていただくとか、また、結構皆さん、職員の皆さんもお弁当を持ってきていらっしゃるのも多いのかなというふうに思います。これは職員一丸となって、これはごみの量を減らそうというようなことをしたほうがいいんじゃないかなというふうに。可燃ごみが 27.6％増えたっていうのは非常に残念かなというふうに思っています。

それから、その紙のところなんです、紙類のところなんですが、私実感として、よく下の１階でイベントをやると、必ずチラシを５枚から 10 枚ぐらいもらってくるんですよ。これ持って帰ってくださいっていう。チラシを配るのが啓発ではないというふうに思うので、そこは紙ではなくて、その場で動画を見せていただいたり、説明を聞いたり、パネルを見せていただいたり、それである程度は十分だろうというふうに思うので。イベントのときにチラシを配るという行為自体を、ほかのことで啓発をするような、動画配信をするとか、そういう形にするとか、何かパネルにするとか、その辺は各イベントをするところにぜひ努力をして、減らす工夫をしていただいたらどうかなというふうに思っています。

その下の公有車についての電気自動車等、この辺はハイブリッド化も含めて、ガソリンも高くなっているというふうに思いますので、これは増やしていっていただければと思います。いかがでしょうか。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　廃棄物の点につきましては、我々も７年度、想定はあまりここまではしてなかったところでございますので、特に弁当の容器に関しては、まず部内で何ができるのか、どれだけ再資源に持っていけるのかについて検討しながら、特に施設管理部さん、そのほか総務部ですとか区民部などとも相談しながら、リデュースやリユース、リサイクルの取組については、検討していきたいと考えてございます。

また、紙でございますが、確かに庁内各課で１階、地下２階、その他外でもイベントを実施しまして、チラシというものは一定従来どおり周知のツールとして使っているところがございますが、副委員長も御指摘のとおり、ケースによってデジタル化するということの効果性もあるものもございますので、そういったものの必要性の精査につきましても、庁内に勧奨していきたいというふうに考えてございます。

○品田副委員長　公有車は。

○松平委員長　公用車。すみません、武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　公用車でございますが、最近、特に軽自動車のほうでもかなり電動カーのラインナップが出ているといったところもございますので、リースの切替えのタイミング、特に年度の切替えに合わせて、事前にこちらから積極的に周知はしていきまして、この台数のほうは増やしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長　よろしいですか。

以上で、報告事項３の質疑を終了いたします。

次に、報告事項４、令和７年度ごみ収集量、資源回収量及びし尿収集量・処分量についての御質疑をお願いいたします。挙手お願いいたします。

では、依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。昨年度、プラスチックごみの分別回収というかリサイクル始まりまして、それで数字が大きく変動しているかと思います。ちょっとだけ伺いたいんですけれども、可燃ごみが 3,100 トン減っておりますと。他方でプラの回収量が 1,730 トン増えていますということで、これ差引きすると、さすがに大分数字が合わないわけなんですけど。先ほどちらっと説明の中でもお話ありましたけども、このプラの分別回収始まったことでごみを減らす意識と分別の意識がより高まったというような御説明あったんですけど、もうちょっと詳しくここの理由、だからプラの回収以上に可燃ごみの収集量が減ってる理由をどう分析しているか、教えてください。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　ここの部分で調査をしているわけではないので、正確なものではないかとは思うんですけれども、当初、分別回収を始める前に、おおよそ可燃ごみの量が2,000 トン減るだろうという予測を立てておりました。おおむねプラスチックとして出る量は想定どおりなんですけれども、それ以上に可燃ごみが減ったという現状がありまして。先ほども言ったように調査をしているわけではないので詳しくは分かりませんが、一般的に分別の種別が増えたときにごみが減るという現象は一般的にあったりするんですね。

ただ、ここまで大きく減るというのは想定をしていなかったところで、この点に関しては文京区のお住まいの方の意識が非常に高いからかなというところになります。プラスチックの分別についても、他の区では、当初は少し想定よりも少ない量が出ているというのが常識の話なんですけれども、文京区の場合は、もう立ち上がりからほぼ想定していた量が出ているという状況で、区民の方の意識の高さが表れた結果かなという推測をしているところになります。

○松平委員長　依田委員。

○依田委員　ありがとうございます。それは区民の意識の高さで、うれしい誤算があったということかと思います。とはいえ、プラの部分をこっちでリサイクルに回すっていうだけで可燃ごみの重さが減るというのも何かあまりぴんとこない部分あるんですけど、そこは水分とかそういうところが減ったということなんでしょうかね。もちろんなるべく生ごみ等乾かしてから出したら、当然運搬にしろ、焼却にしろ、環境への負荷は少なくなると思うので、それ自体は非常にいいことだと思うんですけど、何か分かりますか。

○松平委員長　では、３時となりますので、石川清掃課長の御答弁から午後の委員会を再開したいと思います。

午後　　２時５９分　休憩

午後　　３時２５分　再開

○松平委員長　では、時間前ではございますが、おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

では、石川リサイクル清掃課長からの答弁からお願いをいたします。

○石川リサイクル清掃課長　昨年度可燃ごみが大きく減った理由についての御質問であったかと思いますけれども、区ではモノ・プラン文京に基づいて、２Ｒを優先しつつ循環型社会が形成されるように様々な事業のほうを行ってきております。資料の７ページ、これまでのごみの量の推移の表を見ていただけると少し分かるかなと思うんですが、一番表の左側、可燃

ごみの欄になりますが、令和３年度以降、年間で700トンとか1,000トンとか、順調に減ってきているという状況がございます。

今年は、令和７年度は、プラスチックの分別回収を始めた結果、3,000トンという大きい量になりましたけれども、その分を加味すると、おおむねその量になるかなというぐらいにはなるかなと思うので、恐らくこれまでの地道な啓発活動の成果が区民の方に響いて、この結果になっているのかなという認識でございます。

○松平委員長　よろしいですか。

では、宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。先ほど来お話ありましたが、プラスチックを資源化することで、相乗効果でごみの削減が大きく進んだということですばらしいと思います。区民の皆様に御礼とともに、ぜひこの結果を知っていただきたいと思います。また、地域の方がプラスチックを回収した後どのように活用されているのか教えてほしいとあって、以前ちょっと何か動画を作られていたのを御紹介して、すごい短い感じだったんですけど、お伝えしたところ、いい感想をいただきました。

一度区報にも掲載していただいたと思いますが、ぜひ積極的に広報して、御礼とともにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうかという質問を一つと、まとめてもう一つなんですが。

先ほどの説明の中で、モノ・プラン文京の中間年度見直しをして、目標設定を変えて、今回、指標１と２があって、１つは達成して１つはあと少しでしたということなんですが、この達成というのは、この令和７年度終わった時点での、この要は状況なのか、最終的な目標があって、もうそれも既に達成しましたということなのか、確認させてください。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　まず１つ目です。広報に関することで、以前にもお話しいただきましたけれども、プラを分ける動機づけ、モチベーションの部分が、区民の方に知っていただくことで上がるのではないかと、その区民の方もおっしゃっていたということでしたので、動画ですとか区報でのお知らせをしているところです。

今後、プラスチックにかかわらず、ほかのごみに関しても、区民の皆さん、集積所からごみが消えてしまうと、一体どうなっているのかというのをよく御存じではない、ふだん見られない部分になるかと思いますので、そちらのほう、ごみ種ごとに区のほうで動画を撮って、最終的に何、どう処分をされているのかというところまで分かるような短めの動画を作って

上げていきたいと思っておりまして。現場でやるものですから、少しお時間いただくかもしれませんけども、今後はそういった方法で、なるべく皆さん、区民の皆さんが分別を積極的にできるような動機づけについても注意をして広報に当たってまいりたいと思っております。

また、モノ・プランの目標値なんですけれども、昨年度モノ・プランの中間見直しを行いまして、大きく、今回、現計画の当初、プラスチックごみの分別回収を想定していない目標値の設定だったもので、今回の中間見直しを機に、プラスチックの分別回収をした後の目標数値に書き換えております。その書き換えた目標数値を最終年度、12 年度までにこれだけ減らすという目標を立てておりまして、そこまで年度ごとに傾斜をして少しずつ減らしていきましょうという計画になっております。

先ほど御報告したもので、令和７年度の数値で、基本資料の１、総排出量については、想定していた目標値のほうをクリアしている状況ですが、区民１人１日当たり家庭ごみの排出量に関しては、令和７年度の目標値が 292 グラムであったところが 293 グラムと１グラム足りないという状況でございましたので、今後、さらに減らす等を進めまして、ごみの減量は図っていきたいと思っております。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございました。動画も活用して、制作して、積極的に御礼、また広報していただくということで、すばらしいなと思いますので、期待しております。課長の熱意が伝わるように頑張っていただければと思いました。

また、目標に向かって進捗状況も順調ということで、１人当たりあと１グラムだったということですが、進捗としてはよいかなと思いました。引き続き、様々工夫していただいて、ごみの量削減に向けて、また区民の皆様の御協力いただけるように取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○松平委員長　では、浅川委員。

○浅川委員　先ほどの課長の御説明で、区民の意識が高まって可燃ごみが、量が減ったということで、そういったことを受けて、７ページの一番上、ごみ量の推移というところで、区の収集ごみ、ここの表の部分ですけども、25 年から令和７年ということで、可燃ごみはずっと徐々に徐々に減っていって、不燃ごみも減っているという中で、粗大ごみですよね。これの意識も区民の皆さんに持っていただけるといいのかなって思う中で。

全体に減少している中で粗大ごみについては、数量があまり減ってないということで、これは懸念材料になっていらっしゃると思うんですけれども、今後、この結果を踏まえた粗大

ごみ対策への取組や課題について、どのように区はお考えなのか、お願いします。

○松平委員長　市川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　御指摘のとおり、粗大ごみについては減ってないという状況が続いております。粗大ごみが出るタイミングを考えていただけると少し事情がお分かりいただけるかなと思いますが、主に引っ越しをする際に出ることが多いかと思います。文京区、大学多くございまして、学生さんが出入りをするということもありますし、このところ人口も増えているというところもありますので、それに関する、流動する人口の数もそれなりに多いのかなと思います。

一般的にはそういった傾向があるということと、あと 23 区全体も調べてみたんですけれども、令和元年から可燃ごみについては当然各区とも大きく減ってはいるんですけれども、粗大ごみに関して見てみると、令和元年度と令和７年度の比較でいうと、14 区で増えていってしまっているんですね。減っているのが 10 区しかないという状況で。23 区全体のトレンドとしても増加している傾向はあるということで、そういった認識でいます。

現状、粗大ごみを減らしていくのがなかなかは難しいところではあるんですけれども、区のほうでも、リユースショップの利用ですとか、あとジモティーなどのアプリの利用を呼びかけておりますので、できるだけそういったものをお使いいただいて、粗大ごみとして出していただくものを少なくするような啓発のほうを図ってまいりたいと思っております。

○松平委員長　浅川委員。

○浅川委員　いろいろと考えていただいてありがとうございます。ちょっと仕事柄なんですけども、例えばタンスとか引き出しとか、木材でできているものって、あるところに持っていくとリサイクルできるところがあるのではないかと思うんですね。例えば植木の幹とか持っていくと、そのままボードにしてくれるような会社とか、そういった再利用も本当にできる場所は、それをその形のままリユースするよりも、そういうような仕掛けもあるんですけども、そういうことを調べたことはございますか。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　直近で、木材をベニヤみたいにして複合材として活用されるということなんですが、そういったことを検討したということはないですけれども、そういった方法もあるかなと思います。ただ、今、文京区では、粗大ごみを持ってきて清掃事務所のところで下ろして、ほかの車に積み替えて処分場のほうに、処理施設のほうに持っていっていますので、一時的に留め置いておく場所がなかなか確保ができないんですね。それを分ける

品目が多くなると、置く場所も増えてしまうので、そういったところが確保できれば、木材について活用していくということも考えられるかなと思いますけども、現状では検討課題ということでお答えさせていただきます。

○松平委員長　浅川委員。

○浅川委員　今の御説明よく分かります。その場所、置く場所がないと大変ですし、東京は置くところがないのが東京ですから。ただ、そういった再資源工場みたいのもあるので。それをいっぱい集めてから出すというんじゃなくても、２トン車で出していくとか、そのぐらいの程度でも、あるいはそれをリサイクルで、リサイクルじゃない、粗大ごみを集める日を決めて、もういっぱい出るように。

今ヒントになったのは、引っ越しをするときに出る、そういうのも、それだけやっていると無理だと思うんですけども、例えば３月とか、あるいは 12 月とか、そういう粗大ごみが出る時期があるのを見て、それでどこかほかの区でやってるか、研究してるところもあるんじゃないかなと思うんですね。急にそれをやってくださいというわけではなくて、少しでも前に進めればいいのかなという思いで言っていますので。また、それをリユースできるような会社があれば、そういうところにも出せるとか。

もう諦めたら何もできなくなってしまうし、かと言ってやるとすれば大変なことになるんですけども、その辺りを調べることには無駄がないんではないかなというふうに思いますんで、できればそういうことでよろしくお願いできればと思います。

以上です。

○松平委員長　では、板倉委員。

○板倉委員　６ページのところなんですけれども、一番下のその他事業系リサイクルの中で、産業別リサイクルによる古紙回収、これがかなり減っているんですけれども、大きい理由は何なんでしょうか。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　御説明の中でも少しお話ししましたけれども、産業別リサイクルというのは、文京区の地場産業である製本業から出る紙を再生するための仕組みになっておりまして、そちらが今回大きく排出量が減っているというところになります。理由としましては、その多くを出していた大きい事業者さんから出てくる裁断紙が大分減ってしまったということと、世の中のペーパーレスに伴って発注量が減っているからという理由でございました。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　文京区内から製本屋さんの事業所も減ったりして、それに伴って断裁の紙が少なくなった。今の世の中のというか、事業の状況がここに何かよく表れているなということで、ちょっとショックというか、そういう思いでお聞きをしました。

あと、これは教育のところですから、今お答えできるか分からないんですけども、学校給食から出る残渣ですが、前はそれぞれの学校でそこに入れると消滅して、下水に流すっていう方法が、私なんか聞いてたのはもう大分前の話なんですけど、今、学校ではどういう形になっているんですか。生ごみの処理ですね。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　直接は学務課のほうでしていることかと思いますが、昨年度までは、区のごみとして区の収集のほうに有料ごみ処理シールを貼って出していただいていました。４月から、食品リサイクル法に基づく処理というのを行っているというふうに聞いておりまして、区の収集には出さないということで、別途リサイクルをされているというふうに伺っております。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　産業廃棄物みたいな形で出すということなんですか。それともまた違うんですか。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　すみません、詳しく聞いているわけではないので、正確かどうか分かりませんけれども、食品リサイクルに回しているということで、通常ですと飼料、家畜の飼料にしたりとかっていうことの処理のほうに回していると思われます。詳しくは学務課のほうに確認をしていただければと思います。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　分かりました。もう本当に古い話で、学校の現場では、リサイクルできるような形でごみをやってるんじゃなくて、もう溶かしてというか、そういう形でごみの処理はしていたということで、それだと子どもたちの教育にとってよろしくないというか、きちっと、今お話しくださったように、飼料として使えるような形になったということでは、そういう取組でよかったなというふうに思いますので、その点は分かりました。

それで、去年のこの委員会で、小型リチウムイオン電池の回収について、シビックと播磨坂の２か所だけしかやってないんで、回収場所を増やしてほしいということで、去年この委員会でお願いをしました。そうしましたら、検討いただいて、不燃ごみの日に集積所で回収

するということになって、区報で大きく報道して、１面全部使ってこういう形でやっていただいたということでは、提案してよかったかなというふうに思います。今日から始まったわけですけれども、何か問合せとか、昨日まで問合せだとか、始まって何か、今日は木曜日ですね。だから、そういう始まって何か問題とか何か、そういうのってお聞きになっていますか。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　お問合せに関しては特段ないというか、始まるんですねという話があったりとか、というのはありますけれども、大きいものはないですね。引き続き、適正な排出に周知を図ってまいりたいと思います。

○松平委員長　清家清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　本日は、後楽一、二丁目、春日一丁目、水道一、二丁目、本郷一、二丁目、湯島一丁目の回収を行っておりますが、無事、問題なく終了しております。

○松平委員長　関連にされます。

○品田副委員長　今ので関連。

○松平委員長　今ので関連。関連、品田副委員長。

○品田副委員長　一般質問でやろうと思ったんですけど、今出たので。区報のこれは９月 10 日号、これだけじゃよく分からなかったんですよ。これ分かります。ちょっとよく。それで、この中に、雨天の場合はできる限り次の収集日に出すように御協力くださいって書いてあるんですけど、ちょっと不親切かなという気もするので、ここのところ雨が続いて、今日は少し晴れましたけれども、回収にちょっと影響があるんじゃないかなと思ったので、この辺の御検討をしていただきたい。

　私は、区報はあまりよく分からなかったんですけど、清掃事務所が動画を出して、ＳＮＳで職員の皆さんがすごく分かりやすく、あれをどんどんＰＲしたほうがいいんじゃないかなって、広報課には申し訳ないんですけど。あれはでも、区の広報でやっているわけですから、ああいう動画は区の職員の皆さんも一生懸命回収してんだなっていうのも、熱意も伝わりますし、その辺はもう少しＰＲしたほうがいいんじゃない、スタートですからと思ったんでちょっと御意見言ったんです。いかがでしょうか。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　雨の日の回収に関しましては、引き取ってくれる業者さんが、雨の日に絶縁していない状態のものが出てしまうと、中でショートを起こして、集積所等での

発火のおそれもあるという懸念を言われていたので、できるだけ雨の日は出さずに次回にお出しください。あるいは窓口でお持ちくださいという広報をさせていただいているところになります。

○松平委員長　清家清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　小型式充電式の集積場の回収の広報としましては、委員の先生おっしゃるとおり、区報やホームページ、Ｘ等で行っておりますが、若い世代にも見てもらえるような、分かりやすい動画もあったほうがいいじゃないかということで、清掃事務所の職員が出演して、小型式充電式電池の排出方法についての注意点などを説明する動画を作成いたしました。多くの方にも見ていただき、正しい配置方法を知っていただきたいと思っております。

また、広報については、今後も試行錯誤を重ねながら行っていくつもりです。よろしくお願いします。

○松平委員長　よろしいですね。では、板倉委員にお戻しいたします。

○板倉委員　あと一点です。びん、缶、ペットボトルの資源回収については、隣接区のように区が管理してほしいということで、何年間もこの間要求してきました。昨年の決算特別委員会のところで、コンテナの設置は委託業者が管理するので、詳細な調整が必要ですっていう御答弁をいただいておりましたけれども、そのときに、その上で可能な範囲でなるべく早く進められるように検討していきますという御答弁だったんですけれども、状況はどうでしょうか。進みましたでしょうか。

○松平委員長　清家清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　コンテナの管理についてなんですけども、今、他区の状況を調べているところでございます。以前、2024 年、調査のときは９区だったんですが、今年度、調査をしたところ、11 区に増えておりました。ただ、また詳細、調べておりますと、その１区のほうが、ただ収集したときにまた新しいのを置いていくだけ、要はそこに置いていくだけっていう管理の仕方だったので、ちょっと実際とは違う管理の仕方をしておりました。

また、１区増えたということもありましたので、今そちらの区のほうに、どういうやり方をして増やせたのかとか、そういったものを調査しているところでございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　11 区ということで、多分、文京区に隣接しているところが多いと思うんですよね。だから、皆さんそれを日々見ていらっしゃるから、そのようにしてほしいっていう、そ

ういう思いで私たちも受け止めて、この間要求してきたわけですけれども。去年の段階で、今年度に実施するのは難しいけれどもっていうことを言っていらっしゃいましたけれども、状況としては、もうそろそろそういう形で区もやる方向を考えていただきたいと思うんですね。

もちろん回収業務に当たっている皆さんのそういう御苦労というのは本当に重々承知の上でお願いをしているわけで、もう要求してから４、５年以上たったということでは、高齢者の方々がますます大変になってきているということで、そういうことも、清掃事務所にそういうお願いの電話が行ったりも当然していると思うんですね。皆さん直接お聞きをしていると思うんですけれども。ぜひとも来年から、来年度から実施できるように、やっていただきたいと思うので、その辺の決意というか改めてお聞きしたいんですけれども。

○松平委員長　清家清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　これまでコンテナの管理は区民の方にしていただいておりまして、それを行うことで地域コミュニティーといいますか、身近な人のつながりをかなり強められているという利点もございます。今回、確かに高齢化が進んだり、個人の負担が増えてきていることはこちらも理解しておるんですけども、そういった面プラス、あと、そちらをやるための養生会社のほうの手配、そちらのほうが今、複雑なことになっておりますので、そちらのほうの、どうやったらできるのか、そういったことも考えながら、今後も進めていきたいと思っております。

○松平委員長　よろしいでしょうか。よろしいですね。

では、以上で報告事項４の質疑を終了いたします。

○松平委員長　それでは、一般質問に移ります。

一般質問は４名の委員の方から８件お申出がございます。

それでは、まず、では依田委員、１件。

○依田委員　簡単にすぐ終わります。今回定例資料に、目白台運動公園と肥後細川庭園の指定管理者の評価が出ておるんですけども、目白台運動公園のほうは結構赤字が大幅に拡大していたりして、これは通常の指定管理料のところの収支ですけれども、あと自主事業も新しいものをいろいろ頑張っているのはすごくよく分かるんですけども、こっちも赤字が拡大しているということなんですが。メインの収支のところで赤字が拡大しているのは、人の配置を増やしたりして、運営の質を上げるというところで、その動き自体は大変好ましいと思うん

ですけど、ただ、なかなか2,000万円とかの一応収支のマイナスになっていると、何かちょっと心配になるんですけども、ここら辺、区としてどのように見ているかというのと、何らか積極的な措置を取る余地はあり得るのかどうかとか、そこら辺を教えてください。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　目白台運動公園の指定管理者のほうの赤字のところの部分の話でございますけれども、今現在、区のほうから指定管理者のほうに対しましては、住民サービスの維持向上に加えまして、経理の面でも安定した管理・運営が図れるように改善を求めているところでございます。

その中で、昨年はかなり赤字が出たというところではございますけれども、今年度、指定管理者のほうで、具体的には、まず現状、大きく占めております人件費の部分につきまして、機械化が図れるところは機械化を図るですとか、また職員間の業務分担を見直すことで、勤務の余剰時間の削減を図ることで人件費の削減を取り組むというふうにも聞いております。また、現在再委託のほうを出しております日常の業務についても、中で、職員で対応できるものついては内政化するですとか、そうしたところで支出の削減に取り組むというふうに聞いております。

また、歳入の面につきましても、今、目白台運動公園につきましては、様々魅力ある自主事業のほうを展開するように頑張っているところでございますけれども、そうしたところをさらに進めていくのと、あとＳＮＳのほうを強化図りまして、施設の利用率の向上につなげまして、収入についても増を図っていけるように指定管理者と共に取り組んでいきたいというふうに思っております。

今後も区としましては、定例会ですとかモニタリング調査などの機会を捉えまして、引き続き指定管理者のほうと意見交換ですとか協議を行いながら、安定した公園運営に図れるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○松平委員長　依田委員。

○依田委員　もう最後にしますけども。ある程度、相当見ていただいているのは大変よく分かったんですけども、ある程度、これで大丈夫そうという見通しが立っているのかなと。今具体的にいろいろ施策を教えていただいたんですけど、金額的なところまでは分からなかったんで、そこら辺ざっくり、何とかこれでいけそうかというところの見通しを伺えたらうれしいです。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長　今年度初めに、事業計画ということで事業予算書のほうが提出されておりまして、その中では今年度の指定管理料と、また施設の利用料などに対する歳入の中でやりくりできるような形で出てきておりますので、その辺りは引き続き、定例会ですとか様々な機会を捉えながら確認してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長　よろしいですか。

では、宮本委員、２件。

○宮本委員　ありがとうございます。まず、１件目は廃食油、食用油、これを廃棄する際に、この回収をする取組についてお伺いしたいと思います。

先日８月１日に、ここシビックセンターでクールアースフェアが開催されまして、盛況でございました。その中の展示で、東京都の下水道局さんが展示してましたが、油を下水に流すと下水管が詰まるということで啓発をされておりました。そういった中で、地域住民の方から、文京区で実施しているステージ・エコにおいて、廃食油の回収をしているので、毎回御持参しているということをお伺いしました。大変にありがたいなと思いましたが。それで、その方から、できればより身近なところで回収してもらえる拠点があるとありがたいというふうなお声でございました。

調べてみますと、全国の自治体で様々工夫して回収拠点を拡充されているということも分かりましたが、回収してその廃食油が事業者さんによって様々再利用されることから、リサイクルの取組として有効だということであります。そうしたことから、民間事業者さんの中でも、ＳＤＧｓの取組として、独自で回収している事業者さんもあるというふうに知りました。

区として、現在こうした取組、廃食油の回収については、実施状況をお伺いしたいのと、また、近隣自治体の取組状況や、もし分かればですけども、取組状況や民間事業者さんの取組について知っている状況があればお伺いしたいと思います。また、こうした取組によるリサイクル事業がどのような効果があるのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長　石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長　廃食用油のリサイクルの件でございますけれども、委員御指摘のとおり、文京区ではステージ・エコという資源回収を中心に行っているイベントの際に、ステージ・エコ実行委員会のほうで回収するという仕組みで行っております。年に５回やっておりまして、うち３回は土曜日にやっているという状況で、昨年の実績で言いますと、廃食用油については、152 キロの回収がございました。こちらのほうは、専門の業者のほうにお

引取りをいただいて、バイオディーゼルの原料になっているというふうに聞いております。

他区とか他自治体での取組なんですけれども、23 区でいいますと、廃食用油の拠点回収というのを行っているのが半数以上ございます。ただ、どちらも月に１回というところが多くて、そのぐらいのペースになっているかなと思います。

それから、区民の方の御要望というか御意見なんですけれども、特段、リサイクル清掃課のほうに廃食用油の回収をしてくれないかというような御意見は今のところ寄せられておりませんで、ステージ・エコでの回収で一定程度、回収ができているのかなと思います。

ただ、民間でも様々取組を行っておりまして、東京都が主催をしている事業においては、一部スーパーにおいて独自のリサイクルシステムを取り込んで回収しているところもございますし、区内のスーパーでも一部ＳＡＦ原料として油を、食用油を回収しているスーパーがあるというふうに認識をしております。

こういった状況から、にわかに拠点での回収というのを始めるものではないんですけれども、ひとまず、区内の民間が行っているものの御紹介とかをホームページで載せるとか、なるべく減量したいと思われている方が出せる状況はつくっていきたいなと思っております。

効果というところなんですけれども、今、廃食用を回収しないと、燃えるごみにそのまま吸ったり固めたりをして出すということになるかと思いますので、ごみ減量施策の一環にもなるやに思っておりますので、そこについては意を持って検討してまいりたいと思っております。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございます。よく分かりました。確かに全国の自治体でも、独自で拠点を持っている場合もあれば、民間事業者さんと締結して、工夫してやっているところもありました。今おっしゃっていただいたように、区内の民間での取組と連携するということも有効かと思いますし、また、広報をしていただくことが有効かと思いますので、よろしくお願いします。

また、効果としてもごみの削減にもつながるということですので、有効な取組にしていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一個の質問なんですけども、先日９月 28 日の建通新聞の記事で、千代田区がアフォーダブル住宅供給モデルを創設するという報道がございまして、趣旨としては、区内のマンションの空いているマンション、中古マンション、それから事務所ビルといった既存ストックの改修を支援し、アフォーダブル住宅の供給につなげることで、子育て世代などが安心し

て住み続けられる環境の整備を目指すということでございました。

文京区と千代田区の状況、様々違うと思いますけども、この子育て世代の住居提供に資する取組は有効かと思いますし、また、住宅既存ストックを有効活用するということも有効かと思いますけども、こうした取組について、区としても研究をしていって、アフォーダブル住宅について研究していっていただければと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　千代田区の行う事業につきましても、報道ベースではございますが、こちらでも認識はしているところでございます。以前から千代田区の周辺区の住宅政策の担当者との意見交換なんかをする中では、千代田区の独自性といいますか、地域の特性として、ここ数年の地価・住宅価格の上昇は、千代田区から一番早く、いち早く始まり、上昇幅も高いという、そういった危機感が高かったようなところ、それから、また、そういった施策ができるというところについては、支出を支える財政が強いというところもあるというところで、なかなかおいそれと同じことをやるということは難しいかなというところが、意見交換の中では多かった意見かなというふうに思っています。

文京区においても、現状、ストックの増加の傾向などを考えますと、直接区が住宅供給を行うということは現状考えてないところではございますが、子育てというのは区政の中でも重要な区政課題でございますので、子育て支援については、所管とも情報交換を行いながら、区として対応の必要性など、引き続き情報収集や分析などに努めてまいりたいと認識してございます。

○松平委員長　宮本委員。

○宮本委員　ありがとうございました。なかなか千代田区と文京区、状況は違うと思いますし、財政的なところも違うと思うし、考え方も違うかと思いますが、いずれにしても我々議員のほうには、日頃から子育て世帯の区民の皆様から、子どもが大きくなって引っ越しをするときに、ちょっと高騰してしまっていて、区内での引っ越しが難しいというお声は続いております。なので、完全に無視をすることはできないと思いますし、そうした姿勢を区としても見せていくことが必要かと考えておりますので、引き続き、研究をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○松平委員長　では、板倉委員。

○板倉委員　１点は今回の補正予算に関わるものなんですが、道路工事についてです。新宿区の矢来方面から江戸川橋にかけては、江戸川橋通りというふうに言っていますけれども、あ

そこで改良工事というのが始まったんです。ところが、なかなか進捗しない。私も１週間に１回以上はあの場所を通るんですけれども、なかなか進捗をしないということで、どうなっているのかなということなんです。

多分２、３年前に説明会があったんですよね。説明会に私も出席をさせていただいて、そこ、主には新宿区側の工事ですけど、文京区にもかかっているということで、あそこの横断歩道のところに音響式の信号をつけてほしいっていう要求もそのときさせていただいたりもしたんですけれども。ただ、歩道の整備はかなり進んだかなと思うんですが、車道のところが何の手もつけられてなくて。

それで、文京区側じゃなくて、もう本当に区境になっちゃうんですが、雨が降るとすごい水たまりになっちゃってるんですね。そのことについて、文京区に話してもどうなのかなというふうにずっと思っていたら、そういえばあそこは文京区と新宿区が一緒に工事をするはずになっているということで、今回あそこの整備がどうなっているのかということをお聞きしたいんです。補正予算で今回 2,000 万ほど補正がついているんですけれども、これの中身も併せてお願いをいたします。

○松平委員長　有坂道路課長。

○有坂道路課長　あそこの文新第４号という名称の特別区道になりますが、あそこにつきましては、新宿区と文京区が協定を結んでおりまして、基本的には新宿区が全て工事は行うというものになっています。文京区道にかかる部分の工事費用について、最終的に文京区が新宿区にお支払いをするということになっております。

今、工事が止まっているという状況なんですが、工事が止まっているのが、先ほども申しましたように、新宿区が工事自体は発注をしておりまして、受注した事業者が工事ができない状態といいますか、そういう状況になってしまったので、現状工事が止まっているということになっております。

このたび補正予算で 2,000 万という金額が上がっていますが、その金額については、ここの文新第４号に係る費用ではなくて、補正予算上、この道路が載っているのは、本来、債務負担工事で令和９年までのものだったんですが、工事が止まっているという状況から、令和 10 年まで延ばすということで、補正の資料の上で掲載しているというものになっております。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　ちょっとよく分からない。工事に関わる費用じゃないっていうことなんですか。

それで、見通し。新宿区の工事だということで、いわゆる推移を見守るというか、そういう感じになってしまうのかなというふうに思うんですけれども。文京区にもかかっているわけですから、そこはきちっと情報を得て、区民にお知らせをしてほしいなと思っているんですよ。皆さんどうしたのかなっていうふうに思っているわけですから、そこは、区も一定ここ負担をしたっていうか、工事全体は新宿区なんでしょうけど、この 2,400 万っていう金額は区が支出するわけですから、そこはきちっと区民の皆さんに、それこそ紙でいいのか、紙じゃないと分からないと思うんですけれども。

説明会あれだけやって、私たちも出席を促されてたわけですから、周辺地域の皆さんにこうなっているんですっていうのを知らせてほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松平委員長　有坂道路課長。

○有坂道路課長　そうですね。工事が止まっている状況等については、新宿区のほうから、きっちりと説明していただくように、改めてその点については話合いといいますか、協議してまいりたいと思っております。

また、先ほども申しましたが、補正予算の資料に載っている 2,000 万という金額については、文新第４号に係るものについては、一億四千何百万ということで協定金額を組んでいまして、そこは金額の変更は現状ございません。あくまでそこに文新第４号を載せているのは、債務負担工事期間が延びているということで、今後、文京区がその工事費に対してお支払いする費用が増えることは、当然、今、労務費ですとか材料なども高騰していますので、上がることは予想されますが、現状は協定を結んだ時点での金額ということになっております。

お知らせについては、冒頭申しましたように、新宿とその辺りについても協議をして、しっかりと皆さんに伝えていけるようにしたいと思います。

○松平委員長　よろしいですか。

１件目がこれで終わり。では２件目のほうへお願いいたします。

○板倉委員　説明会には議員として、私だけじゃなくて、ほかの議員さんも出てますから、ぜひそこは報告もしていただきたいし、どうしたんだろうってみんな思っていて、私も聞かれても説明できませんので、ぜひよろしくお願いをいたします。

そして、もう一つは目白台運動公園です。今、先ほども依田委員のほうからもありましたけれども、指定管理者の管理・運営に関する評価報告書の中で、令和６年度に 708 万余の赤字が、７年度は 1,344 万円も増えて 2,053 万 6,880 円ということで、先ほどもありましたけ

れども、人件費のところが 1,120 万円ほど増えているんですが。６年のときと比較をすると、常勤職員のところで、６年度と比較すると 709 万円増えて、施設管理職員のところが同じく 409 万円も増えているわけですが、これは指定管理者の収入の中からの支出の、あくまでも指定管理事業者が事業遂行上の結果であって、区がそれに対して補填するとかそういうことじゃなくて、指定管理者がきちっとやっていくということなんですけれども。

この事情についてどういう事情だったのかというのをもう少し詳しくお聞きしたいのは、６年度のときに、所長と副所長が交代をして、本社からの支援要員がかなりかかったっていう報告があったわけですけれども、７年度もまだそれを引きずっているというか、改善されてなくて、こういうことになったのかっていうことと。

８ページのところに、管理・運営の適正性っていう項目があって、それの中の⑫のところで改善勧告の中身が書かれているんですけれども、業務要求水準にのっとった適切な人材配置がなされていない時期があったため、ここは改善勧告を区が出したわけです。このことと関連をしているのか、今年度は解決しているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず、指定管理の人件費、すみません、人員配置のところの質問でございますけれども、昨年度、年度の当初に所長と副所長が交代しておりまして、その後、いろいろと確認をしていく中で、その交代した所長と副所長が業務要求水準で定めております要件のほうを満たしてないということが判明いたしまして、その所長と副所長を交代するというところで改善勧告に基づきまして交代等をしていただいたところがございました。

その際に、指定管理のほうとして公園の安定した管理・運営のところに、そのままの配置ですと、その業務のスタート時点で、かなり問題が生じる可能性があるというところで、常勤職員のほうを多く配置するというところで、人件費のほうはそこで、常勤職員の人件費についてはそちらのほうで上がったものでございます。

また、常勤職員でないところについても、今回、人件費が上がっているところでございますけれども、これ指定管理のほうに確認したところ、もともとローテーションのほうが２交代制ということでやっていたところを、職員の働きやすさを考慮して最大４交代制に変えたというところで人を増やしたところもありまして、そちらのほうも金額が上がったというふうに聞いてございます。

また、昨年度、所長のほうが一時体調不良などありまして、本社のほうから支援要員とい

う形で来たというところで、お金がかかっていたというところではございますけれども、今年度、所長のほうは配置されておりましたので、そうした部分での支援はないところであったんですけれども、多目的広場のほうの芝の維持管理のところで課題等もございまして、そうした芝の維持管理のところでの技術アドバイザー的な形で、本社のほうから職員をこちらのほうに来てたというところで、今年度についても、そこの本社経費のほうの支援要員のところについては金額が高くなっているというところの状況でございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　そうすると、今、常勤の職員さんというのは、所長と副所長と、あと主任という方がいらっしゃるようですけれども、今、その常勤の３人プラス、その施設で管理っていうか、される方がローテーションしながらやってるということで。本社からの支援っていうのはもう、今年度はそういう形はなくて、やれてるということなんですか。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　常勤職員のところでございますけれども、目白台運動公園のほうは、業務要求水準のほうで施設長１名、副施設長１名以上、主任１名以上を配置することというふうにしておりまして。昨年配置を見直した、指定管理者のほうが自主的に配置を見直した際に、主任については２人に増員して対応しておりまして、現在もそちらについては、主任は２人で対応しております。

　また、本社からの支援要員のところにつきましては、芝の維持管理のほうにつきましては、まだ技術的な部分の課題があるというところで、そこについては本社からも支援が来ているというところでございますので、今年度もそちらについてはかかっているものと聞いてございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　それで、先ほどの管理・運営の適正性のところで、区が問題にしているのは人員配置ではなくて、人材配置っていう言葉になってるというところが、先ほど説明された、そういう中身なのかなというふうに思いました。

　それで、同じく⑭のところでの改善勧告ということで、先ほど御説明があった芝生だとか、水質管理のところで改善勧告が区から出されているんですけれども、この芝生の問題については、ここに書かれてあるとおりなんですけど、前の年、多分６年度のときも芝生の問題で指摘があったかと思います。これは生育のことではなくて、そのやり方、委託に出した、そういうのの中に問題があったっていうことですけれども、今回指摘されているのと内容は違

いますから、その辺はあるんですけど、ただそれも改善勧告の一つだということですよね。

それと、水質検査の水の採取場所の誤りっていうふうに書いてあるんですけど、これは、水質検査は多分噴水のところだと思うんですが、この噴水のところについても、６年度のときにも、使用しているのは地下水なんだけれども、誤って水道水の検査をしてしまったというのが６年度のときにあったんですけれども、水質管理というところで、前の年の教訓が生かされてない、こういう指摘がまた改めてされるということについては、本当に生かされてないのではないかなと思うんですね。

噴水の話は去年も私させていただきましたけれども、暑い時期がもう、春先からもう暑くなってくると、結構そういう時期でも子どもたち水の中に入って遊んでいるというのをよく見かけるんですよね。だから、去年も言いましたけれども、子どもって水を触ったその手を口の中に入れるっていうのは往々にしてあるわけですから、水質検査っていうのは本当に厳密にやらなければならないということなんですけれども。今回は、地下水の検査がどういう形で誤りがあったっていうことなのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　まず改善勧告で、芝生のところについては、改善勧告は今年度は出しておりません。昨年度、芝生の管理のところで採択したところが一部労働者派遣と思われるような現場管理となっておりましたので、そこについて改善勧告を出しておりましたけれども、今年度はそういった形ではおりませんので、そちらについては出しておりません。

それから水質管理についてでございますけれども、今年度、改善勧告を出した内容としましては、もともと、そちらの水質検査のほうを５月のゴールデンウイーク明けぐらいまでに完了するように伝えていたところでありますけれども、それが実施されないまま７月下旬頃までいてしまっていたというところと、また、その水質検査を実施したところではあるんですけれども、目白台運動公園のほうで、地下水というのが実際に噴水のところで流れているのとはまた違う系統の地下水のほうを今回誤って採取して検査してしまっていたというところがありまして、その辺りが、しっかりと施設の状況が把握できてなかったという問題の部分もございましたので、改善勧告を出したというものになってございます。

○松平委員長　板倉委員。

○板倉委員　分かりました。地下水のところでは、２年連続して地下水の問題のところの指摘があったということですから、初歩的なというか、そういうところでの誤りっていうのは、それを繰り返すっていうか、同じことではないにしても、同じようなことが起きるというの

は、きちっと引継ぎがされてないというふうに思いますし、区からの改善勧告が２回あったということでは、６年のときも改善勧告、確か２回出てたかなと思うんですけれども、業務に対する正しい知識が不足しているというふうに区が指摘をしているんですが、今年度、どのような努力をするのかを含めて、指定管理者にどのように求めているのか、それができているのかのチェックはどういうふうにされているのか、伺います。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　目白台運動公園の指定管理につきましては、令和６年度に２回改善勧告を出しまして、昨年度も２回出したところではあるんですけれども、その最後に出したのが人員配置のところでの改善勧告でございましたけれども、その後、指定管理者のほうで、人員配置等をより強化するような形で配置して以降は、今のところそういった改善勧告を出したり、著しく問題のあるようなものということはございませんので、今のところは、それ以降は運営に関しては問題なくいっていると思ってございます。

また、区といたしましても、そうしたところが今後も引き続き継続されるとともに、なるべく区民サービスのほうも向上が図れるように、定例的に行っております定例会ですとか、また、年に２回モニタリング調査というのも実施しておりますので、その中でしっかり指定管理者のほうの業務について確認して、意見交換や協議、要請などを行いながら、良好な管理・運営のほうを確保してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長　板倉委員。板倉委員、まとめて御質問お願いできますでしょうか。

○板倉委員　はい。指定管理者制度でここをやっているわけですけれども、指定管理者にするということは、区民サービスを区がやるよりも向上した内容でやれるというふうな理由で指定管理者になっているわけですから、そこがきちっとやれないというふうになるのであれば、問題は残っているかなというふうに思って。今年度については本当に、きちっと対応していただくように求めていきたいと思いますし、昨年の建設委員会の会議録を読み返していたら、ちょっと気になる文章が、発言があったんですね。

というのは、課長さん答弁で、利用料金、今後上げていけるようにと発言されているんです。文字で残ってるんですけども、これは利用料金収入を上げていきたいっていうことだと思うんですが、文章にこういう形で残ってると、私、こういう赤字になっていくという点では、利用料を上げていくということでは困るなというふうに思いました。ですから、指定管理者さんもいろいろ実施事業で新たなこともやっているっていうのは聞いておりますので、そうした努力もしていただきたいということを要望しておきます。

以上ですが、お答えあれば。

○松平委員長　髙橋みどり公園課長。

○髙橋みどり公園課長　すみません、昨年度の私の答弁の中で言葉足らずで申し訳ございませんでした。正しくは、今、委員からもお話ありましたように、利用料金を上げるではなくて、利用料金の収入を上げていくというところが正しいところになりますので、今年度も指定管理者のほう、魅力的な施設の運営を図りながら、そうした利用率を上げて、そうした歳入の増につなげてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど答弁漏れじゃないですけど、今年度につきましては、水質の検査のほうは適切に実施しておりますので、今後はこういったことがないようにしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長　よろしいですね。

では最後、品田副委員長３件、お願いいたします。

○品田副委員長　最初に、９月 21 日から昨日まで行われました交通安全運動の実施ということでお疲れさまでした。地域でも町会等、いろいろ旗を振ったりとか、いろいろ交通安全運動の実施に協力していったと思うんですが。そうはいえ、新聞によりますと、都内の交通事故、まだまだ減らないということで、特に１月から８月にかけて、もう都内で 80 人の方が亡くなったということです。特に 60 代以上の方が全体の 56％ということで、高齢者の方が多い、これはずっと、自転車とか高齢者が多いのは交通安全協議会などでも御報告をされているわけですが。何とか亡くなる方はなくさなくちゃいけないということで。

その現場が生活道路での事故に巻き込まれたというのもあるということで、皆さん御承知のとおり、９月１日から、いわゆる生活道路、中央線がないところとか、車両通行帯のない生活道路で、時速 60 キロから 30 キロに引き下げられたというのは皆さん御承知のとおりだというふうに思いますが、これによって致死率が随分減るということで、これはしっかりと守っていただいて、亡くなる人をなくしていきたい。それから、生活道路は人が優先なんだというのをしっかりと区内に広めていただきたいというふうに思っています。

そういった状況の中で、もちろん啓発等は警察が中心になって、広報等も加えてやるというふうに思いますが、文京区としてもできることは当然あるはずで。過去に事故があったところの場所とか、出会い頭とか、ヒヤリ・ハットの共有とか、そういう事故が起こりやすい場所への対策、それから、あと高齢者の免許の返納とか、それは行っているというふうに思いますが、やはり運転する側も高齢者だと、なかなか事故につながりやすいということで、

移動手段としてコミュニティバスなどや都バスを使っていただいて、免許を返納していただくということ。

それから、生活道路を通るのは結構配達とか、中小企業とか、商店の方もドライバーとして通るのが多いと思いますので、そういった社内とか企業の中での交通安全教育なども実施していただければ、少しでも広がっていく、なくなっていくのかなというふうに思ってはいるんですが、区としての対策をどういうふうに考えてらっしゃるのか、お聞かせください。

○松平委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　９月１日から生活道路における法定速度が引き下げられたということでございますけども、このたびの秋の交通安全運動におきましても、周知啓発を行うといたしまして、文京区ではＳＮＳですとかホームページで警視庁が作成したリーフレットを載せるなどしてお知らせをしております。

生活道路ですから、区民の皆様が日々の暮らしの中で通行する道路ということで、イメージとしては大通りから一本入ったところということに近いかなとも思っております。こうした道路が特段の速度規制がなければ最高速度、法定速度が時速 30 キロだということは、特にドライバーを中心に理解していただいて、安全に通行するようにということの周知啓発が大事だというふうに考えております。

御質問にありましたように、まず人が安全、歩行者が安全に通行するということが最優先であるという視点ですとか、あとは交通事故が過去に起きたようなところについては、警察のほうできちんと把握をして、そこを重点的に取締りなどを行っているということも聞いておりますので、そういった連携もしてまいりたいと考えています。

また、特に高齢者に向けた免許返納の取組については、今年度も東京メトロと連携をいたしまして、免許返納キャンペーンということを交通安全運動の期間から 11 月までの間で、区としても、３年目になりますけども、取り組んでおりますので、そういったことをお知らせしながら、高齢者御自身に交通安全に関して考えていただき、免許返納につなげていくような取組を進めてまいりたいと思っております。

それから、生活道路を通行する車、ドライバーが仕事で通るということも多いと思っておりますので、交通安全運動の中では、事業者への取組として、運行管理者としてドライバーに対して交通安全教育をしていただくということは進めておりますので、そういった点については、警察と関係機関と連携しながら、今後も周知啓発ということに努めてまいりたいと考えております。

○松平委員長　品田副委員長。

○品田副委員長　ぜひ、亡くなったり、けがをする方が一人でも少なくなり、ゼロに近付けるように努力していただきたいと思います。

次は、最近の新聞報道でありましたように、マンションの大規模修繕で談合があって、いろいろ金額を跳ね上げられてしまったとかいうニュースがあったというふうに思います。それで、談合が認定されたマンションということで新聞に載っていたので、文京区、ないことを祈りながら全部調べたら、文京区がなかったのでよかったなというふうに思ってはいるんですけども。

区では、マンションについては、管理については、セミナーや専門家の派遣等をしていただいているのは十分知っています。こういうことをちゃんと各マンション、理解してもらわないと、こういう被害に遭ったりもするのかなというふうに思ったので取り上げさせていただいたんですが。文京区はもう７、８割マンションになっているということで、管理組合も一生懸命努力はされてたり、いろいろ法律も変わったりしているんですけれども、最近のマンションの管理・運営について、それからセミナーの参加や専門家の派遣等、どういう状況にあるか、教えてください。

○松平委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　先日来そのマンションの談合、大規模修繕に関わる事業者側の談合ということで報道があって、こちらについては、国のほうからも周知を、啓発をするようにという要請が来ているという状況ではございます。それ以前に区のほうでも、マンションの管理体制、そういったマンションの大規模修繕における談合は、なかなか民間会社の中のやり取りを管理組合のほうで把握することは難しいというところはあるんですけれども、一方で、管理組合の活動にあまり関心を持っていただけない居住者の方といいますか、そういう方もいらっしゃるということで、そういった御自身のお住まいを自分たちの目で管理していくというところを、意識啓発をしていくという必要は、必要だというふうな認識を持っていまして、その辺り、区のほうでも、様々な機会を通じて広報していこうというふうに考えていたところでございます。

○松平委員長　品田副委員長。

○品田副委員長　マンションの修繕は、このたび、ぐっと補助額が上がったりして使いやすくなったというふうに思っているので、その辺の、耐震化も含めて、区民の皆さんの相談に乗っていただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがですか、状況を教えてください。

○松平委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　一般のマンションに関してですけども、分譲マンションにつきましては、金額も上げてというところで、周知啓発をしているところでございます。まだ上げたばかりで周知啓発が至らないところもありますので、今年度、来年度にかけてさらに周知啓発をして、様々お問合せのほうはいただいている状況でございます。特に診断からというところではございますけども、診断から設計、設計から改修というふうにつなげていけるように、引き続き、周知啓発やアドバイザー派遣等を通じて、機会を捉えて改修までいっていただくという機運をつくっていきたいというふうに考えています。

○松平委員長　品田副委員長。

○品田副委員長　修繕費用って結構何千万単位、あと中には億単位というお金がかかりますので、なかなか素人にはこの金額の査定が難しいところもあるというふうに思いますし、補助金があるということも本当に大きな、促進する、加速させることにつながるというふうに思いますので、耐震化も含めて、良好な住宅、マンションが確保できるように、地域整備課としても努力をしていただきたいというふうに思っています。

最後に一つ、東京都のゼロエミッション地区創出プロジェクト、昨日幹事長のほうに、去年は採用されなかったんですけども、８年度はいい報告ができそうだという話を聞いたので、今日広報されるのかな、その辺はいかがでしょうか。どういう状況だと。

○松平委員長　武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長　東京都の補助事業になりますけども、ゼロエミッション地区創出プロジェクトにつきましては、本日、東京都が、いわゆるプレス発表をしまして、都のホームページにはまだ掲載がないという状況でございますけれども、いずれにしても文京区が選定された旨が公表されることになってございます。

具体的な内容につきましては、そちらの都のホームページにも掲載されますけれども、いわゆる区の南部の、いわゆる春日・後楽のエリアを中心として、特定の地域につきましては、カーボンニュートラルを強力に進めていくという内容にしてございます。

また、区の特色である大学が多いという点も踏まえまして、カーボンニュートラルに積極的な大学についても併せて飛び地として指定してございますので、関係している事業所と連携しながら、区全体としても地域の脱炭素を強力に進めていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長　品田副委員長。

○品田副委員長　ありがとうございます。採用されてよかったというふうに思います。このプロジェクトについては、詳細はまた決まったら、委員会等にも御報告や、皆さんに御報告していただいて、ゼロエミッションが広がるように、ぜひお願いします。

以上です。

○松平委員長　以上で一般質問を終了いたします。

○松平委員長　その他に移ります。

本会議での委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長　本日の委員会記録については委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長　以上で建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後　　４時４０分　閉会